

【資料1】

京都市歴史まちづくり推進協議会委員名簿（H23.4.1）

（五十音順敬称略）

No.	所属	役職	氏名	備考
1	京都工芸繊維大学工芸科学研究科	教授	石田 潤一郎	
2	京都工芸繊維大学	名誉教授	河邊 聰	
3	花園大学文学部文化遺産学科 京都大学	教授 名誉教授	高橋 康夫	座長
4	京都工芸繊維大学工芸科学研究科	教授	日向 進	副座長
5	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科	准教授	宗田 好史	
6	財団法人 京都市景観・まちづくりセンター	理事長	三村 浩史	
7	京都府教育庁指導部文化財保護課	課長	磯野 浩光	
8	京都市都市計画局	景観創生監	寺田 敏紀	
9	京都市文化市民局文化芸術都市推進室	文化財 担当部長	北村 信幸	
10	京都市建設局建設企画部	技術総括 担当部長	横木 孝司	

【資料 2】

京都市歴史的風致維持向上計画の平成 23 年度変更について

- 1 京都市歴史的風致維持向上計画の変更（案）＜概要＞
- 2 新旧対照表（案）
- 3 京都市歴史的風致維持向上計画の変更（重点区域の拡大等）についての主な御意見及び対応について

京都市歴史的風致維持向上計画の変更(案) < 概要 >



京都市都市計画局都市景観部景観政策課



はじめに

京都には、1200年に及ぶ悠久の歴史の中で育まれてきた文化や伝統と、寺社を始めとした歴史的建造物、また京町家等による個性ある歴史的町並みが存在します。そして、そこでは今なお伝統行事や暮らしの文化がいきいきと営まれ、固有の風情を醸し出しています。

京都市では、この京都固有の歴史的風致を未来に引き継ぐため、「歴史まちづくり法（正式名：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）」に基づき「京都市歴史的風致維持向上計画」を作成し、平成21年11月に国の認定を受け、計画に基づくまちづくりを推進しているところです。

この度、本市の都市経営の基本となる新たな基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」及びその中で重点戦略に位置付けている岡崎地域において「岡崎地域活性化ビジョン」を策定しました。それらの策定を受けて「京都市歴史的風致維持向上計画」の一部を見直すこととしました。

歴史的風致とは

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（歴史まちづくり法第1条）

現行の「京都市歴史的風致維持向上計画」の概要

京都の歴史的風致を維持向上するため、平成21年度に策定した計画です。この計画では、まず「京都市の維持向上すべき歴史的風致」として、京都で今なお形成されている歴史的風致を示しています。そして、その歴史的風致を維持向上するために、「基本方針」を設定し、重点的かつ一体的に施策を推進していく地域として「重点区域」を設定するとともに、重点区域を中心に展開する様々な施策を記載しています。

【計画期間 平成21年度～平成30年度】

京都市の維持向上すべき歴史的風致

京都市の維持向上すべき歴史的風致は、京都を育んだ豊かな自然と、千年をこえる古都の歴史と文化が織り成す都市空間および歴史文化遺産群、伝統を受け継ぎ革新を求める人々が営む暮らしの文化や行事、芸術が一体となって形成されており、日本はもとより世界にも類を見ない、良好な市街地の環境です。

その品格と風情ある京都の歴史的風致を以下の6つの切り口で表現しています。

1 祈りと信仰のまち京都

世界遺産をはじめとする寺社や身近な祈りの場である寺社に参詣する人々と、それを迎える門前町などの人々の営みが受け継がれています。



2 暮らしに息づくハレとケのまち京都

四季を彩る祭礼空間、暮らしの場である京町家、地域の中心であるお地蔵さんや番組小学校、京都御苑や二条城などの歴史の舞台において、暮らしに息づくハレとケの営みが受け継がれています。



3 ものづくり・商い・もてなしのまち京都

西陣や錦、花街など、京町家をはじめとする歴史的な町並みの中で、ものづくりや商い、もてなしの営みが受け継がれています。



4 文化・芸術のまち京都

寺社をはじめ、日々の生活の場である京町家などで、能、狂言や茶の湯、生け花、美術などの文化・芸術活動、さらにはそれらを支える様々な営みが受け継がれています。



5 伝統と進取の気風の地

京町家や近代洋風建築などの歴史的建造物が形成する町並みの中で、明治以降の近代化を推進した伝統と進取の気風に培われた営みが受け継がれています。



6 京郊の歴史的風致

伏見や旧街道沿いのまちなど、かつて都と密接に関わってきた地域では、伝統に培われてきた祭礼や日々の暮らし、生業などの営みが受け継がれています。



1 写真提供：陶器祭運営協議会
2 写真：第214回市民狂言会より

基本方針

歴史的風致を維持及び向上させるため、7つの基本方針に基づき歴史まちづくりを進めています。

歴史的建造物を守り育て、それを活かしたまちづくりの推進

歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりの推進

など

重点区域

歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である土地の区域を重点区域として4地区設定しています。

上賀茂地区

歴史的市街地地区

歴史的市街地・東寺地区

歴史的市街地・伏見地区

歴史的風致の維持及び向上に資する施策

重点区域内を中心として、歴史的建造物の修理・修景事業や、道路の無電柱化・美化事業などを実施し、歴史まちづくりを推進しています。

京都市歴史的風致維持向上計画の変更(案)の主な内容

新たな「京都市基本計画」の策定等に伴い、現行の計画を次のように見直します。

1. 重点区域の拡大

「京都市基本計画」の重点戦略の一つに位置付けられ、平成22年度末に「岡崎地域活性化ビジョン」を策定した岡崎地域を含む白河（岡崎・吉田）エリアにおいて、近代建築物等の歴史的建造物や街路の保全・修景などの取組を推進するため、次のような変更を行います。

白河(岡崎・吉田)を新たに重点区域とします。

白河(岡崎・吉田)の歴史的風致の記述を充実します。

白河(岡崎・吉田)を中心とした地域における取組を追加します。

* 白河（岡崎・吉田）：本計画では、近代化に大きな役割を果たした、白川の扇状地に広がる岡崎・吉田及びその周辺を示します。

2. 計画期間の延長

本計画は、本市の都市経営の基本となる「京都市基本計画」の分野別計画に位置付けられるものです。この度、新たな基本計画として平成23年度から10年間の京都の未来像と主要政策を示す「はばたけ未来へ！京プラン」を策定したことを受け、基本計画の計画期間との整合を図るため、本計画の計画期間を次のように変更します。

計画期間を延長します。

変更後の計画期間：平成21年度～平成32年度

岡崎地域活性化ビジョン

岡崎地域での「優れた都市景観・環境を将来に保全継承」「世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能強化」「更なるにぎわいの創出」を図ることを目的として、平成23年3月に策定

(ホームページアドレス http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-11-3-0-0_9.html)

岡崎地域の課題(抜粋)

貴重な文化遺産の継承と活用を両立させる仕組みが不十分。
各施設の老朽化、機能強化への対応が必要。など

実現のための7つの方策(抜粋)

山紫水明の岡崎の魅力を生み出す琵琶湖疏水と近代化遺産の保存と活用
地域資源を結び、岡崎の総合的な魅力を高める、保全・創造する景観・まちづくり など

白河(岡崎・吉田)の重点区域化

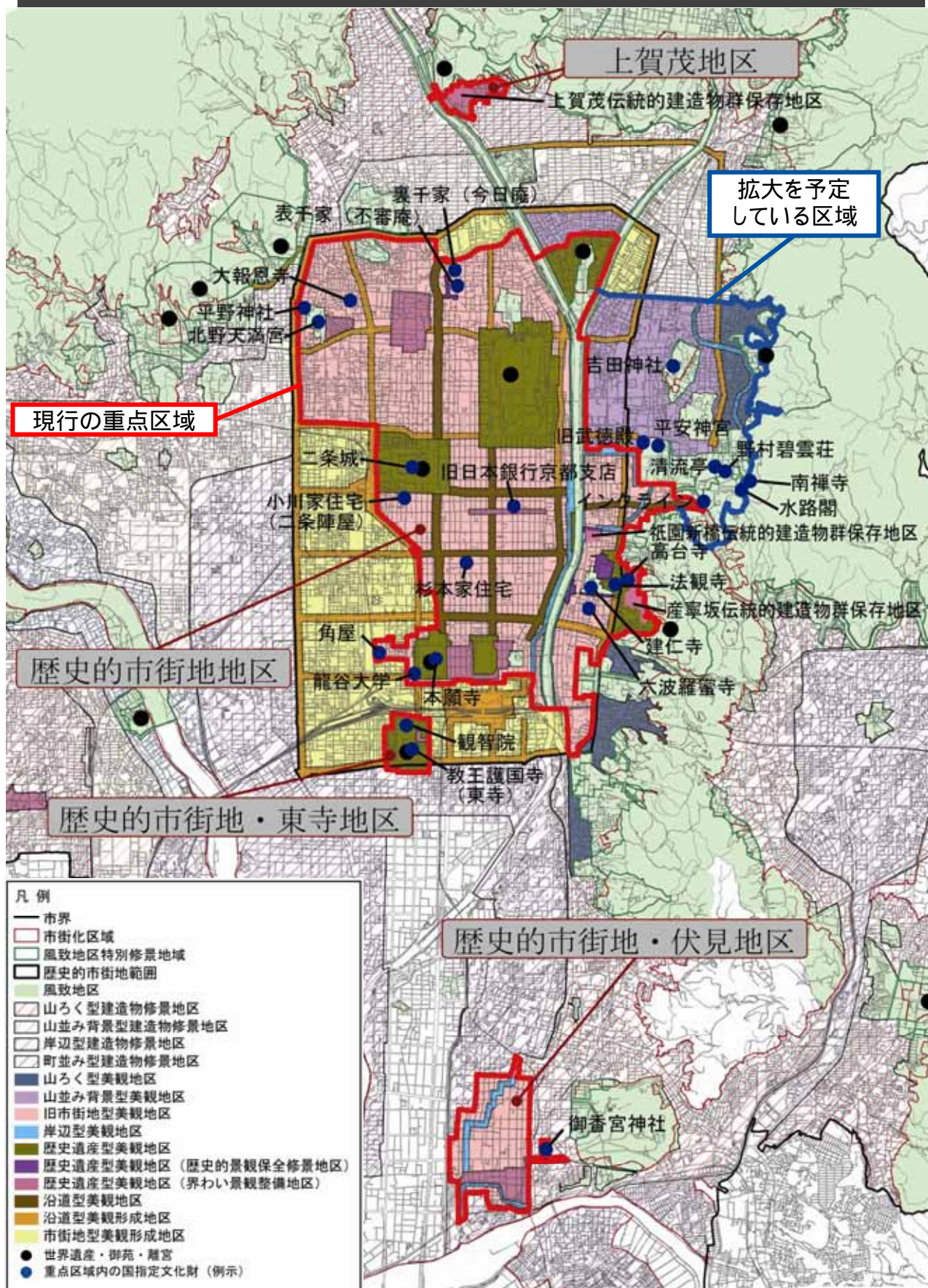
既に重点区域として設定している「歴史的市街地地区」を、岡崎地域を含む白河（岡崎・吉田）の歴史的風致「伝統と進取の気風の地」が形成されているエリアまで拡大します。

重点区域拡大の考え方について

京都固有の歴史的風致である「伝統と進取の気風の地」の中核を成している、1)琵琶湖疏水と関連施設群(邸宅群、浄水場など)、2)文教施設群(岡崎の文化施設や吉田の教育施設など)とその周辺の市街地を区域として設定します。

なお、景観地区や風致地区により、景観規制がしかれている区域を基本としています。

重点区域扩大(案)



白河（岡崎・吉田）の歴史的風致の記述の充実

重点区域拡大とともに、白河（岡崎・吉田）地域で形成されている歴史的風致をより具体的に示すため、歴史的風致「伝統と進取の気風の地」の具体事例を次のように追加・充実します。

具体事例「琵琶湖疏水と邸宅群」の追加

歴史的風致の
形成するエリア

疏水由来の庭園が存在する邸宅群等が広がるエリア
発電所や浄水場等の近代化を象徴する施設が立地するエリア
哲学の道や水路閣など疏水施設が自然風景と一体となって風情を醸し出しているエリア



伝統的な活動

南禅寺界隈の邸宅群は、歴史的に海外の要人や賓客の接待の場、また、重要な会合の場として使用されてきました。



春に行われる芽摘み
(名勝 無鄰庵庭園)

邸宅の町並み



現在でも、その多くが、迎賓や会合施設としての役割を果たしており、そのために、四季を通じて庭の手入れを行うなど、規模の大きな庭園・邸宅を日々維持し続けています。

琵琶湖疏水は、京都の近代化のため、明治23年（1890）に建設されました。疏水の完成によって、水運、水道事業や市電敷設等が行われ、京都の近代的まちづくりの基礎となりました。

また、東山のふもとでは、疏水の豊富な水を利用した邸宅群が形成されました。

疏水は現在でも京都のまちに水を供給しており、哲学の道に代表される四季の移ろい豊かなその風景は、京都市民にとって欠かせないものです。



哲学の道



水路閣

形成されている歴史的風致

手入れの行き届いた邸宅群の有様に、凜とした中にも人をもてなす心を感じます。悠然とした門構え、続く塀や垣は、その内に特別な空間の存在を思わせます。

そして、邸宅群などでのそれらの営みが、風情豊かな疏水施設、背後の東山の風景と一体となって、自然豊かな四季の移ろいと、近代化への先人の心意気を感じさせます。

具体事例「文教地区としての白河（岡崎・吉田）」の拡充

歴史的風致の
形成するエリア

平安神宮や第4回内国勲業博覧会の跡地，吉田周辺に形成された，文化・交流施設や高等教育施設等の文教施設群，そして，画廊などの文教施設に関連する町並みや，周辺に形成された良好な住宅地



明治28年，疏水事業の中心の地，岡崎において，遷都千百年記念事業として，第4回内国勲業博覧会が行われました。

その跡地を中心として武徳殿や動物園，美術館等が整備されました。また，その北に位置する吉田では，京都帝国大学（現京都大学）をはじめとした高等教育施設群が設置され，一帯は文教施設の集積地となりました。

また，その周辺には画廊等のような文教活動を支える営みも行われるようになるとともに，大学関連の人々が居住した，谷川住宅群をはじめとした良好な住宅地も形成されました。

美術館



教育施設 1



良好な住宅群（谷川住宅群）



伝統的な活動

京都市美術館で催される日展等の歴史ある展示会や，旧武徳殿で行われている武芸活動など，明治時代以降整備された文教施設では，文化・芸術や武芸の活動が続けられています。



旧武徳殿での演武大会 2



画廊の町並み

また，周辺には，古書店，武具店など，文教施設を支える営みがあります。

形成されている歴史的風致

第4回内国勲業博覧会の跡地を中心に，岡崎から吉田にかけて形成された，美術館や京都会館，旧武徳殿，高等教育施設群等の近代建築物などを中心に，由緒ある美術展や武芸大会等が行われています。

また，これらを取り巻くまちには，芸術や教育，武芸に関連する生業が多く存在しています。これらの施設群，町並み，営みが一体となって，京都が今なお文化・芸術，教育，武芸等の中心地のひとつであり，人々の伝統と進取の気風を感じさせます。

白河（岡崎・吉田）を中心とした地域における取組

白河（岡崎・吉田）を中心とした地域において、歴史的風致の維持及び向上させるための次のような取組を行っていきます。

白河(岡崎・吉田)を中心とした地域における取組

岡崎地域活性化推進事業

京都の近代化を象徴する地域である岡崎地域の更なる魅力向上のため策定した「岡崎地域活性化ビジョン」（平成23年3月）に基づき、近代化遺産等の保存・活用や、岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観・まちづくりなどを推進するため、官民の関係主体などで構成するエリアマネジメント組織を設立し、新たな魅力創出や情報発信などの取組を行うとともに、京都会館や京都市動物園等の歴史ある文化・交流施設の再整備を行います。



岡崎地域活性化の核となる文化・交流施設の集積エリア

名勝 無鄰庵庭園の整備

七代目小川治兵衛による作庭で知られる名勝無鄰庵庭園について、保存管理計画を策定し、中長期的に整備を図っていきます。



名勝 無鄰庵庭園

その他

- ・歴史的風致形成建造物の指定の推進
- ・未指定文化財庭園の調査
- ・観光案内標識に関する事業

などの取組を推進していきます。

新

京都市歴史的風致維持向上計画 本編 目次

総論

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的と役割	1
3	計画の策定経過及び実施体制	7
第1章 京都市の歴史的風致形成の背景		
1	京都市の地形・風土・気候	16
2	社会的環境	18
3	京都の通史	20
4	京都の伝統文化	41
第2章 京都市の維持向上すべき歴史的風致		
1	京都市の全体像	56
2	京都市の維持向上すべき歴史的風致	60
	祈りと信仰のまち京都	61
	暮らしに息づくハレとケのまち京都	72
	ものづくり・商い・もてなしのまち京都	122
	文化・芸術のまち京都	143
	伝統と進取の気風の地	154
	京郊の歴史的風致	169
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針		
1	歴史的風致の維持及び向上の意義	197
2	歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組	199
3	京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題	215
4	歴史的風致の維持及び向上に関する方針	224
第4章 重点区域の位置及び区域		
1	京都市の重点区域の設定の方針について	231
2	本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について	231
3	重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果	233
4	重点区域の設定	239
第5章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携		
1	重点区域における都市計画との連携	264
2	重点区域における景観計画の活用	271
3	古都保存行政との連携	273
4	重点区域における建築基準法との連携	274
5	重点区域における市条例との連携	274
第6章 文化財の保存及び活用に関する事項		
1	京都市全体に関する事項	279
2	重点区域に関する事項	286

旧

京都市歴史的風致維持向上計画 本編 目次

総論

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的と役割	1
3	計画の策定経過及び実施体制	7
第1章 京都市の歴史的風致形成の背景		
1	京都市の地形・風土・気候	15
2	社会的環境	17
3	京都の通史	19
4	京都の伝統文化	40
第2章 京都市の維持向上すべき歴史的風致		
1	京都市の全体像	55
2	京都市の維持向上すべき歴史的風致	59
	祈りと信仰のまち京都	60
	暮らしに息づくハレとケのまち京都	71
	ものづくり・商い・もてなしのまち京都	121
	文化・芸術のまち京都	142
	伝統と進取の気風の地	153
	京郊の歴史的風致	162
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針		
1	歴史的風致の維持及び向上の意義	190
2	歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組	192
3	京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題	208
4	歴史的風致の維持及び向上に関する方針	217
第4章 重点区域の位置及び区域		
1	京都市の重点区域の設定の方針について	224
2	本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について	224
3	重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果	226
4	重点区域の設定	232
第5章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携		
1	重点区域における都市計画との連携	256
2	重点区域における景観計画の活用	263
3	古都保存行政との連携	265
4	重点区域における建築基準法との連携	266
5	重点区域における市条例との連携	266
第6章 文化財の保存及び活用に関する事項		
1	京都市全体に関する事項	271
2	重点区域に関する事項	278

新

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項…………… 299

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項…… 299

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業…………… 323

第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針…………… 368

第9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項…… 374

資料・図版・写真 リスト…………… 375

旧

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項…………… 291

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項…… 291

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業…………… 311

第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針…………… 351

第9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項…… 354

資料・図版・写真 リスト…………… 355

新(P1)

京都市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき、次のとおり歴史的風致の維持及び向上に関する計画を策定する。

名称：京都市歴史的風致維持向上計画
主体：京都市
計画期間：平成21年度～平成32年度

総論

1 計画策定の背景

京都市は平安遷都以来、1200年を超える悠久の歴史を積み重ねてきた都市である。

現代の大都市でもある歴史都市・京都市は、多様な要素が重層的かつ複合的に存在している文化と蓄積された歴史の中で、三方の山々と鴨川、桂川などに代表される山紫水明の豊かな自然と、世界遺産を含む数多くの歴史資産や風情ある町並みとが融合して、地域ごとに特色ある多様な歴史的風致が形成され、それらが重なり合って全体として京都らしい歴史的風致が育まれてきた。

このような京都の歴史的風致とは、本来、京都特有の自然環境の中で伝統として受け継がれてきた都の文化と町衆による生活文化が色濃く映し出されているものであり、日々の暮らしや生業等の都市の営みを通じて、京都独特の品格と風情が醸し出されてきたものである。また、時の移ろいとともに変化する町の佇まいや四季折々の彩りが京都の歴史的風致に奥深さを与えてきた。

このため、視覚的な眺めだけでなく、光、風、音、香りなど五感で感じられるものすべてが調和し、背景に潜む永い歴史と人々の心の中に意識されてきた感性や心象も含めて捉えられ、永らく守るべきものとして認識されてきた。

しかし、高度経済成長期以降の急速な都市化の進展に伴う、無秩序な都市開発が進み、市民、事業者、行政の懸命な保全・再生の努力にも関わらず、個人の価値観や生活様式の変化、偏った経済性・効率性の追求により、京都の歴史的風致をとりまく環境が変容してきており、このままでは都市の魅力・活力の低下を招きかねない状況となってきた。

現在の京都の歴史的風致を守り育て、今後、一層光り輝く京都の歴史まちづくりを持続的に進めることによって、日本のみならず、世界の歴史都市のトップランナーとして、21世紀を先導する美しい景観や環境を有する新たな都市像を実現していくことが求められている。

2 計画策定の目的と役割

(1) 京都市における上位計画及び分野別計画

旧(P1)

京都市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき、次のとおり歴史的風致の維持及び向上に関する計画を策定する。

名称：京都市歴史的風致維持向上計画
主体：京都市
計画期間：平成21年度～平成30年度

総論

1 計画策定の背景

京都市は平安遷都以来、1200年を超える悠久の歴史を積み重ねてきた都市である。

現代の大都市でもある歴史都市・京都市は、多様な要素が重層的かつ複合的に存在している文化と蓄積された歴史の中で、三方の山々と鴨川、桂川などに代表される山紫水明の豊かな自然と、世界遺産を含む数多くの歴史資産や風情ある町並みとが融合して、地域ごとに特色ある多様な歴史的風致が形成され、それらが重なり合って全体として京都らしい歴史的風致が育まれてきた。

このような京都の歴史的風致とは、本来、京都特有の自然環境の中で伝統として受け継がれてきた都の文化と町衆による生活文化が色濃く映し出されているものであり、日々の暮らしや生業等の都市の営みを通じて、京都独特の品格と風情が醸し出されてきたものである。また、時の移ろいとともに変化する町の佇まいや四季折々の彩りが京都の歴史的風致に奥深さを与えてきた。

このため、視覚的な眺めだけでなく、光、風、音、香りなど五感で感じられるものすべてが調和し、背景に潜む永い歴史と人々の心の中に意識されてきた感性や心象も含めて捉えられ、永らく守るべきものとして認識されてきた。

しかし、高度経済成長期以降の急速な都市化の進展に伴う、無秩序な都市開発が進み、市民、事業者、行政の懸命な保全・再生の努力にも関わらず、個人の価値観や生活様式の変化、偏った経済性・効率性の追求により、京都の歴史的風致をとりまく環境が変容してきており、このままでは都市の魅力・活力の低下を招きかねない状況となってきた。

現在の京都の歴史的風致を守り育て、今後、一層光り輝く京都の歴史まちづくりを持続的に進めることによって、日本のみならず、世界の歴史都市のトップランナーとして、21世紀を先導する美しい景観や環境を有する新たな都市像を実現していくことが求められている。

2 計画策定の目的と役割

(1) 京都市における上位計画及び分野別計画

新(P154)

伝統と進取の気風の地

(1) 古都の再生と文教地区の形成

明治維新により、京都は東京遷都という大きな変動を迎えた。天皇だけでなく、新政府の官僚、多くの公家衆、各藩の京都詰役人、そして一部の御用商人も京都を離れた。そんな逆境にも負けず、伝統と進取の気風を併せ持つ京都の人々は、再生に向かって自前の産業や都市機能を作り上げ、近代化を成し遂げた。その象徴として琵琶湖疏水があり、建都千百年記念事業の開催地である岡崎がある。

この項では、まず近代化に大きな役割を果たした、白川の扇状地に広がる岡崎・吉田及びその周辺（以下、「白河（岡崎・吉田）」という。）の近世以前までの歴史的背景を示すとともに、近代化の象徴である琵琶湖疏水について示し、そのうえで、白河（岡崎・吉田）についての歴史的風致を示していく。

ア 白河（岡崎・吉田）の歴史

ア) 近世までの歴史

東山の麓に位置する白河（岡崎・吉田）は、白川の扇状地として広がりをもち、背後に東山を従えた自然風景豊かな土地であって、平安時代前期より藤原氏等の別業が多く営まれる土地であった。

院政期には、白河天皇による法勝寺をはじめとする六勝寺が造営されるとともに、院御所である白河殿が造営された。この地が院政の中心地となり、多くの貴族たちが出入りするようになると、一般の人々も多く集まるようになり、平安京と一体化して「京・白河」と称される副都心が形成された。

中世に入り武士の時代になると、院政期を代表するこれらの寺院建築群は徐々に姿を消していき、その後近世にかけては、平安京の近郊農村地としての役割を担うとともに、東海道の交通の要衝の地としての性格も持つようになった。一方で、室町時代には、亀山上皇によって創建された南禅寺が京都五山の上に置かれ、五山文化の中心地としての側面もあった。なお、江戸時代には、現在の清風荘の前身である清風



図 2-61-1 院政の頃の白河 出典 京都の歴史2

旧(P153)

伝統と進取の気風の地

(1) 古都の再生と文教地区の形成

明治維新により、京都は東京遷都という大きな変動を迎えた。天皇だけでなく、新政府の官僚、多くの公家衆、各藩の京都詰役人、そして一部の御用商人も京都を離れた。そんな逆境にも負けず、伝統と進取の気風を併せ持つ京都の人々は、再生に向かって自前の産業や都市機能を作り上げ、近代化を成し遂げた。その象徴として琵琶湖疏水があり、建都千百年記念事業の開催地である岡崎がある。

この項では、まず近代化の象徴である琵琶湖疏水について示し、そのうえで、岡崎についての歴史的風致を示していく。

新(P155)

館が徳大寺家の別邸として建設されている。

幕末になると、平安京がにわかに政治の中心地としての色合いを帯び、郊外であるこの地にも、大規模な藩邸が多く建設された。尾張徳川屋敷が後の京都帝国大学となる等、これらの藩邸の地が明治以降様々な施設の地として利用されていく。

(1) 近代化とうるおいをもたらす琵琶湖疏水

そして明治時代に入り、白河（岡崎・吉田）は大規模な開発が行われ、京都の近代化にとって大きな役割を果たすことになる。

京都は、琵琶湖疏水に代表される近代歴史遺産の宝庫でもあり、この先進の自負が、京都に暮らす人々にとって誇りであり、心の拠り所のひとつにもなっている。

琵琶湖疏水は、明治維新による東京遷都で衰退した京都に活力を呼び戻すため、近代化策（京都策）の事業の一環として、明治23年（1890）に建設された。京都にとって、琵琶湖から水を引くことは長年の夢であった。その後、明治45年（1912）には、第二琵琶湖疏水が建設され、水道事業や市電敷設等が行われ、今日における京都の近代的まちづくりの基礎となるとともに、東山山麓の持つ豊かな自然環境と疏水の豊富な水量を利用した南禅寺界隈の邸宅群が形成されていった。



図 2-61-2 琵琶湖疏水



写真 2-93 琵琶湖疏水



写真 2-94 蹴上発電所(非公開)

旧(P153)

ア 近代化とうるおいをもたらす琵琶湖疏水

京都には、寺社仏閣だけでなく実は、琵琶湖疏水に代表される近代歴史遺産の宝庫でもあり、この先進の自負が、京都に暮らす人々にとって誇りであり、心の拠り所のひとつにもなっている。

東山山麓一帯は、京都の近代化の源となった琵琶湖疏水（国史跡）や京都大学の創設が行われたが、特に琵琶湖疏水は、明治維新による東京遷都で衰退した京都に活力を呼び戻すため、近代化策（京都策）の事業の一環として、明治23（1890）に建設された。京都にとって、琵琶湖から水を引くことは長年の夢であった。疏水によって水運、水道事業をはじめ発電事業や市電敷設等が行われ、今日における京都の近代的まちづくりの基礎となった。



図 2-61 琵琶湖疏水



写真 2-93 琵琶湖疏水



写真 2-94 蹴上発電所(非公開)

イ 具体事例

(7) 琵琶湖疏水と邸宅群

琵琶湖疏水は、琵琶湖取水地点から伏見区堀詰町で一級河川濠川となる地点までの「第1疏水」、第1疏水取水地点の少し北側から全線トンネルで蹴上付近で第1疏水と合流する「第2疏水」、第2疏水取水口付近の立坑から全線トンネルで安朱で第2疏水に合流する「第2疏水連絡トンネル」及び蹴上付近から分岐して左京区北白川久保田町に至る「疏水分線」からなっている。

現在、琵琶湖疏水は水道原水のほか、発電、かんがい、防火及び工業などに利用されており、市民の生活になくはならないものである。また、琵琶湖疏水の建設に伴い整備された、蹴上発電所や蹴上浄水場、インクライン等の関連施設は近代化産業遺産としての認定を受けるなど、京都の近代を代表する建造物として親しまれている。

そして、開削から120年余りが過ぎようとしている現在においても脈々と琵琶湖から京都市へ命の水を供給し続けている。その本来機能のみならず、岡崎では、優れた近代土木景観と緑豊かな水辺空間という観点からも、市民に親しまれている。例えば南禅寺境内には、当時としては画期的な西洋風建造物の水路閣が設置され、今日では緑豊かな周囲の歴史的景観によく溶け込んでいる。また、哲学の道は西田幾多郎などの哲学者らが、歩いた道として知られ、現在でも春の桜や秋の紅葉をはじめ、多くの人々が散策するなど、疏水沿線は散策の場として市民に親しまれている。



写真 2-95 哲学の道



写真 2-96 南禅寺水路閣

この疏水は、開削から120年余りが過ぎようとしている現在においても脈々と琵琶湖から京都市へ命の水を供給し続けている。その本来機能のみならず、岡崎では、優れた近代土木景観と緑豊かな水辺空間という観点からも、市民に親しまれている。例えば岡崎東端には、日本で二番目の開設となる京都市動物園があるが、その脇を流れる琵琶湖疏水の南禅寺舟溜りには、琵琶湖との水位高低差を利用した自然噴水があり、園内の桜並木と合わせて、市民にとっては欠かせない京都の風景のひとつとなっている。



写真 2-95 南禅寺舟溜り



写真 2-96 南禅寺水路閣



図 2-61-3 琵琶湖疏水と邸宅群

岡崎では、専用管により疏水の水をまず京都市動物園に引き入れ、園内の水路や池を経て、岡崎道をはさんだ西側の京都市美術館の庭園と北側に位置する平安神宮神苑（国名勝）へと落とし込んでいる。

南禅寺界限でも同様に、野村碧雲荘（重要文化財）や清流亭（重要文化財）、對龍山荘（国名勝）、無鄰庵（無鄰庵庭園：国名勝）などいくつかの庭園を次々と巡る水の道が何ルートも存在する。水の道は時としてまちの中に姿を現し、堀越しの緑や垣とともに人々の目にするおいを与えている。全体の仕組みそのものが疏水の開通と7代目小川治兵衛という庭師との出会いが生み出した近代の庭園風景や界わいの風致の形成に重要な役割を果たしている。

岡崎では、専用管により疏水の水をまず京都市動物園に引き入れ、園内の水路や池を経て、岡崎道をはさんだ西側の京都市美術館の庭園と北側に位置する平安神宮神苑（国名勝）へと落とし込んでいる。南禅寺界限でも同様に、碧雲荘や對龍山荘（国名勝）などいくつかの庭園を次々と巡る水の道が何ルートも存在する。全体の仕組みそのものが疏水の開通と7代目小川治兵衛という庭師との出会いが生み出した近代の庭園風景の形成に重要な役割を果たしている。さらに、哲学の道をはじめ疏水沿線は散策の場として市民に親しまれている。

新(P158)



写真 2-97-1 京都市美術館 庭園



写真 2-97-2 邸宅の町並み

無鄰菴は、山縣有朋が京都市から借地し明治29年ごろに建設したもので、七代目小川治兵衛による庭園を持つ、南禅寺邸宅群の先駆けとなった邸宅であり、現在、本市の施設として公開している。日出新聞には、明治28年8月8日の記事に苑池への疏水からの引水工事を京都市の水利事務所の技手が行う旨の記載があるほか、無鄰菴の建設についての記事が数々掲載されている。昭和8年に編纂された「公爵山縣有朋公伝」には、無鄰菴での政財官の有力者との会見について記載があり、無鄰菴は政財官の有力者との会合の場としても利用されていたことが分かる。

界隈の邸宅群は、個人のためだけの施設としてのみ存在したわけではなく、その中で茶会や園遊会等を催すことを前提とした整備がなされ、実際にも国内外の招客のための迎賓的な役割を担っていた。大正大礼や昭和大礼が行われた際に、これらの邸宅群が京都を訪れた皇族等の要人たちの宿舎とされたことも、その役割の一つと言える。そして、これらの邸宅は所有形態こそ変わってきているが、現在でも迎賓的な施設としての役割を果たしている。

人をもてなすため、これらの施設では日々庭園等の手入れを行う。七代目小川治兵衛による庭園を持つ数多くの邸宅が群をなし、また南禅寺をはじめ、庭園を持つ寺社が多く存在する南禅寺界隈は、日本の庭園技術の粋が集まる場であると言えよう。手入れの行き届いた庭園が集積する地では、人々の庭を見る目が自然と養われ、造園技術が磨かれる。南禅寺界隈では、庭園の花や葉の色付きはもちろんのこと、春から初夏にかけての芽摘み、お盆前や暮れの手入れなど、その手入れからも四季を感じずにはいられない。

人をもてなすこと、そしてそのために、日々手入れを怠らないこと。南禅寺界隈を歩くと、人をもてなすため手入れの行き届いた邸宅群の有様に、凜とした中にも人をもてなす心を感じる。その悠然とした門構え、通りに続く塀や垣は、内側に特別な空間の存在を思わせる。そして、邸宅群などでのそれらの営

旧(P154)



写真 2-97 京都市美術館 庭園

新(P159)

みが、風情豊かな疏水施設、背後の東山の風景と一体となって、自然豊かな四季の移ろいと、近代化への先人の心意気を感じさせる。



写真 2-97-3 名勝 無鄰庵庭園



写真 2-97-4 春に行われる芽摘み
(名勝 無鄰庵庭園)

(1) 建都千百年記念事業と平安神宮

この疏水事業の中心の地、岡崎において、開削後の明治28年(1895)、建都千百年記念事業として、第4回内国勸業博覧会と平安遷都千百年記念祭が開催された。それまで東京を会場としていた内国勸業博覧会の京都における開催は、当時の総理大臣伊藤博文が、記念祭との合同開催によって日本の歴史を世界に向けて示すことを目的に決定したとされている。

記念祭場として桓武天皇を祭るため造営された平安神宮(重要文化財)は、その社殿が平安京大内裏の朝堂院を模したもので、京都の氏神と位置付けられた。三条通りから北側の旧粟田口通り(現神宮道)は、平安神宮の表参道として位置付けられ、明治27年(1894)に道路拡張された。昭和3年(1928)には大鳥居(国登録有形文化財)も建築されている。記念祭の呼び物として行われた時代行列は、1100年にわたる京都の都としての風俗の変遷を描いており、以後、この行列は「時代祭」と呼ばれて今日まで続けられている。この記念祭と内国博は、京都の都としての歴史を再確認するとともに、近代京都としての出発を強く印象付ける事業となった。

時代祭は、京都市全域から組織される「平安講社」がその運営に当たり、元学区と呼ばれる自治組織の連合会が輪番制でこの祭りを担っている。京都御所から平安神宮に至る時代祭の巡行路は、京都の時代変遷絵巻を彩る行列の舞台となっている。市民はこの祭の運営を担うことによって、京都の歴史に想いをいたす特別な時間を過ごす。そして、岡崎の地の平安神宮は、京都の1100

旧(P154-155)

イ 具体事例

(7) 建都1100年事業と平安神宮

この疏水事業の中心の地、岡崎において、開削後の明治28年(1895)、建都千百年記念事業として、第4回内国勸業博覧会と平安遷都千百年記念祭が開催された。それまで東京を会場としていた内国勸業博覧会の京都における開催は、当時の総理大臣伊藤博文が、記念祭との合同開催によって日本の歴史を世界に向けて示すことを目的に決定したとされている。

記念祭場として桓武天皇を祭るため造営された平安神宮(市指定有形文化財)は、その社殿が平安京大内裏の朝堂院を模したもので、京都の氏神と位置付けられた。三条通りから北側の旧粟田口通り(現神宮道)は、平安神宮の表参道として位置付けられ、明治27年(1894)に道路拡張された。昭和3年(1928)には大鳥居(国登録有形文化財)も建築されている。記念祭の呼び物として行われた時代行列は、1100年にわたる京都の都としての風俗の変遷を描いており、以後、この行列は「時代祭」と呼ばれて今日まで続けられている。この記念祭と内国博は、京都の都としての歴史を再確認するとともに、近代京都としての出発を強く印象付ける事業となった。

時代祭は、京都市全域から組織される「平安講社」がその運営に当たり、元学区と呼ばれる自治組織の連合会が輪番制でこの祭りを担っている。京都御所から平安神宮に至る時代祭の巡行路は、京都の時代変遷絵巻を彩る行列の舞台となっている。市民はこの祭の運営を担うことによって、京都の歴史に想いをいたす特別な時間を過ごす。そして、岡崎の地の平安神宮は、京都の1100

新(P160)

年の歴史のシンボルとして存在しているのである。

平安神宮は、伝統と進取の気風の地である岡崎にふさわしく、伝統を基盤に置いた新しい試みがなされる場として現在も活躍している。中でも、昭和25年(1950)に京都市と京都能楽会の共催で始まった京都薪能は、平成21年(2009)の6月に60回目を迎え、初夏の京都の風物詩となっている。平安神宮の拝殿前に特設舞台を組み、四隅には^{いみだけ}斎竹を配し、夕闇が迫るころ、かがり火の炎が揺らめく中で夕闇に浮かび上がる社殿を背景に、幽玄の世界が繰り広げられる。



写真 2-98 京都薪能



写真 2-99 時代祭(平安神宮前)



写真 2-100 大鳥居

このように、伝統と歴史と近代への躍進の地である岡崎では、近代以降、伝統を基盤とした時代祭や京都薪能などの新しい活動が生まれ、既にそれ自体伝統として根付いている。これらの活動が、この地の象徴である平安神宮と一体となって、京都の風物詩として市民に受け入れられ、楽しみの一つとなっている。

旧(P155-156)

年の歴史のシンボルとして存在しているのである。

平安神宮は、伝統と進取の気風の地である岡崎にふさわしく、伝統を基盤に置いた新しい試みがなされる場として現在も活躍している。中でも、昭和25年(1950)に京都市と京都能楽会の共催で始まった京都薪能は、平成21年(2009)の6月に60回目を迎え、初夏の京都の風物詩となっている。平安神宮の拝殿前に特設舞台を組み、四隅には^{いみだけ}斎竹を配し、夕闇が迫るころ、かがり火の炎が揺らめく中で夕闇に浮かび上がる社殿を背景に、幽玄の世界が繰り広げられる。



写真 2-98 京都薪能



写真 2-99 時代祭(平安神宮前)



写真 2-100 大鳥居

このように、伝統と歴史と近代への躍進の地である岡崎では、近代以降、伝統を基盤とした時代祭や京都薪能などの新しい活動が生まれ、既にそれ自体伝統として根付いている。これらの活動が、この地の象徴である平安神宮と一体となって、京都の風物詩として市民に受け入れられ、楽しみの一つとなっている。

新(P161)

(ウ) 文教地区としての白河(岡崎・吉田)

記念祭・内国博に引き続き、博覧会跡地には、シンボルとしての平安神宮を中心にして、美術館、工業館などの施設が残され、常設の展示場として利用された。その後、武徳殿(明治32年(1899))が開設されたほか、東宮御慶事に際して寄せられた寄付を利用し、學術の府を唱える京都市にふさわしい事業として動物園(明治36年(1903))が整備され、商品陳列所、府立図書館(明治42年(1909))等が建設された。大正期に入ると大正大礼(大正4年(1915))に伴い、岡崎で大典記念京都博覧会が開催され、第一勸業館や第二勸業館、商品陳列所などがその会場となった。そして、大礼に際して二条離宮内に建設された舞楽殿が移築され、京都市公会堂として整備された。また、昭和大礼に際しては、後に記念として大礼記念京都美術館(現京都市美術館)(昭和8年(1933))が建設されるなど、岡崎は明治以降文教地区として着実に整備されていった。

この文教地区の整備は、京都が1100年にわたって培われた伝統と歴史の基盤の上に、新しい近代西洋文明を受け入れて実現されたものであり、岡崎の地はここから、新しい京都の産業や文化の拠点として、市民とともに新しい近代都市景観と、歴史を背景とした新たな文化芸術活動等をつむぎだしてきたのである。

岡崎地域内には近代のまちとしての要素となっている数々の建物があるが、京都市美術館は、その代表的な建築物の一つである。東京から京都に洋画研究の新たな活動の地を求めてきた浅井忠を慕って、若き画家たちが明治39年(1906)岡崎の地に、関西最大の洋画研究所「関西美術院」を創設した。ここからは安井曾太郎をはじめ梅原龍三郎、須田国太郎らが国を代表する画家達が数多く輩出し、京都は日本的洋画の発展のメッカとなった。現在もその伝統は続いており、昭和8年(1933)に完成した京都市美術館、そして国立京都近代美術館とともに、岡崎の地に美術の香りを醸している。

京都市美術館は、明治40年(1907)に「文展」として始まった100年もの歴史を誇る「日展」が開催されることで知られる。

明治40年(1907)に創設された「文展」は東京で開催されたが、明治43年(1910)の第4回は京都でも誘致し、「京都市博覧会館」で催した。その後、東京と京都での開催が定着し、京都市勸業館を主会場に、毎年行われていたのだが、昭和8年(1933)に「京都市美術館」が開館すると、まさにふさわしい会場として歓迎され、その後京都市美術館の主要な催しの一つとなった。「文展」は「帝展」という名称を経て昭和21年(1946)には「日展」と改称され、京都以外の地方展も行われるようになり、現在に至っている。

旧(P156-157)

(イ) 文教地区としての岡崎

記念祭・内国博に引き続き、博覧会跡地には、シンボルとしての平安神宮を中心にして、美術館、工業館などの施設が残され、常設の展示場として利用された。その後、東宮御慶事に際して寄せられた寄付を利用し、學術の府を唱える京都市にふさわしい事業として、武徳殿(明治31年(1898))が開設されたほか、動物園(明治36年(1903))、商品陳列場、府立図書館(明治42年(1909))、大正期以降も京都市公会堂、大礼記念京都美術館(現京都市美術館)(昭和8年(1933))などが建設され、文教地区として整備されていった。

この文教地区の整備は、京都が1100年にわたって培われた伝統と歴史の基盤の上に、新しい近代西洋文明を受け入れて実現されたものであり、岡崎の地はここから、新しい京都の産業や文化の拠点として、市民とともに新しい近代都市景観と、歴史を背景とした新たな文化芸術活動等をつむぎだしてきたのである。

岡崎地区内には近代のまちとしての要素となっている数々の建物があるが、京都市美術館は、その代表的な建築物の一つである。東京から京都に洋画研究の新たな活動の地を求めてきた浅井忠を慕って、若き画家たちが明治39年(1906)岡崎の地に、関西最大の洋画研究所「関西美術院」を創設した。ここからは安井曾太郎をはじめ梅原龍三郎、須田国太郎らが国を代表する画家達が数多く輩出し、京都は日本的洋画の発展のメッカとなった。現在もその伝統は続いており、昭和8年(1933)に完成した京都市美術館、そして国立京都近代美術館とともに、岡崎の地に美術の香りを醸している。

京都市美術館は、明治40年(1907)に「文展」として始まった100年もの歴史を誇る「日展」が開催されることで知られる。

明治40年(1907)に創設された「文展」は東京で開催されたが、明治43年(1910)の第4回は京都でも誘致し、「京都市博覧会館」で催した。その後、東京と京都での開催が定着し、京都市勸業館を主会場に、毎年行われていたのだが、昭和8年(1933)に「京都市美術館」が開館すると、まさにふさわしい会場として歓迎され、その後京都市美術館の主要な催しの一つとなった。「文展」は「帝展」という名称を経て昭和21年(1946)には「日展」と改称され、京都以外の地方展も行われるようになり、現在に至っている。

新(P162)

現在、「日展」においては、日本画、洋画、彫刻、工芸美術、書の5部門で構成され、今なお公募展の中では最高の権威を誇っている。

毎年春に開催される、新進作家の登竜門としても知られる「京展」は、昭和10年(1935)に始まる「市展」の流れを汲む全国公募展であり、日本画、洋画、彫刻、工芸、書、版画の6部門で構成される。

旧武徳殿(重要文化財)は遷都千百年記念事業の一環として明治32年に造営された我が国最古の演舞場で、桓武天皇が平安京武徳殿で武技を奨励したことに因んでおり、落成式の様子が同年5月5日の日出新聞に掲載されている。現在でも現役の武道場として活躍しており、毎年5月のゴールデンウィークには、明治28年の武徳祭大演武会に由来する、全日本剣道演武大会(京都大会)等の、武道家にとって大切な大会等が行われている。大会の当日には、旧武徳殿からは武道の音がこだまし、周辺では武具等の市が立ち、多くの武道家で賑わう。



写真 2-101-1 京都市美術館



写真 2-102-2 旧武徳殿



写真 2-102-3 旧武徳殿での演武大会の様子1

協力：京都府剣道連盟



写真 2-102-4 旧武徳殿での演武大会の様子2

提供：京都府剣道連盟

旧(157)

現在、「日展」においては、日本画、洋画、彫刻、工芸美術、書の5部門で構成され、今なお公募展の中では最高の権威を誇っている。

毎年春に開催される、新進作家の登竜門としても知られる「京展」は、昭和10年(1935)に始まる「市展」の流れを汲む全国公募展であり、日本画、洋画、彫刻、工芸、書、版画の6部門で構成される。

また、平安神宮参道として整備された神宮道の沿道には、多くの画廊が存在し、様々な美術品が展示され、芸術のまちとしての雰囲気醸し出している。

新(163)

他にも、前川國男が設計し、昭和35年(1960)に開館したモダニズム建築・京都会館は平成21年現在、既に49年の歴史を持ち、多くの音楽や演劇、芸能を市民が身近に楽しめる場として、そして市民の文化的欲求を満たす文化創生の拠点として、長く愛されている。労演で親しまれる京都労働者演劇鑑賞会などは開館当初から続くもので、会館とともに歴史を刻んできた。また、明治36年(1903)年に全国で2番目に開園した動物園は、市民の寄付金と市債により建設された動物園として最も古い歴史を持っており、現在でも幅広い世代の市民に愛されている。



写真 2-102-1 京都会館

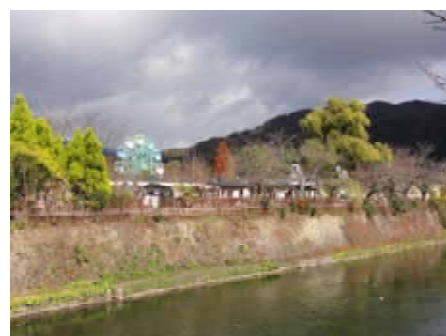


写真 2-102-2 京都市動物園

その北に位置する吉田界隈では、明治22年に大阪から移転した第三高等中学校を皮切りに、京都帝国大学等の高等教育施設群が次々と設置された。現在でも、京都大学本部構内正門(旧第三高等中学校正門)(国登録有形文化財)や、京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センター(国登録有形文化財)等の近代建築が教育施設として存在しており、岡崎とともに白河(岡崎・吉田)一帯が文教地区としての様相を呈している。



写真 2-102-3 京都大学本部
構内正門・時計台 提供：京都大学

これらの施設を取り巻くまちでは、関連する生業を営む店舗によるまちが形成されている。平安神宮参道として整備された神宮道の沿道には、多くの画廊が存在し、様々な美術品が展示され、芸術のまちとしての雰囲気醸し出している。また、旧武徳殿の周辺には、武具店が点在しているほか、一帯に古書店等も存在し、文教施設を支える営みが続けられている。また、今出川通に面した知恩寺では、毎年秋に古本市が開催され、平成22年で34回を数える。そこに並べられている古書は、一般の書籍とともに、学術書や美術書等も並べられており、地区の特色が表れている。

さらに、周辺には神楽岡の住宅開発(谷川住宅群等)や北白川の住宅開発等

旧(P157)

他にも、前川國男が設計し、昭和35年(1960)に会館したモダニズム建築・京都会館は平成21年現在、既に49年の歴史を持ち、多くの音楽や演劇、芸能を市民が身近に楽しめる場として、そして市民の文化的欲求を満たす文化創生の拠点として、長く愛されている。労演で親しまれる京都労働者演劇鑑賞会などは開館当初から続くもので、会館とともに歴史を刻んできた。



写真 2-101 京都市美術館



写真 2-102 京都会館

新(P165)

このように、岡崎の文教地区では、内国博の跡地を中心に、岡崎から吉田にかけて形成された、京都市美術館や京都会館、旧武徳殿、高等教育施設群をはじめとした近代建築群等を舞台として、日展等の展覧会や演劇公演などの芸術活動、武道大会等が行われている。また、これらを取り巻く町には、芸術や教育、武芸に関連する生業が多く存在している。

これらの施設群、町並み、営みが一体となり、文教地区としての風情を醸し出し、訪れる人々は、これらの施設群、町並み、営みを通し、京都が今なお伝統と進取の気風を持ち、文化・芸術、教育、武芸等の中心地のひとつであることを感じる。

ウ 古都の再生と文教地区の形成に見る歴史的風致

白河（岡崎・吉田）は、東山の山並みを背景に、1100年にわたる都としての歴史を思い起こさせる平安神宮と、伝統を基盤とした新たな文化活動の拠点としての役割を担う京都市美術館等の数々の近代建築や山麓に形成された邸宅群が、ケヤキや桜の並木、疏水の流れ、また、そこで行われる伝統と革新の文化活動と一体となって、人工と自然とが融合する、独自の地域を作り出し、訪れる人々は文化の香りを楽しんでいる。

(2) 大都市を支えた地域

伝統と進取の気風に富んだ京都の商業・業務の特徴は、伝統的な産業と近代化産業が相互に刺激し合い交じり合いながら発展し、また大都市として古くから活発な消費活動が行われてきたことである。

この項では、東海道の西の起点に位置し、近世以降の商業・業務の中心地として、大都市を支えてきた三条通りを事例として、大都市を支えた地域の歴史的風致を示していく。

ア 具体事例

(7) 三条通

平安京の三条大路にほぼ該当する東西路で、天正18年(1590)豊臣秀吉が三条大橋を架橋、近世には東海道の西の起点であり、高瀬川の船着場に近接しているなど、物流や情報が集まる地域として賑わった場所であり、京都の中心地として旅籠や両替商、飛脚問屋などが集積していた。こうした繁栄は明治期に継承され、公共建築、銀行、事務所、繊維関連の大商社、文化施設など近代建築が建ち並ぶ京都の中心商業・業務地として、脚光を浴びた地域である。

旧(P158)

ウ 古都の再生と文教地区の形成に見る歴史的風致

岡崎は、東山の山並みを背景に、1100年にわたる都としての歴史を思い起こさせる平安神宮と、伝統を基盤とした新たな文化活動の拠点としての役割を担う京都市美術館等の数々の近代洋風建築が、ケヤキや桜の並木、疏水の流れ、また、そこで行われる伝統と革新の文化活動とが一体となって、人工と自然とが融合する、独自の地域を作り出し、訪れる人々は文化の香りを楽しんでいる。

(2) 大都市を支えた地域

伝統と進取の気風に富んだ京都の商業・業務の特徴は、伝統的な産業と近代化産業が相互に刺激し合い交じり合いながら発展し、また大都市として古くから活発な消費活動が行われてきたことである。

この項では、東海道の西の起点に位置し、近世以降の商業・業務の中心地として、大都市を支えてきた三条通りを事例として、大都市を支えた地域の歴史的風致を示していく。

ア 具体事例

(7) 三条通

平安京の三条大路にほぼ該当する東西路で、天正18年(1590)豊臣秀吉が三条大橋を架橋、近世には東海道の西の起点であり、高瀬川の船着場に近接しているなど、物流や情報が集まる地域として賑わった場所であり、京都の中心地として旅籠や両替商、飛脚問屋などが集積していた。こうした繁栄は明治期に継承され、公共建築、銀行、事務所、繊維関連の大商社、文化施設など近代建築が建ち並ぶ京都の中心商業・業務地として、脚光を浴びた地域である。

新(P215)

3 京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題

(1) 歴史的建造物の課題

京都には、世界遺産を始めとした歴史的建造物が古代から近代にいたるまで各時代の遺産が重層的に存在し、その類型も寺社を始めとする歴史遺産から市街地環境を形成している京町家まで様々であり、その数は国指定、市指定の文化財件数だけを数えても、270件余りを超えている。また、指定建造物以外にも十分に調査が行き届いていないこと等から指定に至っていない文化財や景観的な価値を有する歴史的建造物が多く存在しており、次に示す京町家の例でもわかるように、その多くが老朽化等の理由により消失の危機に瀕している。

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素であり、京都のまちの歴史と文化の象徴ともいえる京町家等が日ごとに消失し続けている。

平成10年に行った「京町家まちづくり調査」では、約2万8000軒の京町家が確認されているが、その後の追跡調査により、都心部において年間約2%の割合で町家が失われていることが判明した。単純計算で、およそ50年後には京町家が姿を消してしまうことになる。

高度経済成長期以降、家族の形やライフスタイルが変わり、職住分離が当たり前になった産業構造の変化など、現代社会の大きな変化が、町家を残すことが難しい要因となっている。

更に、平成15年度京町家まちづくり調査から、京町家居住者の多くが住み続ける上での問題点として、耐震化・防火性の問題、維持修繕費用の問題、周辺がビル・マンション化して住みづらい、相続税の問題などを挙げており、様々な要素により町家の維持を困難にしていることがわかっている。かつては大工をはじめ左官、建具屋などが各町内に住んでいることが多く、それらの人々が町内の町家の補修やメンテナンスを施し、町家の維持に貢献してきたが、産業形態の変化とともにそれらの仕事に従事する居住者が減ったことも町家の維持を困難にしている。



写真3-21 四条烏丸から比叡山を見る(昭和10(1935)年頃)

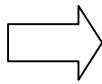


写真3-22 四条烏丸から比叡山を見る(平成20(2008)年)

旧(P208)

3 京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題

(1) 歴史的建造物の課題

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素であり、京都のまちの歴史と文化の象徴ともいえる京町家等が日ごとに消失し続けている。

平成10年に行った「京町家まちづくり調査」では、約2万8000軒の京町家が確認されているが、その後の追跡調査により、都心部において年間約2%の割合で町家が失われていることが判明した。単純計算で、およそ50年後には京町家が姿を消してしまうことになる。

高度経済成長期以降、家族の形やライフスタイルが変わり、職住分離が当たり前になった産業構造の変化など、現代社会の大きな変化が、町家を残すことが難しい要因となっている。

更に、平成15年度京町家まちづくり調査から、京町家居住者の多くが住み続ける上での問題点として、耐震化・防火性の問題、維持修繕費用の問題、周辺がビル・マンション化して住みづらい、相続税の問題などを挙げており、様々な要素により町家の維持を困難にしていることがわかっている。かつては大工をはじめ左官、建具屋などが各町内に住んでいることが多く、それらの人々が町内の町家の補修やメンテナンスを施し、町家の維持に貢献してきたが、産業形態の変化とともにそれらの仕事に従事する居住者が減ったことも町家の維持を困難にしている。



写真3-21 四条烏丸から比叡山を見る(昭和10(1935)年頃)

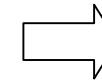


写真3-22 四条烏丸から比叡山を見る(平成20(2008)年)

新(P217)

(3) 地域まちづくりの課題

京都は、個々の地域が自然、歴史、文化等に培われた地域固有の特性を有しており、市民をはじめあらゆる主体の協働により、それぞれの地域の個性を活かした歴史まちづくりを推進していくことが求められている。しかしながら、近年は住環境の変化等からひととひととのつながりが希薄になり、地域コミュニティが弱まりつつあると言われている。また、地域で活動する様々な団体の活動は活発になってきているが、地域まちづくりの推進のためには、各団体間の連携や取組のさらなる活性化が課題となっている。

京都の都心部では、多くの人が集まり、交流する中から、産業が生まれ、その産業を生業とする人々の定住が進んだ。そして定住者の生活を支える産業が形成され、そこに新たな職を求めて新たな人が入ってくるという、定住と産業が相互にかかわりながら拡大してきた歴史がある。

既存事業者や住民は新しい人々を受け入れ、経済的な豊かさを維持し、その豊かな生活が祭りなどの文化を育てた。そして、より豊かに住むための工夫が町家の奥深い魅力をつくり、安心して住み続けるための知恵がコミュニティの絆を深め、京都を日本文化の重層的な集積地へと高めていった。

このようにして京都は密度の高い都心居住が保たれ、互いに関わり合いながら暮らす人々の営みによりコミュニティが成熟されたことで、伝統的な町並みや同業者町の形成に代表される京都らしい都市空間が形づくられると共に、町内会や元学区を単位としたコミュニティが祭などの生活文化を支え、京町家でのくらしに代表される京都の生活文化を伝えてきた。

しかし、新たに建設された中高層のオフィスやマンションなどが京都の町並みの原風景である低層木造建築物が連続する姿を次第に変容させるとともに、伝統産業の低迷による事業所の転廃業等も重なり、職住共存の居住形態や生活様式が変化している。

また、マンション建設等により、地域の居住人口は増加しているが、地域コミュニティは衰退し、新たな地域の担い手が少なくなり、地域内の住民の交流の促進機能、生活文化の維持・継承機能が弱まっている。

旧(P210)

(3) 地域まちづくりの課題

京都の都心部では、多くの人が集まり、交流する中から、産業が生まれ、その産業を生業とする人々の定住が進んだ。そして定住者の生活を支える産業が形成され、そこに新たな職を求めて新たな人が入ってくるという、定住と産業が相互にかかわりながら拡大してきた歴史がある。

既存事業者や住民は新しい人々を受け入れ、経済的な豊かさを維持し、その豊かな生活が祭りなどの文化を育てた。そして、より豊かに住むための工夫が町家の奥深い魅力をつくり、安心して住み続けるための知恵がコミュニティの絆を深め、京都を日本文化の重層的な集積地へと高めていった。

このようにして京都は密度の高い都心居住が保たれ、互いに関わり合いながら暮らす人々の営みによりコミュニティが成熟されたことで、伝統的な町並みや同業者町の形成に代表される京都らしい都市空間が形づくられると共に、町内会や元学区を単位としたコミュニティが祭などの生活文化を支え、京町家でのくらしに代表される京都の生活文化を伝えてきた。

しかし、新たに建設された中高層のオフィスやマンションなどが京都の町並みの原風景である低層木造建築物が連続する姿を次第に変容させるとともに、伝統産業の低迷による事業所の転廃業等も重なり、職住共存の居住形態や生活様式が変化している。

また、マンション建設等により、地域の居住人口は増加しているが、地域コミュニティは衰退し、新たな地域の担い手が少なくなり、地域内の住民の交流の促進機能、生活文化の維持・継承機能が弱まっている。

新(P227)

(2) 基本方針

- ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。
- イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。
- ウ 地域力によるまちづくりを推進する。
- エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進する。
- オ 人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。
- カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。
- キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。

(3) 実現のための方策

ア 歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充

京都は、わが国のみならず世界を代表する歴史都市であり、それを構成する世界文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、更には、群をなす優れた伝統的建造物など、市内に点在する歴史遺産を積極的に保存し、活用を図る。

また、これら歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。

これまで、文化財の指定・登録をしているものについては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、京都府近代和風建築総合調査・京町家まちづくり調査、大学との連携による未指定文化財庭園の調査などにより把握が期待される未指定文化財の指定・登録を推進する。

歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家などの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。

また、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みづくりの検討などを行う。

イ 景観の保全・再生施策や周辺環境の整備の推進

(7) 景観の保全・再生施策の推進

旧(P220)

(2) 基本方針

- ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。
- イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。
- ウ 地域力によるまちづくりを推進する。
- エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進する。
- オ 人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。
- カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。
- キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。

(3) 実現のための方策

ア 歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充

京都は、わが国のみならず世界を代表する歴史都市であり、それを構成する世界文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、更には、群をなす優れた伝統的建造物など、市内に点在する歴史遺産を積極的に保存し、活用を図る。

また、これら歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。

これまで、文化財の指定・登録をしているものについては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、京都府近代和風建築総合調査・京町家まちづくり調査などにより把握が期待される未指定文化財の指定・登録を推進する。

歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家などの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。

また、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みづくりの検討などを行う。

イ 景観の保全・再生施策や周辺環境の整備の推進

(7) 景観の保全・再生施策の推進

新(P229)	旧(P222)
<p>に対して、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと連携しながら、これらの取組の拡充を図り、地域における歴史まちづくりの取組を推進していく。</p> <p><u>活性化ビジョンが策定された岡崎地域では、関係主体により構成されるエリアマネジメント組織を設立するなど、官民多くの主体の連携によるまちづくりを推進する。</u></p> <p>エ 豊かな自然を守り育てる取組の推進</p> <p>「木の文化」を育ててきた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に利活用することにより実現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環境モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水明の豊かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。</p> <p>この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山杣人（そまびと）工房」、<u>「みやこ杣木（そまぎ）」事業の推進</u>、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組みを構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。</p> <p>また、この取組の一つとして、三山の森林林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組む際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。</p> <p>オ 「歩くまち・京都」の取組の推進</p> <p>歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることができ、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。</p> <p>その取組として、<u>人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため</u>、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、<u>地球温暖化対策や景観保全</u>の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。</p> <p>具体的には、<u>京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。）を中心とした「まちなか」において、</u></p>	<p>に対して、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと連携しながら、これらの取組の拡充を図り、地域における歴史まちづくりの取組を推進していく。</p> <p>エ 豊かな自然を守り育てる取組の推進</p> <p>「木の文化」を育ててきた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に利活用することにより実現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環境モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水明の豊かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。</p> <p>この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山杣人（そまびと）工房」、<u>「みやこ杣木（そまぎ）」事業の推進</u>、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組みを構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。</p> <p>また、この取組の一つとして、三山の森林林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組む際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。</p> <p>オ 「歩くまち・京都」の取組の推進</p> <p>歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることができ、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。</p> <p>その取組として、<u>歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」を実現するため</u>、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、<u>環境保全</u>の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。</p> <p>具体的には、<u>京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）において、京都市のメインストリートである四</u></p>

新(P231)

旧(P224)

第4章 重点区域の位置及び区域

第4章 重点区域の位置及び区域

1 京都市の重点区域の設定の方針について

1 京都市の重点区域の設定の方針について

京都市は平安遷都以来、1200年に渡って同一場所に存在し、各時代時代の各種文化財をはじめとした有形無形の歴史的資産が重層的に共存し、それらが市民の暮らしの中に溶け込み、京都特有の歴史的風致を形成している。

京都市は平安遷都以来、1200年に渡って同一場所に存在し、各時代時代の各種文化財をはじめとした有形無形の歴史的資産が重層的に共存し、それらが市民の暮らしの中に溶け込み、京都特有の歴史的風致を形成している。

このような京都特有の歴史的風致を形成している区域は第2章で述べているように、市全域に渡り存在しているが、そのうち、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる以下の区域を重点区域として設定していく。

このような京都特有の歴史的風致を形成している区域は第2章で述べているように、市全域に渡り存在しているが、そのうち、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる以下の区域を重点区域として設定していく。

- (1) 歴史的風致に資する町並みや人々の営みが消失しつつある地域
- (2) 現に、良好な歴史的風致に資する町並みや人々の営みがある地域のうち、このまま放置すれば歴史的風致の維持向上に支障を来すと考えられる区域で、町並み保全施策や地域の環境整備を図り、地域の担い手の機運をより一層高め、歴史まちづくりに重点的に取り組むべき区域

- (1) 歴史的風致に資する町並みや人々の営みが消失しつつある地域
- (2) 現に、良好な歴史的風致に資する町並みや人々の営みがある地域のうち、このまま放置すれば歴史的風致の維持向上に支障を来すと考えられる区域で、町並み保全施策や地域の環境整備を図り、地域の担い手の機運をより一層高め、歴史まちづくりに重点的に取り組むべき区域

2 本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について

2 本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について

第1章の文化財の分布で示しているように、京都市には、世界文化遺産の寺社・城以外にも、国指定をはじめ府・市指定の文化財など約2,800件を超す文化財があり、文化財に指定されていない京町家をはじめとする歴史的建造物を加えると、相当数の歴史遺産が存在し、それらの歴史遺産の分布は京都市内の広範囲の地域にわたっている。

第1章の文化財の分布で示しているように、京都市には、世界文化遺産の寺社・城以外にも、国指定をはじめ府・市指定の文化財など約2,800件を超す文化財があり、文化財に指定されていない京町家をはじめとする歴史的建造物を加えると、相当数の歴史遺産が存在し、それらの歴史遺産の分布は京都市内の広範囲の地域にわたっている。

これらの歴史遺産の背景を成す京都の自然景観を保全するため、京都市では、昭和5年の風致地区の指定以来、市街地周辺の地域において、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による規制と土地の買入事業の実施や風致地区条例による規制と誘導、更には平成7年の自然風景保全条例の制定等により、山ろく部の住宅地や市街地の背景をなす三方の山並みの保全を図ってきた。

これらの歴史遺産の背景を成す京都の自然景観を保全するため、京都市では、昭和5年の風致地区の指定以来、市街地周辺の地域において、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による規制と土地の買入事業の実施や風致地区条例による規制と誘導、更には平成7年の自然風景保全条例の制定等により、山ろく部の住宅地や市街地の背景をなす三方の山並みの保全を図ってきた。

一方、市街地では、昭和47年から京都市市街地景観条例により美観地区による規制を行い、市街地景観の維持・向上に努めてきたが、平成に入り、都市開発の大きな流れの中、その圧力の高い都心部をはじめとする既成市街地において、風情ある都市景観は消失の危機にあった。そのため、平成7年から平成8年にかけて、まちづくり審議会からの答申を踏まえた条例改正や屋外広告物条例の全面改正等を行うとともに、美観地区の拡大や面的整備地区の地区指定制度の創設により景観保全の施策を拡充し、市街地景観の保全を図ってきた。更には、平成16年の景観法の制定を受け、平成19年9月の新景観政策により、更なる規制の強化を図っている。

一方、市街地では、昭和47年から京都市市街地景観条例により美観地区による規制を行い、市街地景観の維持・向上に努めてきたが、平成に入り、都市開発の大きな流れの中、その圧力の高い都心部をはじめとする既成市街地において、風情ある都市景観は消失の危機にあった。そのため、平成7年から平成8年にかけて、まちづくり審議会からの答申を踏まえた条例改正や屋外広告物条例の全面改正等を行うとともに、美観地区の拡大や面的整備地区の地区指定制度の創設により景観保全の施策を拡充し、市街地景観の保全を図ってきた。更には、平成16年の景観法の制定を受け、平成19年9月の新景観政策により、更なる規制の強化を図っている。

これらを踏まえ、本計画では、江戸期から明治期には既に市街地が形成 **又は市街化が進められた地域であり**、今なお歴史的風致を形成している地域のうち、文化財等の歴史的建造物が集中している地域の中で、次のような区域を重点区域に設定する。

これらを踏まえ、本計画では、江戸期から明治期には既に市街地が形成 **され**、今なお歴史的風致を形成している地域のうち、文化財等の歴史的建造物が集中している地域の中で、次のような区域を重点区域に設定する。

- (1) 市街化の進行による歴史的風致の消失の進行を防止するため、景観法に基づく厳し

- (1) 市街化の進行による歴史的風致の消失の進行を防止するため、景観法に基づく厳し

新(P232)	旧(P225)
<p>い規制を課している景観地区の中でも特に旧市街地型美観地区又は歴史遺産型美観地区に指定している区域を中心に、<u>山並み背景型美観地区や山ろく型美観地区の一部¹、及びそれらの区域で形成されている歴史的風致に関連した施設や町並みが広がる区域であって、市街地周辺部の無秩序な土地利用による歴史的風致の消失を防止するため都市計画法に基づく風致地区²に指定されている地域</u></p> <p>本市では、昭和47年から<u>美観地区</u>のエリアを中心とした景観保全の取組みを展開してきている。</p> <p>その理由としては、戦争による空爆被害をほとんど受けず、戦前の町並み景観を継承している京都が、明治、大正、昭和そして平成の4時期を生きてきた市街地、即ち明治時代に形成された旧市街地のうち、戦前の町並み景観を地域開発から守るべき地域を中心として景観保全の取組を進めてきたことによる。</p> <p>これらの地域<u>の中心</u>は、平成8年及び15年に景観特色の維持を目的に景観保全の施策を拡充した美観地区の範囲であり、現在の旧市街地型美観地区である。</p> <p>そして、平成7年の条例改正で町並みの保全・整備を図る地区指定制度として創設した「歴史的景観保全修景地区」及び「界わい景観整備地区」を景観地区の認定制度に移行し、歴史遺産型美観地区として引き続き保全を図っている。</p> <p><u>さらに、昭和47年より東山の山並みを背景として美観地区に指定した地域は、上記の旧市街地型美観地区及び山並み背景型美観地区として保全を図っている。</u></p> <p>(2) 歴史的風致を維持向上させる取組の速やかな実施が求められている地域において、歴史的建造物の修理・修景、道路や公園等の歴史的風致維持向上施設の整備などのハード事業と歴史的資産周辺の交通環境の整備、伝統産業・伝統文化の活性化等のソフト事業の両面による各種取組を総合的に実施し、歴史的風致の維持向上をより確実に推進できる区域</p> <p>具体的には、これらに当てはまる区域として以下の4つの地区を選定し、重点区域に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 歴史的市街地地区 イ 歴史的市街地・東寺地区 ウ 歴史的市街地・伏見地区 エ 上賀茂地区 <p>なお、今回設定する4つの地区以外にも、三方の山々の山ろく部や街道筋のまちにおいて、世界遺産をはじめとした様々な歴史的建造物や史跡・名勝など、市内各所に数多くの歴史的資源が点在し、人々に歴史の記憶を呼び起こすとともに、その資源を抛り所に様々な活動が行われ、地域に対する愛着の源になっている。</p> <p>今後、それらの地域における歴史まちづくりの機運の高まりや地域からの提案、保全施策との連携などを踏まえながら、歴史まちづくりの推進を図っていく。</p>	<p>い規制を課している景観地区の中でも特に旧市街地型美観地区又は歴史遺産型美観地区(<u>1</u>)に指定している区域</p> <p>本市では、昭和47年から<u>これらの</u>エリアを中心として景観保全の取組みを展開してきている。</p> <p>その理由としては、戦争による空爆被害をほとんど受けず、戦前の町並み景観を継承している京都が、明治、大正、昭和そして平成の4時期を生きてきた市街地、即ち明治時代に形成された旧市街地のうち、戦前の町並み景観を地域開発から守るべき地域を中心として景観保全の取組を進めてきたことによる。</p> <p>これらの地域は、平成8年及び15年に景観特色の維持を目的に景観保全の施策を拡充した美観地区の範囲であり、現在の旧市街地型美観地区である。</p> <p>そして、平成7年の条例改正で町並みの保全・整備を図る地区指定制度として創設した「歴史的景観保全修景地区」及び「界わい景観整備地区」を景観地区の認定制度に移行し、歴史遺産型美観地区として引き続き保全を図っている。</p> <p>(2) 歴史的風致を維持向上させる取組の速やかな実施が求められている地域において、歴史的建造物の修理・修景、道路や公園等の歴史的風致維持向上施設の整備などのハード事業と歴史的資産周辺の交通環境の整備、伝統産業・伝統文化の活性化等のソフト事業の両面による各種取組を総合的に実施し、歴史的風致の維持向上をより確実に推進できる区域</p> <p>具体的には、これらに当てはまる区域として以下の4つの地区を選定し、重点区域に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 歴史的市街地地区 イ 歴史的市街地・東寺地区 ウ 歴史的市街地・伏見地区 エ 上賀茂地区 <p>なお、今回設定する4つの地区以外にも、三方の山々の山ろく部や街道筋のまちにおいて、世界遺産をはじめとした様々な歴史的建造物や史跡・名勝など、市内各所に数多くの歴史的資源が点在し、人々に歴史の記憶を呼び起こすとともに、その資源を抛り所に様々な活動が行われ、地域に対する愛着の源になっている。</p> <p>今後、それらの地域における歴史まちづくりの機運の高まりや地域からの提案、保全施策との連携などを踏まえながら、歴史まちづくりの推進を図っていく。</p>

新(P233)

1 美観地区（景観計画から抜粋）及びその種別（一部）

京都御所や二条城，東・西本願寺，東寺等，まちなかに点在する世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域，東山への眺望の前景となり数多くの歴史的資産が点在する鴨川から東に位置する鴨東地域，西陣や伏見などの伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域等を，都市計画法に基づく景観地区（美観地区）として指定し，良好な市街地の景観の保全を図る。

「山ろく型美観地区」：山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び，良好な町並み景観を形成している地区

「山並み背景型美観地区」：背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び，良好な町並みの景観を形成している地区

「旧市街地型美観地区」：歴史的市街地内において，生活の中から生み出された特徴のある形態意匠を有する建築物が存し，趣のある町並みの景観を形成している地区

「歴史遺産型美観地区」：世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区

2 風致地区（景観計画から抜粋）

京都市の市街地は，なだらかな東山，北山，西山の三方の山並みに囲まれ，この緑豊かな山々が市街地景観の背景となっている。その山ろくには，古い社寺等の歴史的建造物や名勝，史跡が集積しており，この緑豊かな山々と歴史的遺産の集積地，さらに山ろくから広がる緑多い住宅地を，都市計画法に基づき風致地区として指定し，京都市風致地区条例に基づき風致保全計画を定め，風致地区内の建築物の新築，宅地の造成，木竹の伐採その他の規制を行い，都市の風致を維持する。

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域内にある歴史的・文化的資源は産業，伝統行事，伝統芸能，建築，工芸，庭園等の伝統技術の蓄積等が行われる場として，地域の新たな文化を創造する源として，また，当該地域を訪れる来訪者が地域の歴史や伝統を体感する場としても大きな価値を持つものである。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図ることは，人々に拠り所と愛着をもたらす，それが伝統の継承，新たな文化の創造につながり，歴史的風致を活かした京都の魅力の向上につながる。

更に，京都の魅力の向上は，観光の振興にもつながる。この魅力を国内外に発信し，多くの人々と交流を深めることが，また新たな文化を創造するとともに，相互理解を深め，日本文化の拠点都市としての活力を高める大きな原動力となる。

そして，観光産業のみならず，農林業，製造業，卸・小売業などの産業への需要創出効果につながり，京都市全体の歴史的風致の維持向上に寄与することが期待できる。

旧(P226)

1 旧市街地型美観地区，歴史遺産型美観地区（景観計画から抜粋）

「旧市街地型美観地区」：歴史的市街地内において，生活の中から生み出された特徴のある形態意匠を有する建築物が存し，趣のある町並みの景観を形成している地区

「歴史遺産型美観地区」：世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域内にある歴史的・文化的資源は産業，伝統行事，伝統芸能，建築，工芸，庭園等の伝統技術の蓄積等が行われる場として，地域の新たな文化を創造する源として，また，当該地域を訪れる来訪者が地域の歴史や伝統を体感する場としても大きな価値を持つものである。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図ることは，人々に拠り所と愛着をもたらす，それが伝統の継承，新たな文化の創造につながり，歴史的風致を活かした京都の魅力の向上につながる。

更に，京都の魅力の向上は，観光の振興にもつながる。この魅力を国内外に発信し，多くの人々と交流を深めることが，また新たな文化を創造するとともに，相互理解を深め，日本文化の拠点都市としての活力を高める大きな原動力となる。

そして，観光産業のみならず，農林業，製造業，卸・小売業などの産業への需要創出効果につながり，京都市全体の歴史的風致の維持向上に寄与することが期待できる。

新(P234)

旧(P227)

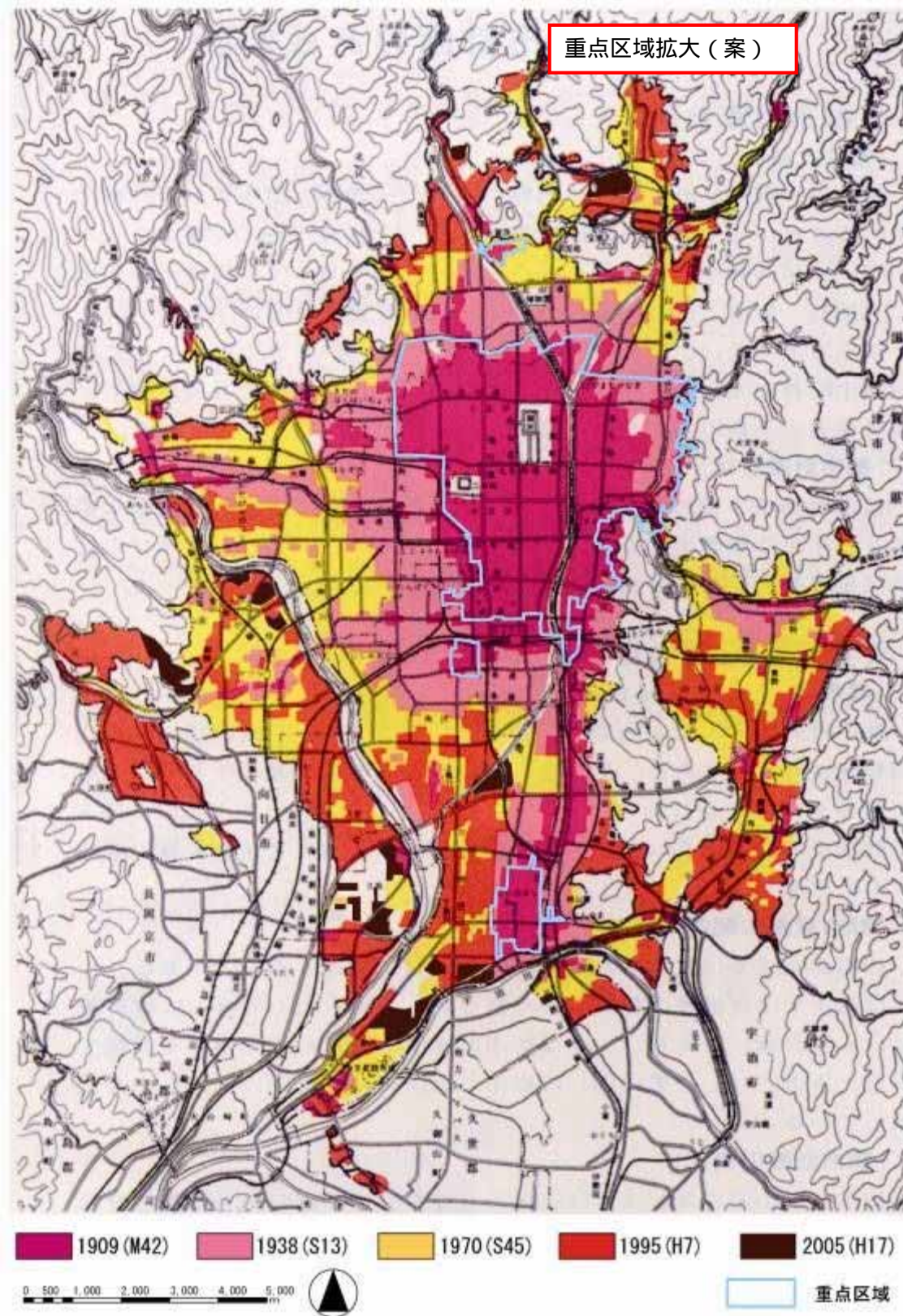


图4-1 「市街地形成の変遷」と重点区域

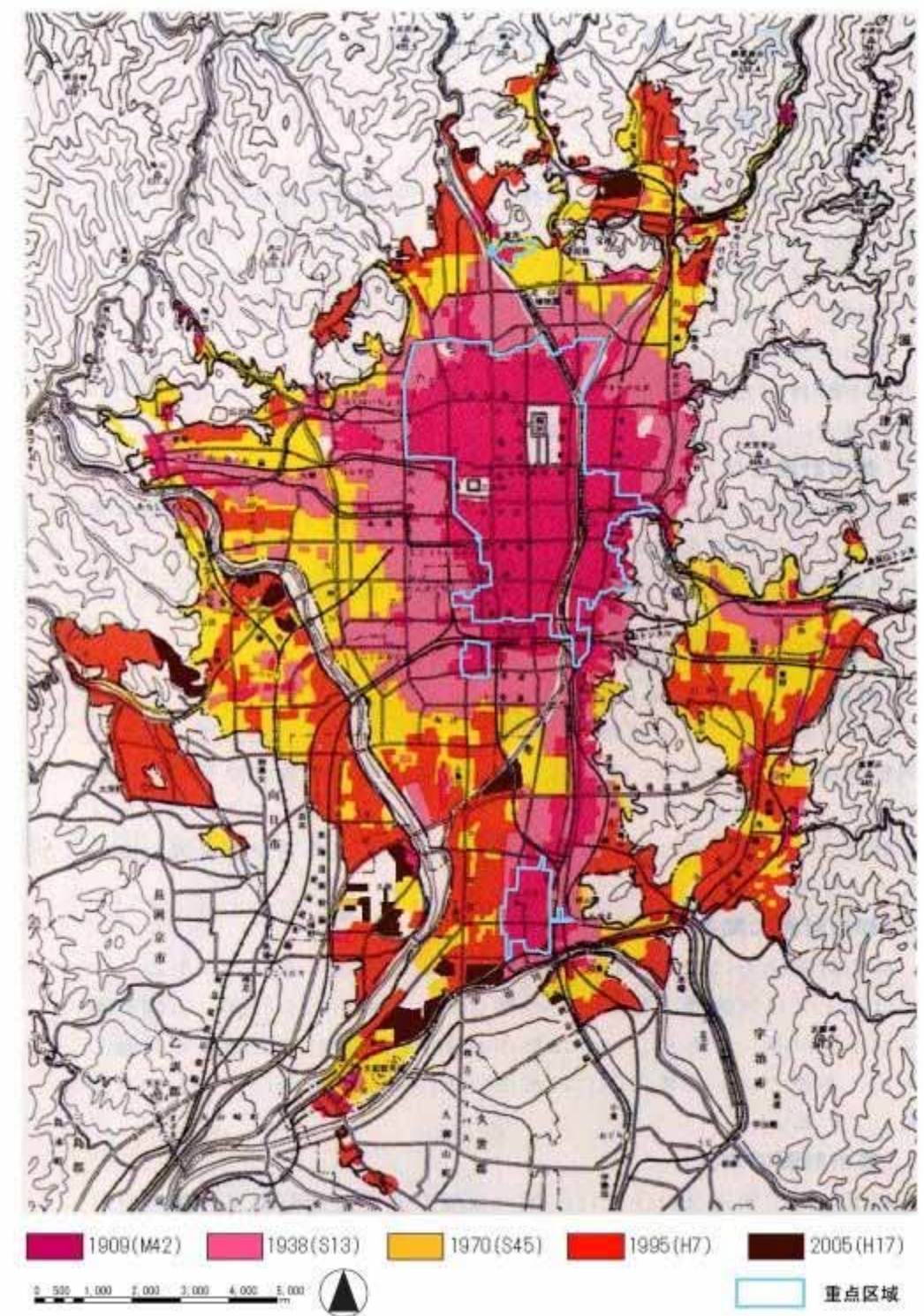


图4-1 「市街地形成の変遷」と重点区域

新(P235)

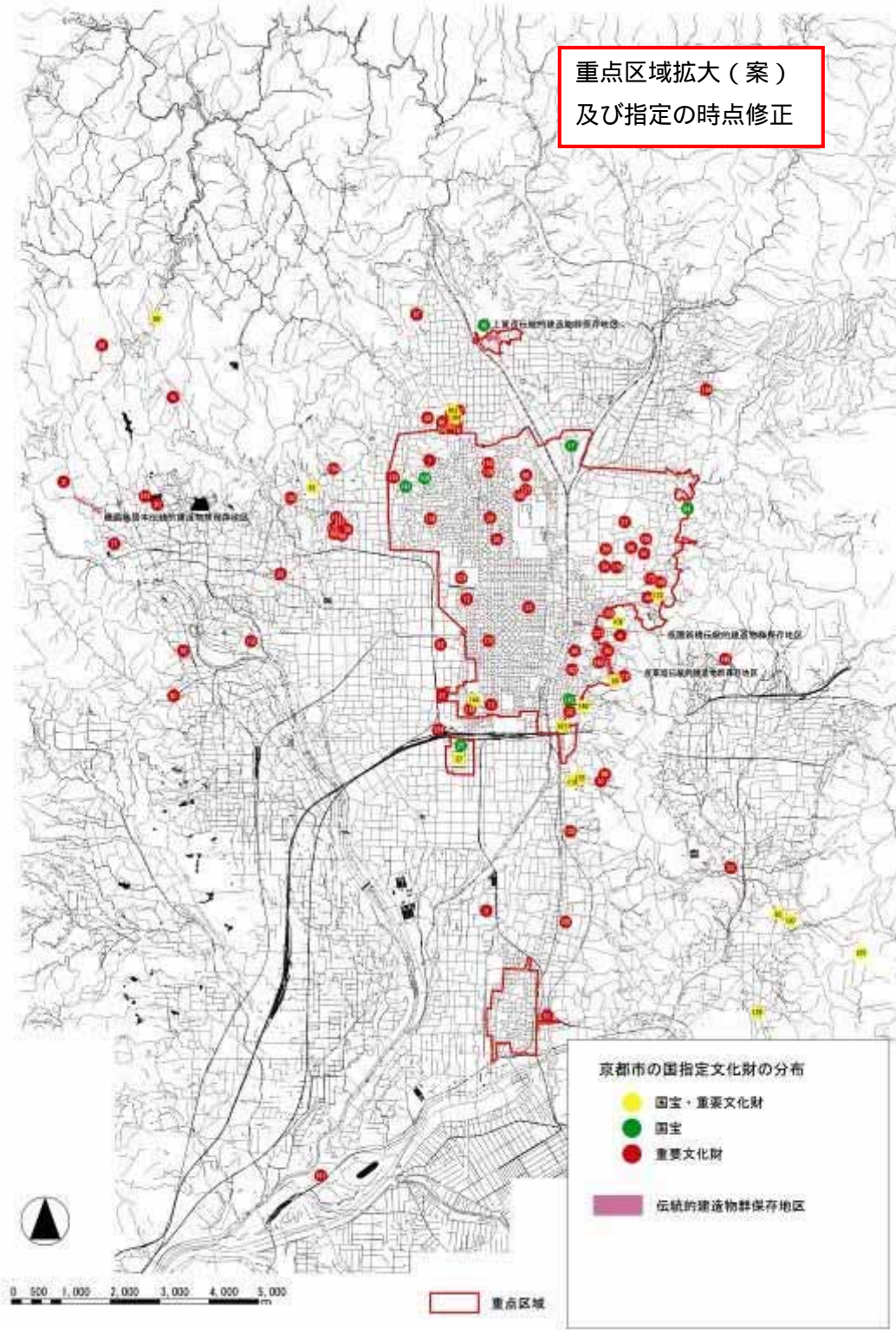


図4-2「国指定文化財の分布」と重点区域

旧(P228)

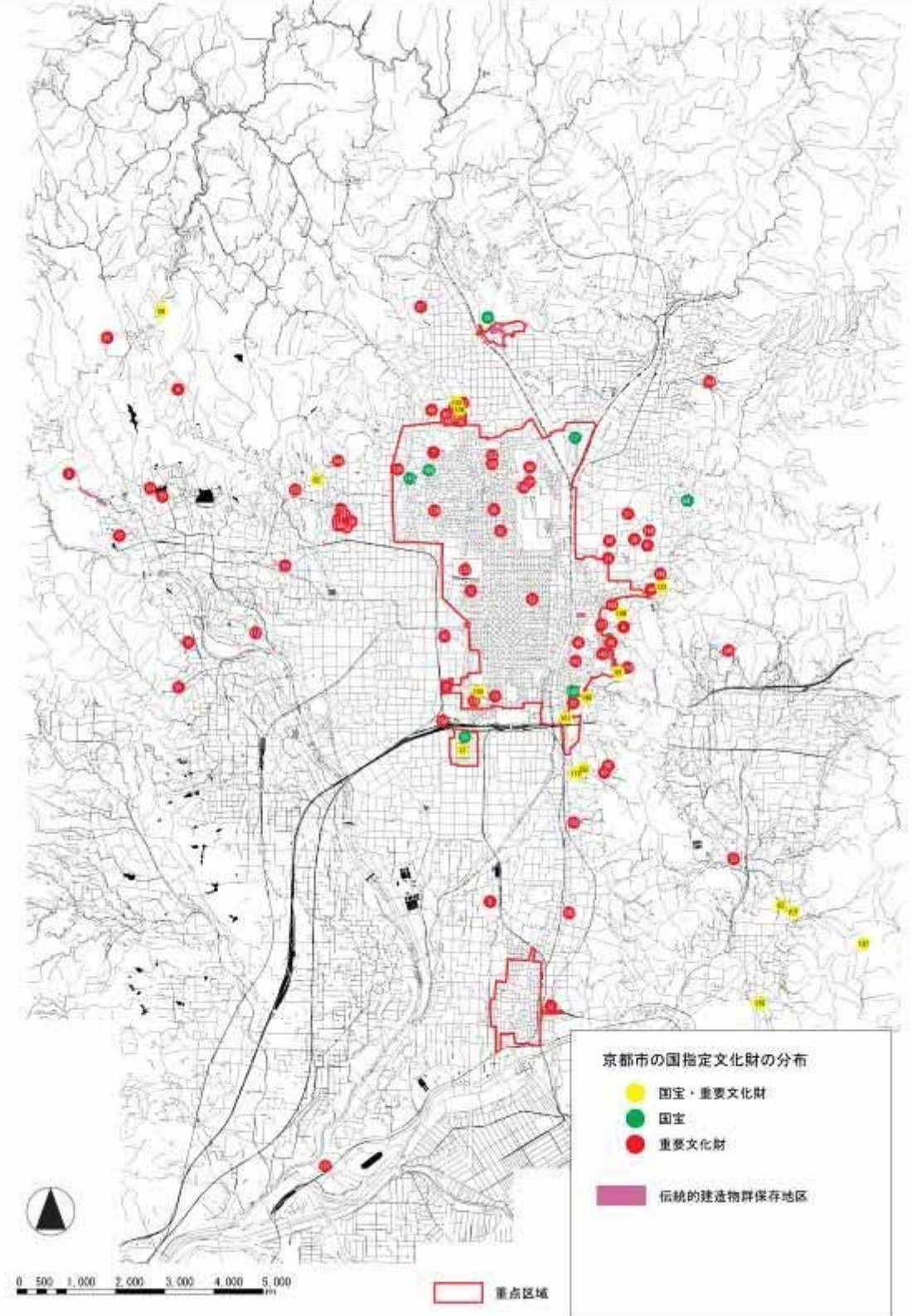


図 4-2「国指定文化財の分布」と重点区域

新(P236)

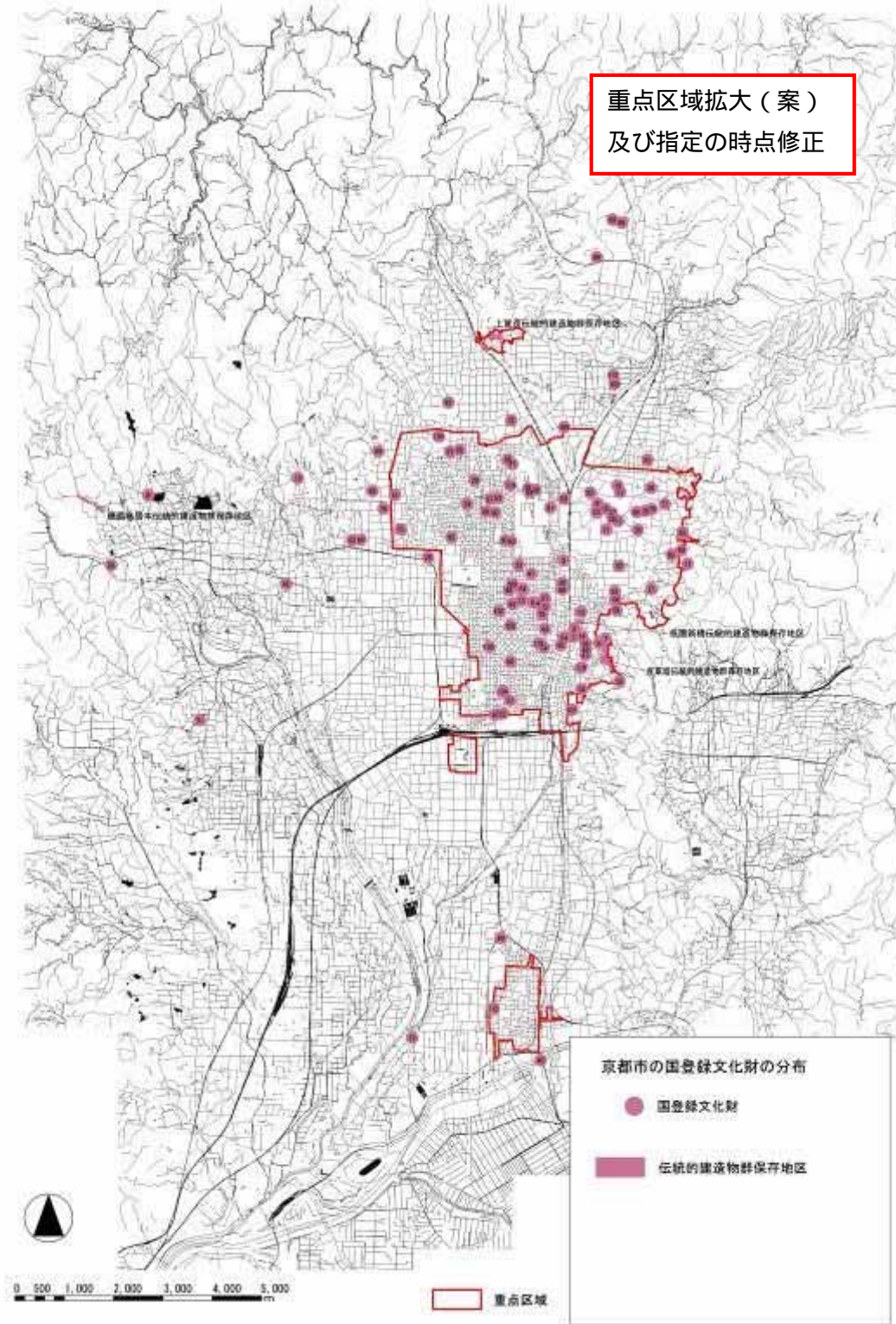


図4-3 「国登録文化財の分布」と重点区域

旧(P229)

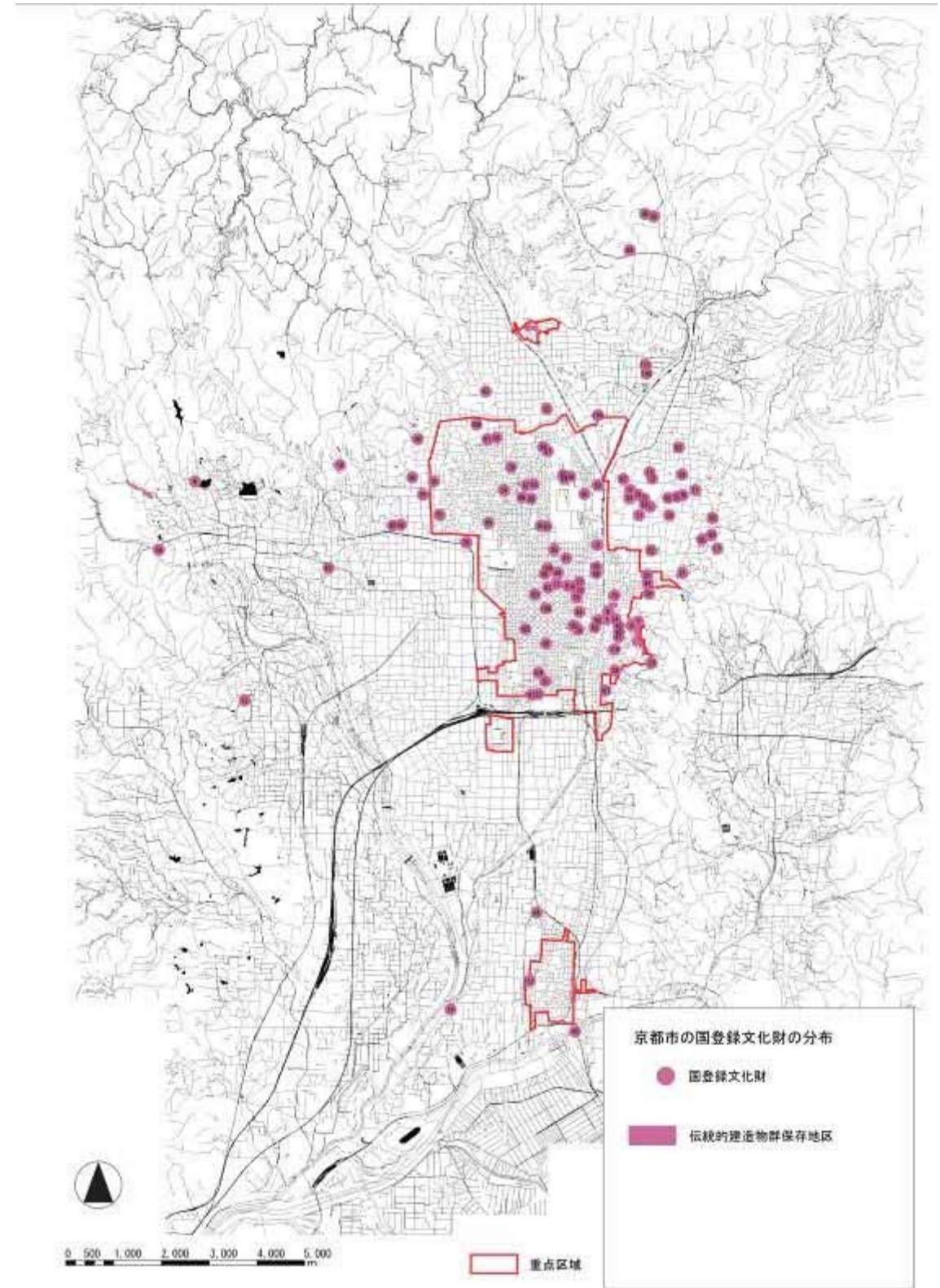


図4-3 「国登録文化財の分布」と重点区域

新(P237)

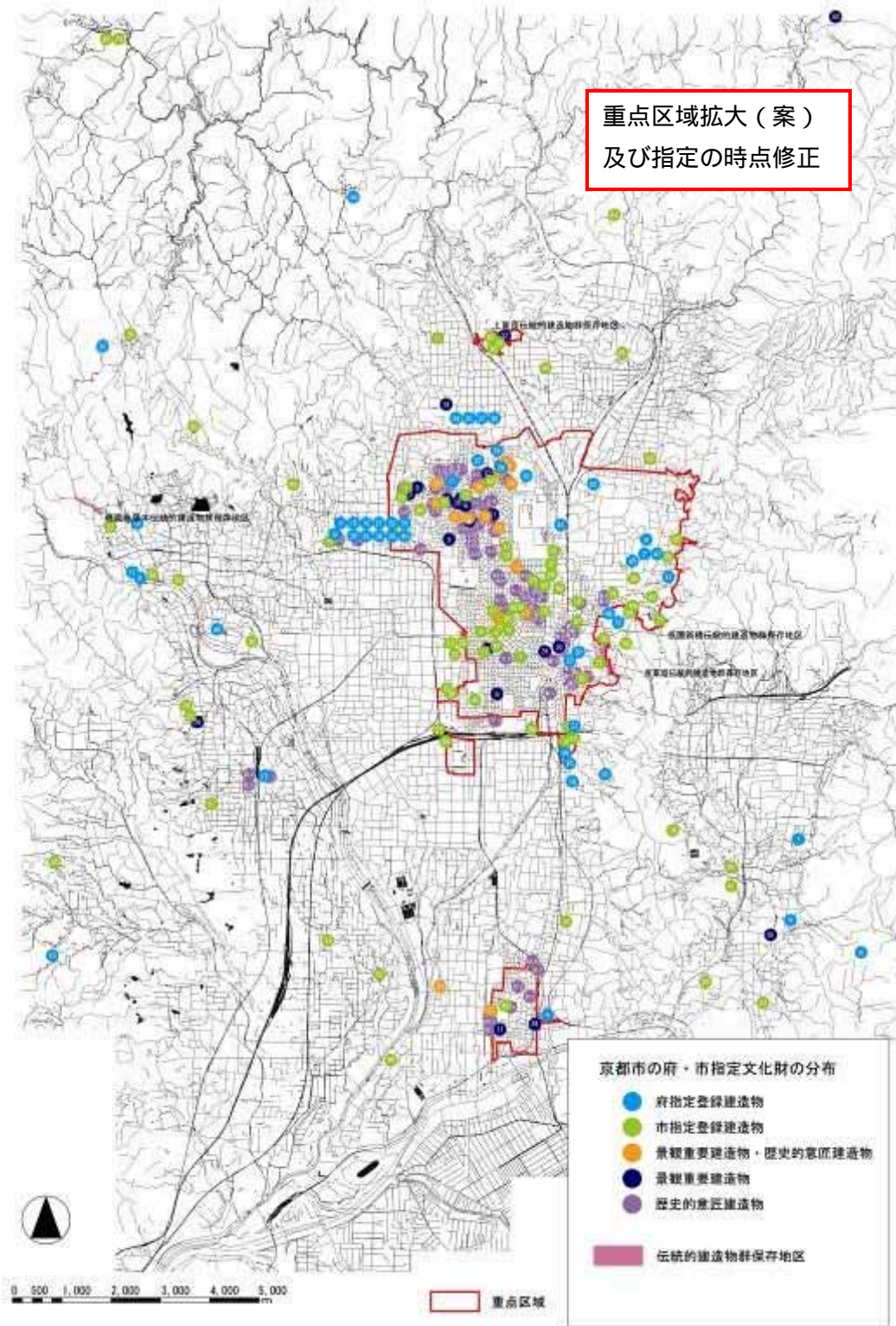


図4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

旧(P230)

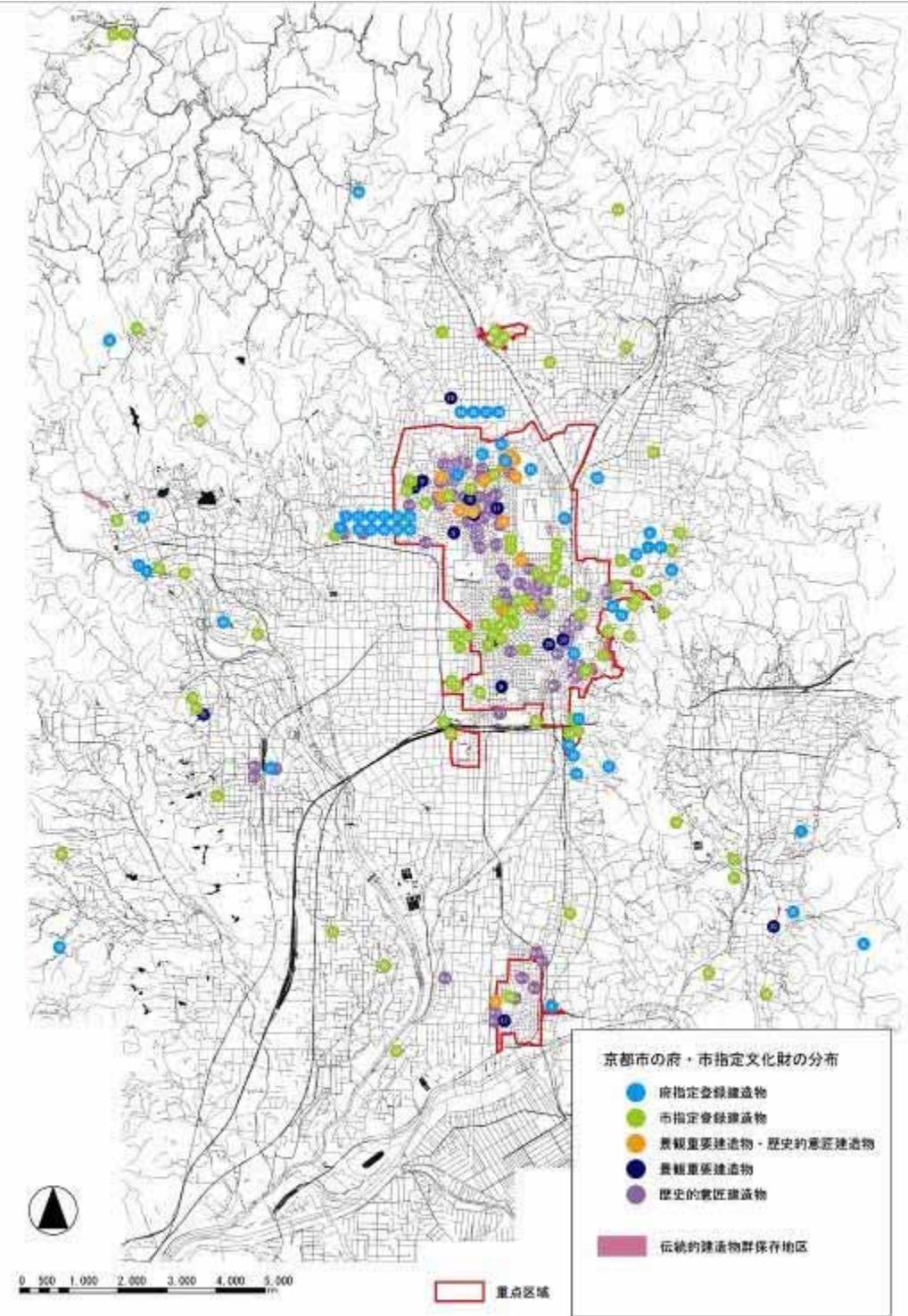


図4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

新(P238)

旧(P231)

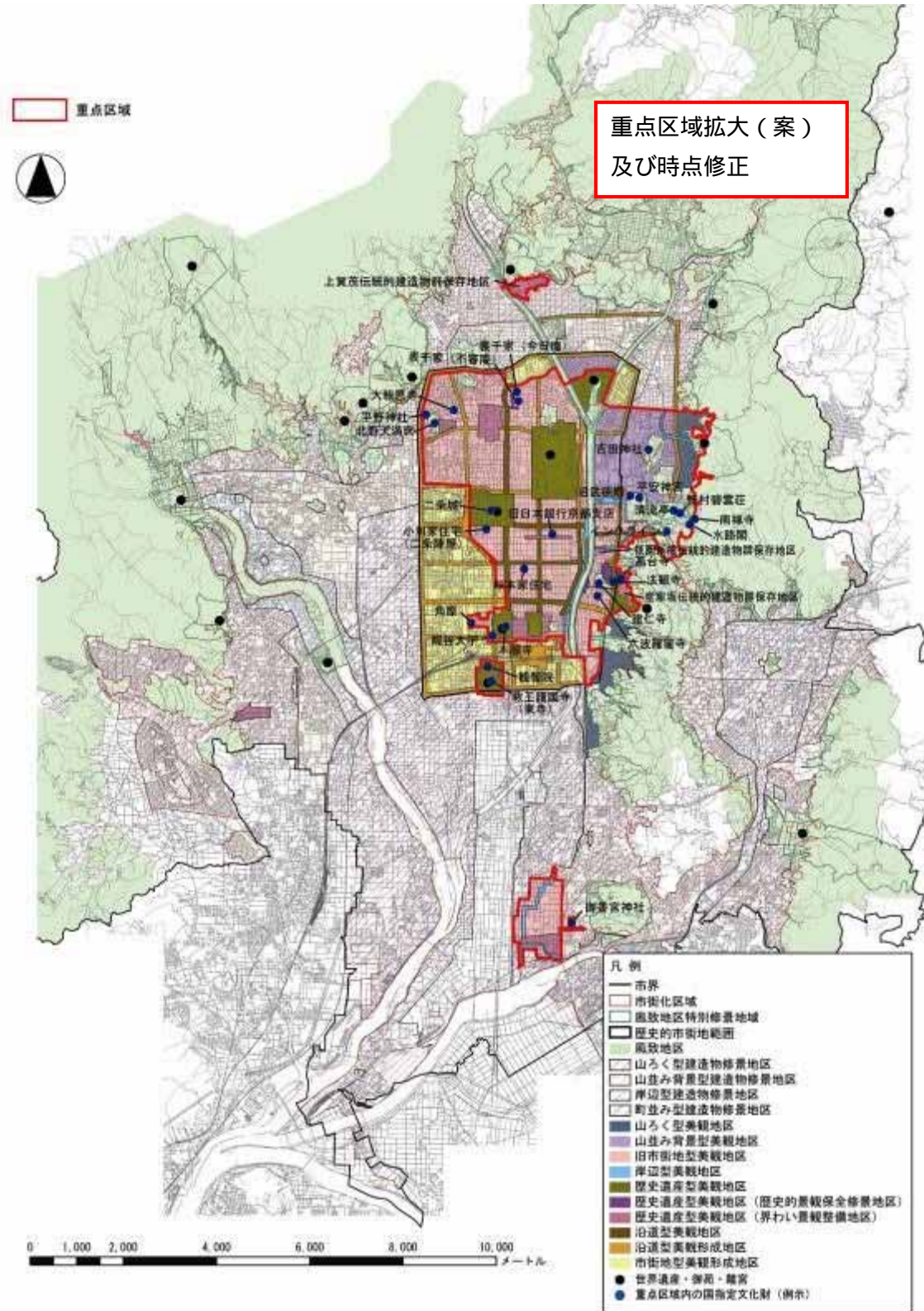


図4-5 「美観地区，美観形成地区及び建造物修景地区に関する指定概要図」と重点区域

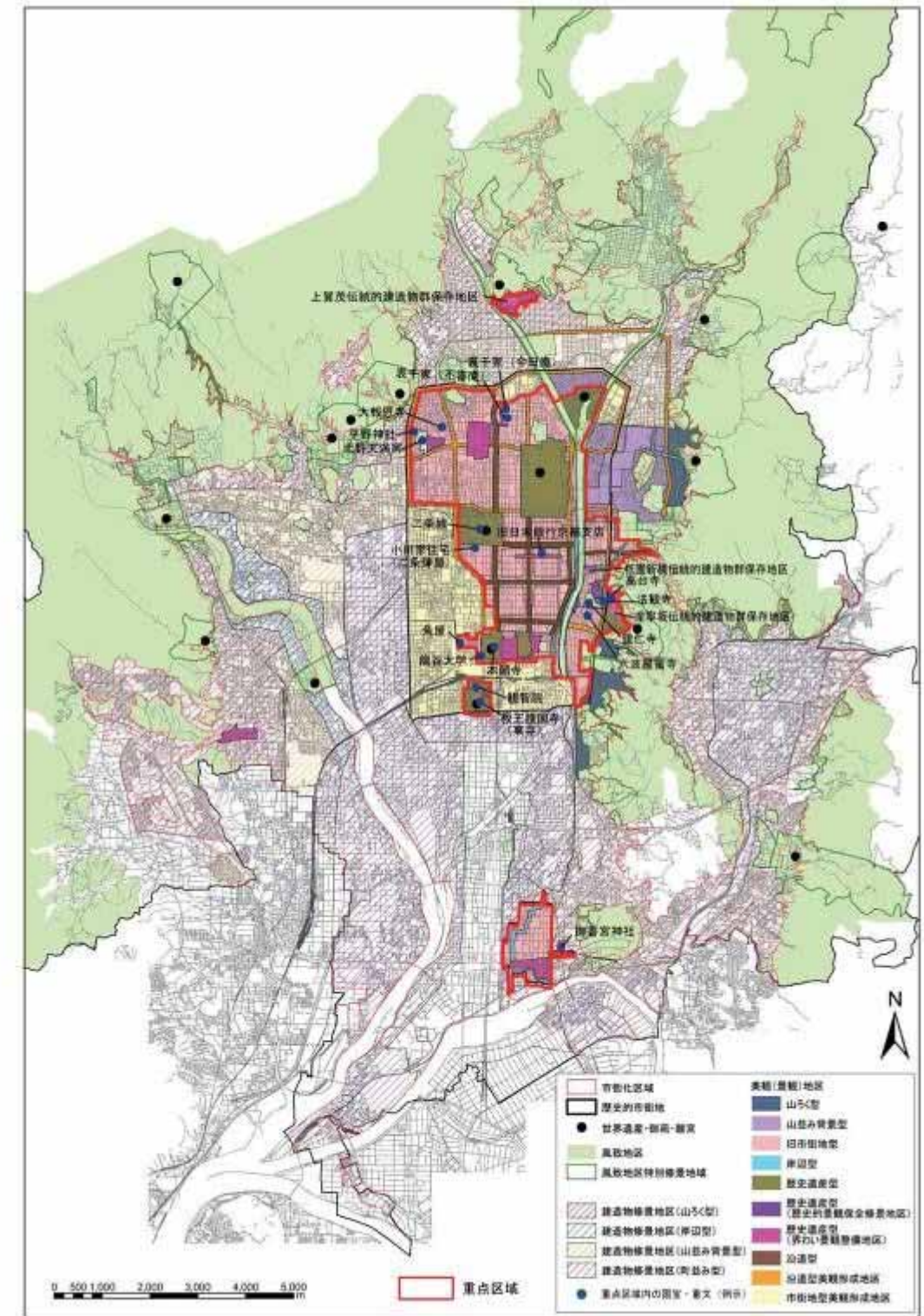


図4-5 「美観地区，美観形成地区及び建造物修景地区に関する指定概要図」と重点区域

新(P239)

4 重点区域の設定

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約 **2,458** h a

ア 地区の設定

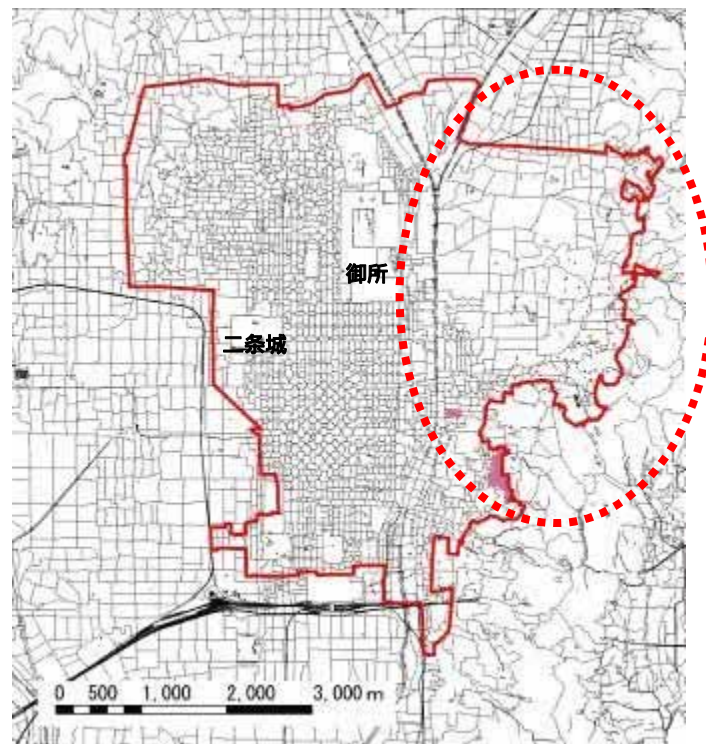


図4-6 重点区域図（歴史的市街地地区）

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り広げられてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉾町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的

旧(P232)

4 重点区域の設定

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約 **1,903** h a

ア 地区の設定

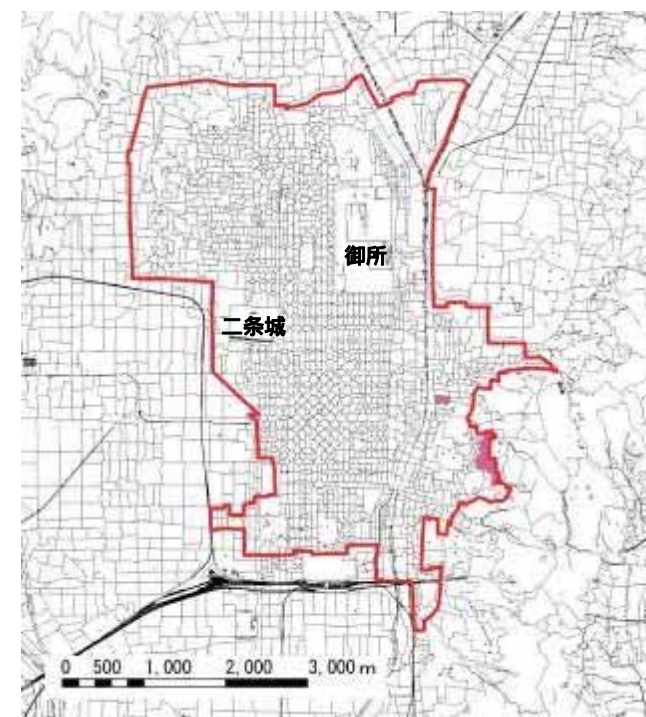


図4-6 重点区域図（歴史的市街地地区）

平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り広げられてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉾町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的

新(P240)

な活動が行われており、歴史的な町並みの保全や伝統に培われた活動を支えている。

今なお、寺社や京町家等の歴史的建造物の中で、茶の湯や能などの伝統文化が活発に行われており、それらの活動が歴史的建造物と一体となって歴史的風致を形成している地域である。

また、古くから都としての洛中と深いつながりを持ち、明治以降は琵琶湖疏水を始めとする近代化遺産や近代以降の文教施設等が京都の近代化を牽引した地域を含む。

当地区は、そのほとんどが景観計画において市街地景観を形成する重点地域として定めている歴史的市街地（おおむね北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地）に含まれており、その中でも、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、特に旧市街地型美観地区、歴史遺産型美観地区に指定している区域、山並み背景型美観地区のうち鴨川より東に位置している区域、風致地区のうち平安遷都1100年祭の開催や邸宅群、琵琶湖疏水等に関連する町並みが形成されている地域等を中心に、一部山ろく型美観地区、沿道型美観地区、岸辺型美観地区及び沿道型美観形成地区の区域を含む。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業や5花街の一つである上七軒をはじめとする無電柱化事業を伴う道路修景事業である。

また、ソフト事業は、市域全域を対象として、京都市の維持向上すべき歴史的風致である西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、本計画での重点区域の設定としている。

当地区は、下表に示す景観地区及び風致地区を含む。当地区の区域はこれらの区域その他の景観規制の区域界及び市街化区域界に基づき定めているほか、歴史的風致に関連する施設の存する範囲によって定めている。

旧(P233)

な活動が行われており、歴史的な町並みの保全や伝統に培われた活動を支えている。

今なお、寺社や京町家等の歴史的建造物の中で、茶の湯や能などの伝統文化が活発に行われており、それらの活動が歴史的建造物と一体となって歴史的風致を形成している地域である。

当地区は、景観計画において景観形成の重点地域として定めている歴史的市街地（北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地）に含まれており、その中でも、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、特に旧市街地型美観地区又は歴史遺産型美観地区に指定している区域を中心に、一部沿道型美観地区、岸辺型美観地区や沿道型美観形成地区及び風致地区の区域を含む。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業や5花街の一つである上七軒をはじめとする無電柱化事業を伴う道路修景事業である。

また、ソフト事業は、市域全域を対象として、京都市の維持向上すべき歴史的風致である西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、本計画での重点区域の設定としている。

当地区の区域は、下表に示す景観地区及び風致地区の区域界に基づき、定めている。

新(P241)

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区
山ろく型美観地区 地域：北白川・銀閣寺
山並み背景型美観地区 地域：田中・吉田 / 京都大学周辺 / 聖護院・吉田山周辺
岸辺型美観地区（一般地区）
 地域：哲学の道 / 岡崎疏水 / 鴨川東(1) / 鴨川東(2) / 鴨川西(1) / 鴨川西(3) / 高瀬川(2)
岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）
 地域：白川（岡崎・祇園） / 鴨川西(2) / 高瀬川(1)
 旧市街地型美観地区 地域：西陣 / 御所周辺 / 鴨東 / 鴨川 / 二条城周辺 / 職住共存(1) / 職住共存(2) / 本願寺周辺
 歴史遺産型美観地区（一般地区）（祇園新橋伝統的建造物群保存地区，産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む）
 地域：下鴨神社周辺 / 御所 / 二条城 / 先斗町 / 祇園・清水寺周辺 / 本願寺
 歴史遺産型美観地区（祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））
 沿道型美観地区（都心部幹線地区）
 地域：御池通 / 四条通 / 五条通 / 河原町通 / 烏丸通 / 堀川通
 沿道型美観地区（三条通地区）
 沿道型美観形成地区（幹線地区）
 地域：その他の沿道の一部
風致地区
 相国寺風致地区
 鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）
比叡山風致地区の一部（北白川周辺特別修景地域の一部を含む）
東山風致地区の一部（吉田山特別修景地域，岡崎・南禅寺特別修景地域，円山特別修景地域の一部，銀閣寺周辺特別修景地域を含む）（産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部，東山歴史的風土保存区域の一部（大文字歴史的風土特別保存地区の一部）を含む）
 北野風致地区
 紫野風致地区の一部（船岡山周辺特別修景地域）

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界
自然風景保全地区界（自然風景保全区域を除く区域界）
東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界（青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界）

旧(P233)

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

旧市街地型美観地区 地域：西陣 / 御所周辺 / 鴨東 / 鴨川 / 二条城周辺 / 職住共存(1) / 職住共存(2) / 本願寺周辺
 歴史遺産型美観地区（一般地区）
 地域：下鴨神社周辺 / 御所 / 二条城 / 先斗町 / 祇園・清水寺周辺 / 本願寺
 歴史遺産型美観地区（祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））
 沿道型美観地区（都心部幹線地区）
 地域：御池通 / 四条通 / 五条通 / 河原町通 / 烏丸通 / 堀川通
 沿道型美観地区（三条通地区）
 沿道型美観形成地区（幹線地区）
 地域：その他の沿道の一部
岸辺型美観地区 地域：白川・疎水 / 鴨川東(1) / 鴨川東(2) / 鴨川西(1) / 鴨川西(1) / 高瀬川 / 岡崎・疎水
 紫野風致地区（船岡山周辺特別修景地域）
 鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）
 相国寺風致地区
 北野風致地区
 東山風致地区の一部（円山特別修景地域の一部 / 産寧坂伝統的建造物群保存地区）

新(P242)

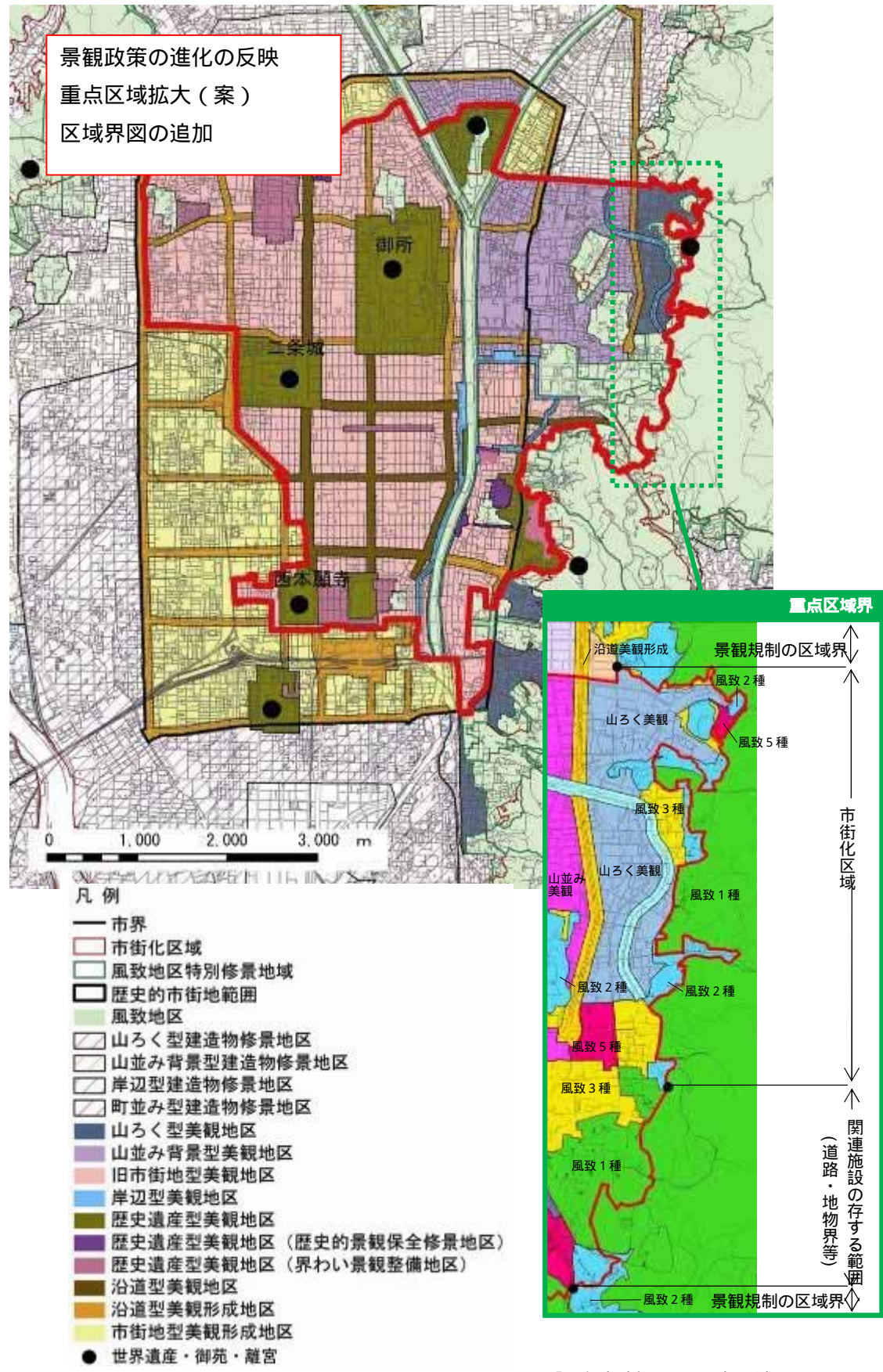


図4-7 「景観規制図」と重点区域

旧(P234)

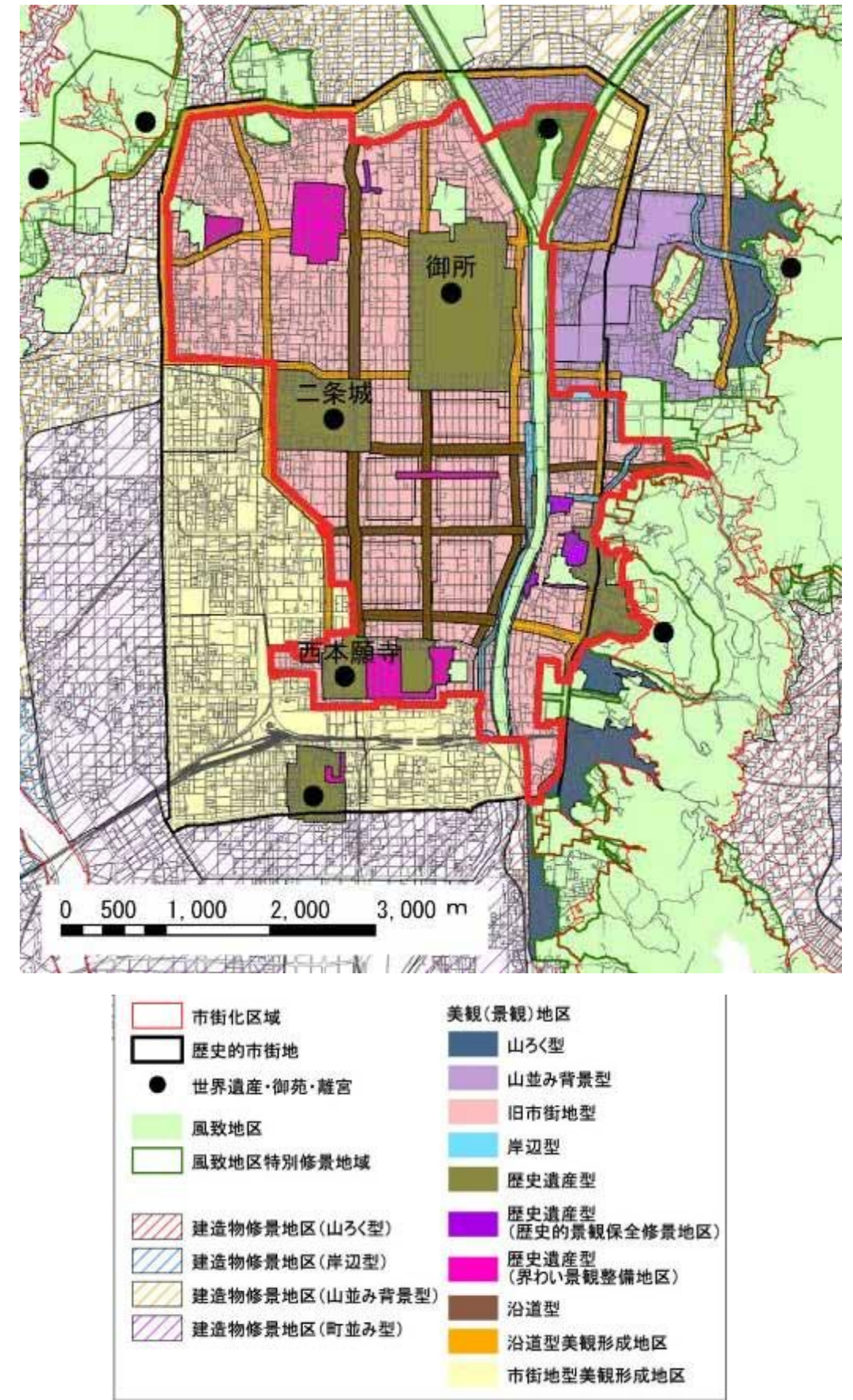


図4-7 「景観規制図」と重点区域

新(P243)

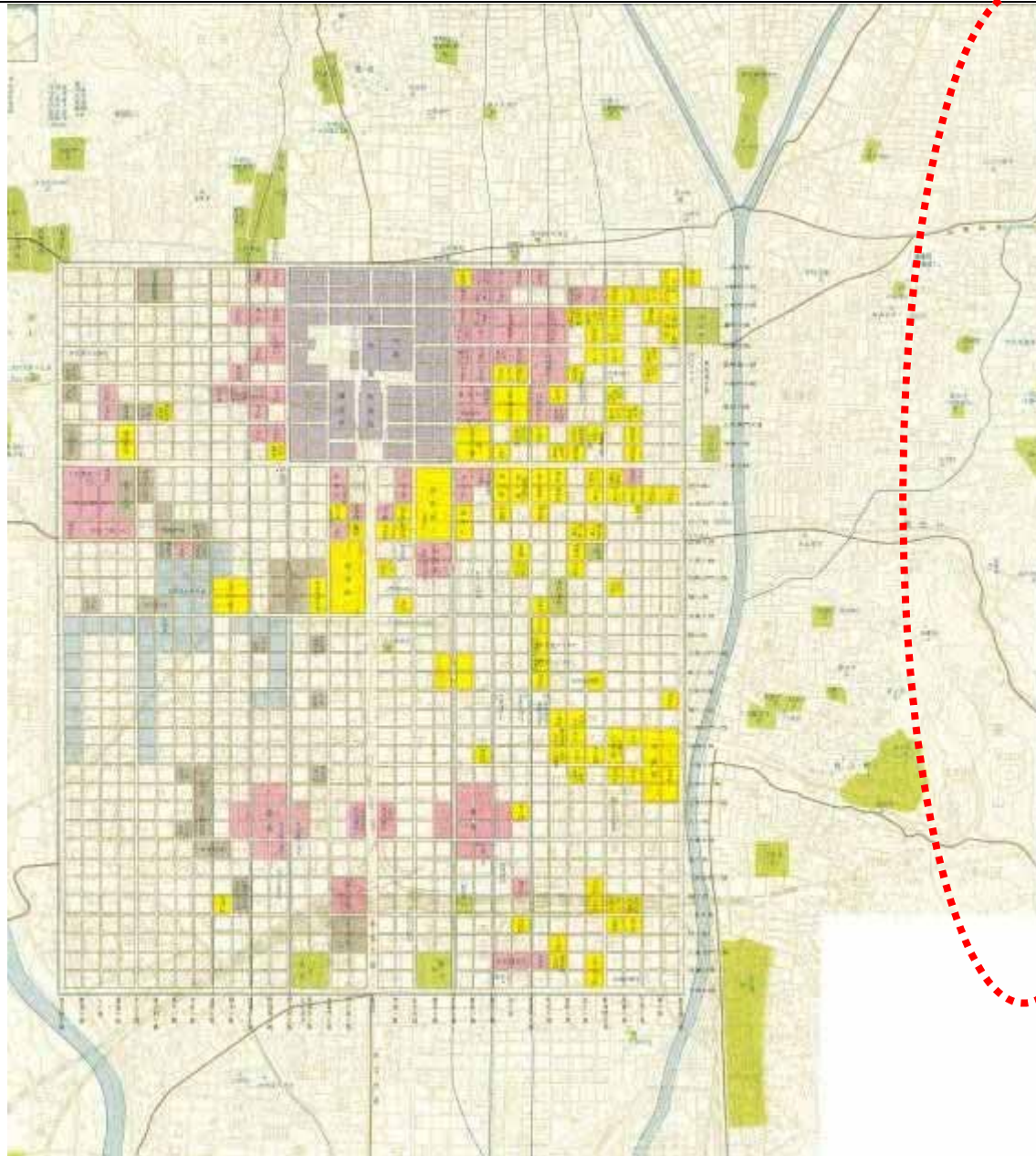


図4-8 平安時代 院政以前の歴史的市街地地区周辺（『京都の歴史1 平安の新京』）

旧(P235)

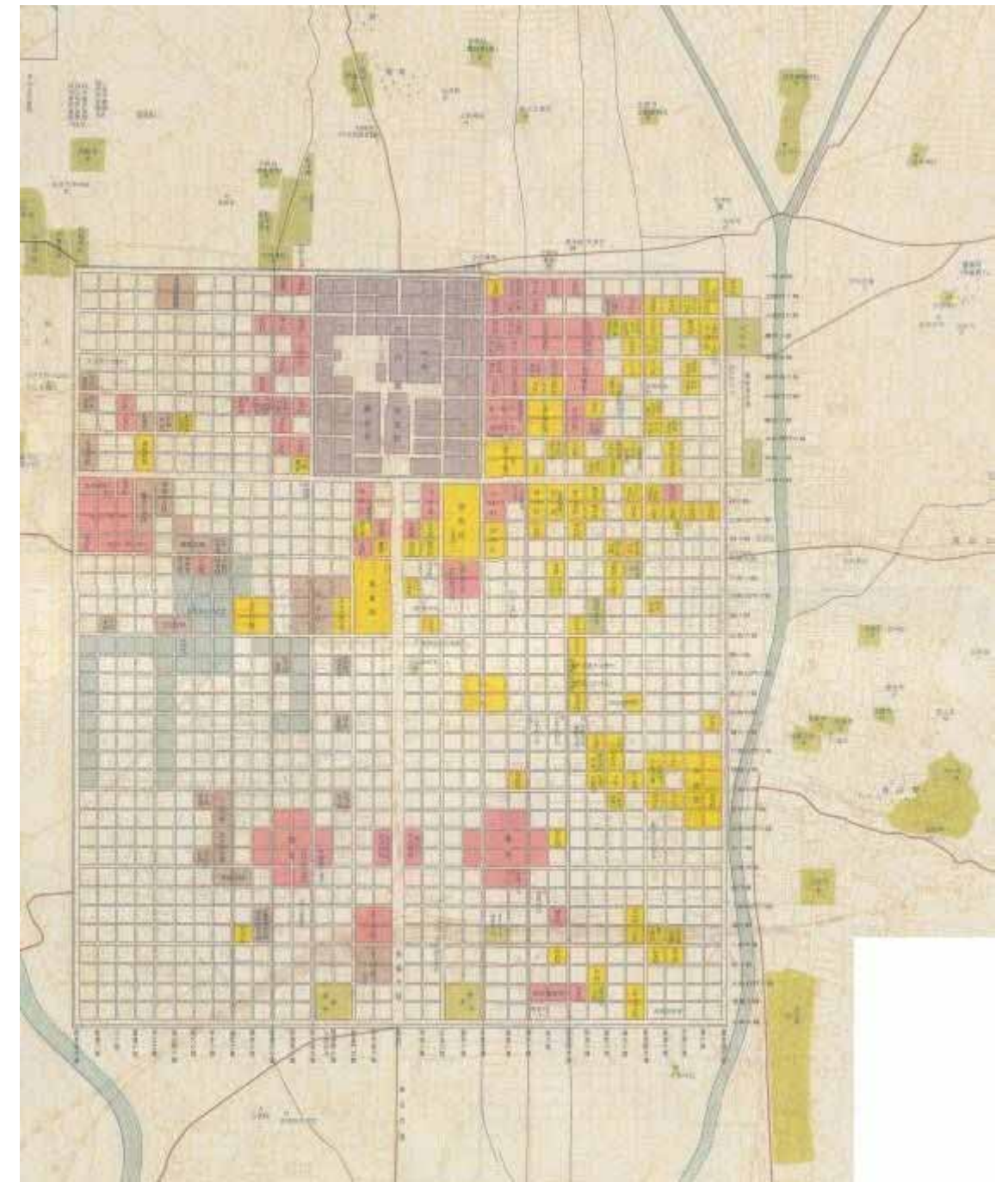
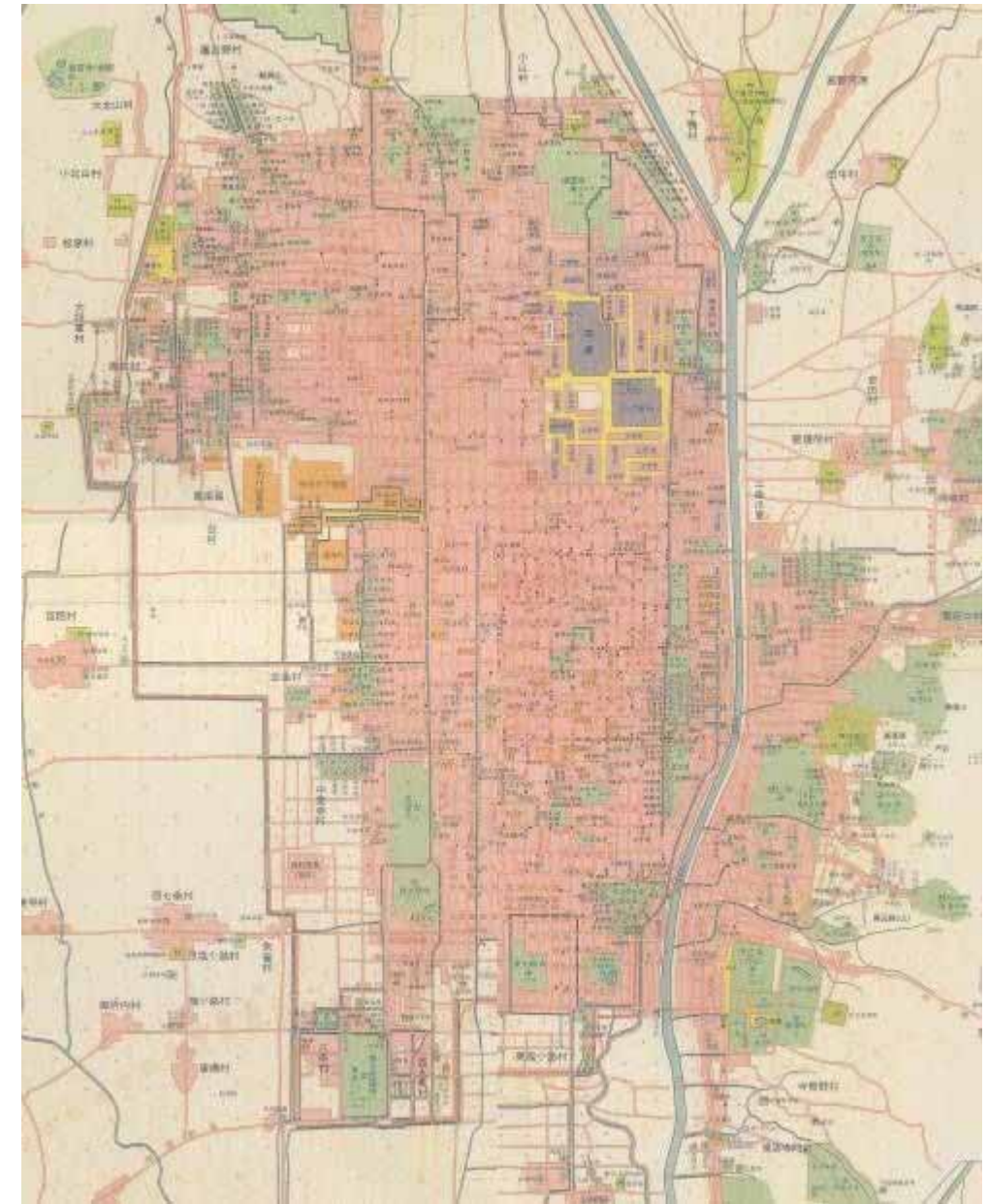
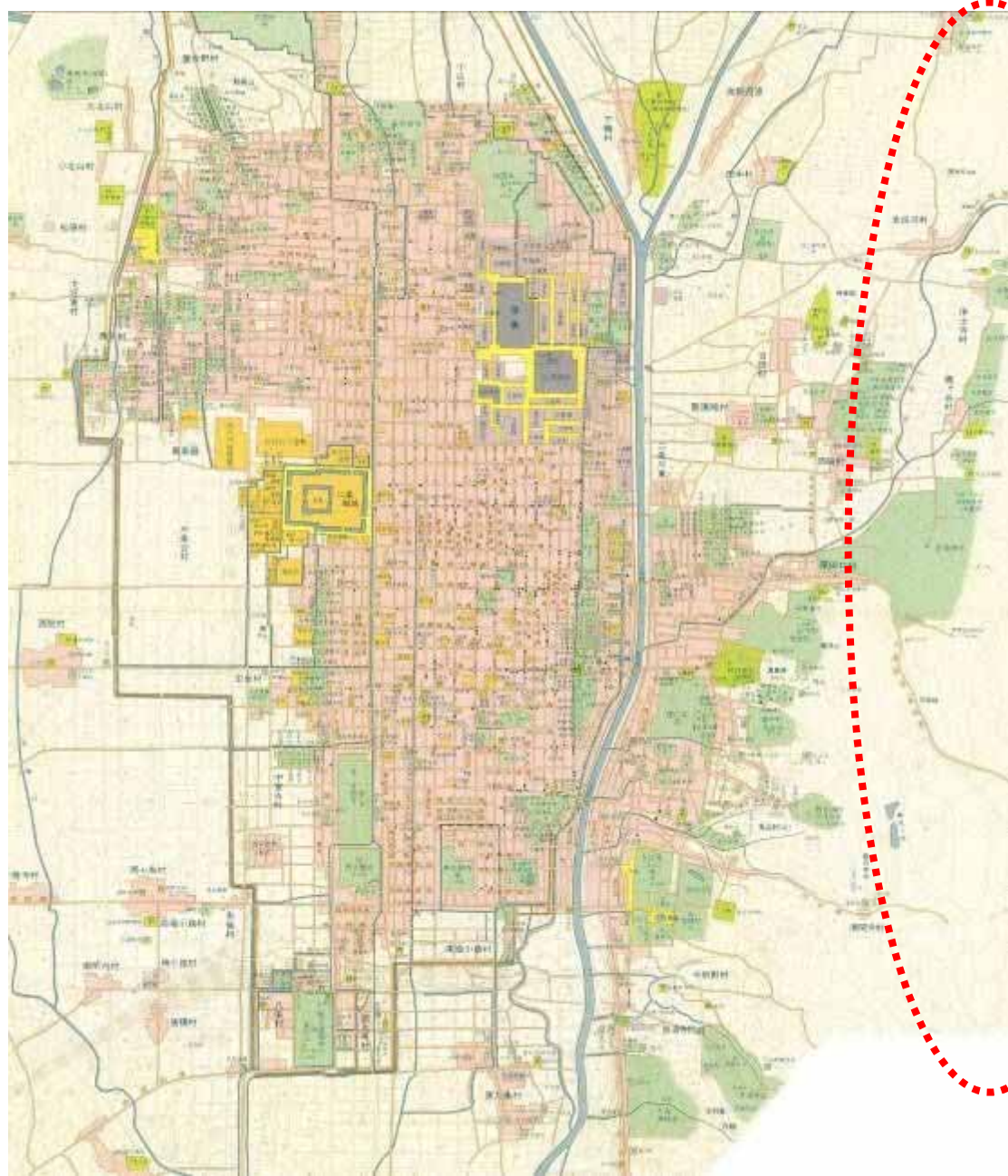


図4-8 平安時代 院政以前の歴史的市街地地区周辺（『京都の歴史1 平安の新京』）

新(P244)

旧(P236)



凡例

赤	赤地	赤地
黄	社地	社地
茶	武家地	武家地
紫	社地	社地
青	武家地	武家地
白	武家地	武家地
黒	武家地	武家地
...

凡例

赤	赤地	赤地
黄	社地	社地
茶	武家地	武家地
紫	社地	社地
青	武家地	武家地
白	武家地	武家地
黒	武家地	武家地
...

图4-9 天明・文化期の歴史的市街地地区周辺（『京都の歴史6 伝統の定着』）

图4-9 天明・文化期の歴史的市街地地区周辺（『京都の歴史6 伝統の定着』）

新(P246)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 51 件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物 30 件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦 29 基を含む 2 件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の 2 地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

（平成23年4月現在）

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>204</u> 件	<u>51</u> 件
記念物	<u>90</u> 件	<u>30</u> 件
重要有形民俗文化財	2 件	2 件
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	2 地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(1) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(ウ) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都にお

旧(P238)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 43 件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京の現存唯一の建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物 16 件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦 29 基を含む 2 件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の 2 地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

（平成22年2月現在）

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>201</u> 件	<u>38</u> 件
記念物	<u>89</u> 件	<u>23</u> 件
重要有形民俗文化財	2 件	2 件
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	2 地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(1) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(ウ) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都にお

新(P247)	旧(P239)
<p>ける明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。</p> <p>現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。</p> <p>(I) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区</p> <p>祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年(1712年)、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。</p> <p>当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。</p> <p>(イ) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区</p> <p>東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。</p> <p>当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔(法観寺)、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。</p> <p>また、石堀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石堀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。</p> <p>ウ 国指定選定以外の指定文化財等</p> <p>文化財保護法に基づく国の登録有形文化財として、当地区内において、<u>214</u>件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築<u>50</u>件、近代和風建築<u>83</u>件、社寺<u>36</u>件、町家<u>45</u>件となっている。</p> <p>また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。</p> <p>京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文</p>	<p>ける明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。</p> <p>現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。</p> <p>(I) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区</p> <p>祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年(1712年)、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。</p> <p>当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。</p> <p>(イ) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区</p> <p>東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。</p> <p>当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔(法観寺)、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。</p> <p>また、石堀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石堀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。</p> <p>ウ 国指定選定以外の指定文化財等</p> <p>文化財保護法に基づく国の登録有形文化財として、当地区内において、<u>158</u>件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築<u>40</u>件、近代和風<u>61</u>件、社寺<u>28</u>件、町家<u>27</u>件となっている。</p> <p>また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。</p> <p>京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文</p>

新(P248)

化財 1 件，府登録文化財 3 件が指定・登録されている。種別は近世社寺建築 1 件，近代洋風建築 3 件，近代洋風建築 1 件である。記念物としては，府指定文化財 2 件（名勝，天然記念物）が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては，市指定文化財 3 件，市登録文化財 1 件が指定・登録されている。これらの種別は，近世社寺建築 1 件，近代洋風建築 1 件，近代和風建築 2 件，町家 1 件，その他 2 件となっている。

また記念物としては，市指定文化財 1 件，市登録文化財 6 件が指定・登録されている。これらは，史跡 7 件，名勝 1 件，天然記念物 4 件となっている。有形民俗文化財には，当地区内において，指定有形民俗文化財 4 件，登録有形民俗文化財 1 件が指定・登録されている。

国指定選定以外の文化財の京都市，地区内指定・登録件数 (平成23年4月現在)

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録文化財（建造物）	<u>272</u> 件	<u>214</u> 件
府指定文化財（建造物）	<u>43</u> 件	<u>11</u> 件
府登録文化財（建造物）	<u>43</u> 件	<u>3</u> 件
府指定記念物	6 件	<u>2</u> 件
市指定文化財（建造物）	68 件	<u>30</u> 件
市登録文化財（建造物）	24 件	<u>10</u> 件
市指定記念物	66 件	<u>18</u> 件
市登録記念物	25 件	<u>6</u> 件
市指定重要有形民俗文化財	8 件	4 件
市登録重要有形民俗文化財	3 件	1 件

工 景観法，市条例関連の指定物件等

当地区内に，景観法に基づく景観重要建造物 3 件，京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物 87 件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で，建物の内部については規制の対象外としている。

また，歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を 3 地区（祇園町地区，祇園縄手・新門前地区，上京小川地区），界わい景観整備地区を 4 地区（上京北野地区，千両ヶ辻地区，三条通地区，本願寺・東寺地区（本願寺地区））指定している。

景観法，市条例関連の京都市，地区内指定件数 (平成23年4月現在)

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>40</u> 件	<u>31</u> 件
歴史的意匠建造物	108 件	87 件

旧(P240)

化財 4 件が指定されている。種別は近世社寺建築 3 件，近代洋風建築 1 件である。記念物としては，府指定文化財 1 件（天然記念物）が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては，市指定文化財 2 件，市登録文化財 1 件が指定・登録されている。これらの種別は，近世社寺建築 1 件，近代洋風建築 1 件，近代和風建築 2 件，町家 1 件，その他 1 件となっている。

また記念物としては，市指定文化財 1 件，市登録文化財 1 件が指定・登録されている。これらは，史跡 2 件，名勝 1 件，天然記念物 3 件となっている。有形民俗文化財には，当地区内において，指定有形民俗文化財 4 件，登録有形民俗文化財 1 件が指定・登録されている。

国指定選定以外の文化財の京都市，地区内指定・登録件数 (平成22年2月現在)

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録文化財（建造物）	<u>263</u> 件	<u>156</u> 件
府指定文化財（建造物）	<u>42</u> 件	<u>4</u> 件
府指定記念物	6 件	<u>1</u> 件
市指定文化財（建造物）	68 件	<u>26</u> 件
市登録文化財（建造物）	24 件	<u>11</u> 件
市指定記念物	66 件	<u>15</u> 件
市登録記念物	25 件	<u>1</u> 件
市指定重要有形民俗文化財	8 件	4 件
市登録重要有形民俗文化財	3 件	1 件

工 景観法，市条例関連の指定物件等

当地区内に，景観法に基づく景観重要建造物 2 件，京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物 87 件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で，建物の内部については規制の対象外としている。

また，歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を 3 地区（祇園町地区，祇園縄手・新門前地区，上京小川地区），界わい景観整備地区を 4 地区（上京北野地区，千両ヶ辻地区，三条通地区，本願寺・東寺地区（本願寺地区））指定している。

景観法，市条例関連の京都市，地区内指定件数 (平成22年2月現在)

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>31</u> 件	<u>26</u> 件
歴史的意匠建造物	108 件	87 件

新(P249)

歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	7地区	4地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服祭<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行わる。
	8～12日	初彘びす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事。
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事。
	10日	桜花祭<平野神社>	花山天皇が桜の木をお手植えされたいわれにちなむ祭り。
	15～25日	北野をどり<上七軒歌舞練場>	

旧(P241)

歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	7地区	4地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服祭<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行わる。
	8～12日	初彘びす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事。
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事。
	10日	桜花祭<平野神社>	花山天皇が桜の木をお手植えされたいわれにちなむ祭り。
	15～25日	北野をどり<上七軒歌舞練場>	
	5月	1～4日	千本彘んま堂大念佛狂言<千本彘んま堂(引接寺)>

新(P250)

5月	1～4日	千本糸んま堂大念佛狂言 <千本糸んま堂(引接寺)>	京の三大念佛狂言のひとつ。
	13日	市比賣祭<市比賣神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	
	18日	御霊祭<上御霊神社>	
6月	<u>1・2日</u>	<u>京都新能<平安神宮></u>	
	25日	御誕辰祭 大茅の輪くぐり<北野天満宮>	菅公の生誕日に、楼門に大茅の輪を掲げる。
	30日	夏越祓<市内各神社>	
7月	1～31日	祇園祭<八坂神社・各山鉾町>	
	7日	七夕祭<北野天満宮・白峯神宮ほか>	
8月	7～10日	六道まいり<六道珍皇寺>	
10月	1～5日	瑞饋祭<北野天満宮>	
	体育の日と前日・15日	粟田神社大祭<粟田神社>	
	22日	時代祭<京都御所・平安神宮>	
11月	1日	亥子祭<護王神社>	平安時代から伝わる餅つきの儀式。
	1～10日	祇園をどり<祇園会館>	
	<u>5～15日</u>	<u>お十夜<真如堂></u>	
	21～28日	報恩講<東本願寺>	親鸞聖人をしのんで営まれる法要。
	26日	御茶壺奉獻祭<北野天満宮>	豊臣秀吉の「北野大茶の湯」にちなんで、新茶をいれた茶つぼを奉納する行事。
12月	7・8日	大根焚き<大報恩寺>	
	13～30日	空也踊躍念仏(かくれ念仏)<六波羅蜜寺>	
	31日	除夜の鐘<各寺院>	
毎月	25日	天神さん<北野天満宮>	

旧(P242)

		>	
	13日	市比賣祭<市比賣神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	
	18日	御霊祭<上御霊神社>	
6月	25日	御誕辰祭 大茅の輪くぐり<北野天満宮>	菅公の生誕日に、楼門に大茅の輪を掲げる。
	30日	夏越祓<市内各神社>	
7月	1～31日	祇園祭<八坂神社・各山鉾町>	
	7日	七夕祭<北野天満宮・白峯神宮ほか>	
8月	7～10日	六道まいり<六道珍皇寺>	
10月	1～5日	瑞饋祭<北野天満宮>	
	体育の日と前日・15日	粟田神社大祭<粟田神社>	
	22日	時代祭<京都御所・平安神宮>	
11月	1日	亥子祭<護王神社>	平安時代から伝わる餅つきの儀式。
	1～10日	祇園をどり<祇園会館>	
	21～28日	報恩講<東本願寺>	親鸞聖人をしのんで営まれる法要。
	26日	御茶壺奉獻祭<北野天満宮>	豊臣秀吉の「北野大茶の湯」にちなんで、新茶をいれた茶つぼを奉納する行事。
12月	7・8日	大根焚き<大報恩寺>	
	13～30日	空也踊躍念仏(かくれ念仏)<六波羅蜜寺>	
	31日	除夜の鐘<各寺院>	
毎月	25日	天神さん<北野天満宮>	

新(P264)

第5章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

1 重点区域における都市計画との連携

(1) 高度地区

住環境の保全，自然環境や歴史的環境との調和，均整の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として，市街地の大半に高度地区を指定し，建築物の高さの最高限度等を都市計画で定めている。重点区域内では，全域に高度地区を指定している。

建築物の高さの最高限度については，10mから31mまで6段階で定めており，三方の山々との調和を図る低層の市街地においては10m，京町家との調和を図る市街地においては，京町家の町並みと違和感の少ない高さである15m，商業・業務の中心地区である都心部の幹線道路沿道においては31mというように，それぞれの地域の特性や土地利用等を勘案したものにしている。

特に歴史的市街地地区内の職住共存地区は，京町家の町並みが多く残り，その中には伝統的な暮らしや生業が営まれ，祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されている。こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため，高さを15mとしている。

(2) 景観地区（美観地区及び美観形成地区）

京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情を湛える地域，世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域，伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域などの良好な景観の維持向上を目的に美観地区を指定している。重点区域内では，**風致地区を除く**ほぼ全域を美観地区に指定している。

また，美観地区のように良好な景観が既に形成されている地区以外で，美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通りなどを美観形成地区に指定し，新たに良好な市街地の景観の創出を図っている。重点区域内では，河原町通，御所から以西及び以北の丸太町通・今出川通・烏丸通や千本通等の幹線道路沿道を美観形成地区に指定している。

美観地区及び美観形成地区は，景観法に基づく景観地区として定めている。美観地区には6つの地区類型，美観形成地区には2つの地区類型を定め，それぞれについて地区の特性に合った「建築物等のデザイン基準」を都市計画で定めている。

このデザイン基準は，すべての地区に共通するデザイン基準（以下「共通基準」という。）と地区ごとのデザイン基準（以下「地区別基準」という。）から成り立っている。

共通基準では，屋根の色彩，塔屋等の高さ，主要な外壁に使用しない色彩（禁止色），バルコニーの形状，建築設備の修景措置に係る基準などを定めている。また，地区別基準では，建築物の規模により低層，中層，高層に分類し，地域特性に応じ，それぞ

旧(P256)

第5章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

1 重点区域における都市計画との連携

(1) 高度地区

住環境の保全，自然環境や歴史的環境との調和，均整の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として，市街地の大半に高度地区を指定し，建築物の高さの最高限度等を都市計画で定めている。重点区域内では，全域に高度地区を指定している。

建築物の高さの最高限度については，10mから31mまで6段階で定めており，三方の山々との調和を図る低層の市街地においては10m，京町家との調和を図る市街地においては，京町家の町並みと違和感の少ない高さである15m，商業・業務の中心地区である都心部の幹線道路沿道においては31mというように，それぞれの地域の特性や土地利用等を勘案したものにしている。

特に歴史的市街地地区内の職住共存地区は，京町家の町並みが多く残り，その中には伝統的な暮らしや生業が営まれ，祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されている。こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため，高さを15mとしている。

(2) 景観地区（美観地区及び美観形成地区）

京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情を湛える地域，世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域，伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域などの良好な景観の維持向上を目的に美観地区を指定している。重点区域内では，ほぼ全域を美観地区に指定している。

また，美観地区のように良好な景観が既に形成されている地区以外で，美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通りなどを美観形成地区に指定し，新たに良好な市街地の景観の創出を図っている。重点区域内では，河原町通，御所から以西及び以北の丸太町通・今出川通・烏丸通や千本通等の幹線道路沿道を美観形成地区に指定している。

美観地区及び美観形成地区は，景観法に基づく景観地区として定めている。美観地区には6つの地区類型，美観形成地区には2つの地区類型を定め，それぞれについて地区の特性に合った「建築物等のデザイン基準」を都市計画で定めている。

このデザイン基準は，すべての地区に共通するデザイン基準（以下「共通基準」という。）と地区ごとのデザイン基準（以下「地区別基準」という。）から成り立っている。

共通基準では，屋根の色彩，塔屋等の高さ，主要な外壁に使用しない色彩（禁止色），バルコニーの形状，建築設備の修景措置に係る基準などを定めている。また，地区別基準では，建築物の規模により低層，中層，高層に分類し，地域特性に応じ，それぞ

新(P267)

(3) 風致地区

都市の自然景観を維持することによって都市全体の美しさを保全し、合わせて良好な生活環境を保持していくことを目的として、重点区域内では、東山の麓に位置する永観堂から南禅寺一帯や岡崎公園周辺、鴨川流域、船岡山や吉田山周辺、相国寺周辺等に風致地区を指定している。

(京都市風致地区条例)

第3章「2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組」で述べているように、本市では、昭和5年に風致地区を指定、昭和45年に京都市風致地区条例を制定した。

風致地区における建物及び工作物の形態意匠に関する共通の基準（外壁や屋根等のデザイン基準）を風致地区条例施行規則で定めている。また、周辺の住環境や緑地のボリューム等の地区の特性に応じ、第1種地域から第5種地域までの種別に分類し、種別に応じた建物等の高さや建ぺい率の上限、敷地内の緑地の割合の下限等を定めている。

風致地区内で建物の新築や土地の形質の変更、木竹の伐採等の現状変更行為を行う場合には、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

種別	特徴
第1種地域	山林又は溪谷が重要な要素となって、特に優れた自然的景観を有する地域
第2種地域	樹林地、池沼又は田園が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第3種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第4種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、良好な自然的景観を有する地域
第5種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、自然的景観を有する地域
建物等の形態意匠に関する共通基準（抜粋）	
建物の屋根及び軒に関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・ こう配を有する屋根で建築物がすべて覆われていること。 ・ その他、屋根の形態、材料、色彩、軒の長さ等に関する基準。 	
建物の外壁に関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁の表面の材料、色彩、3階の外壁の後退距離等に関する基準。 	
その他、工作物に関する基準等	

旧(P259)

(3) 風致地区

都市の自然景観を維持することによって都市全体の美しさを保全し、合わせて良好な生活環境を保持していくことを目的として、重点区域内では、鴨川流域や船岡山周辺、相国寺周辺等に風致地区を指定している。

(京都市風致地区条例)

第3章「2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組」で述べているように、本市では、昭和5年に風致地区を指定、昭和45年に京都市風致地区条例を制定した。

風致地区における建物及び工作物の形態意匠に関する共通の基準（外壁や屋根等のデザイン基準）を風致地区条例施行規則で定めている。また、周辺の住環境や緑地のボリューム等の地区の特性に応じ、第1種地域から第5種地域までの種別に分類し、種別に応じた建物等の高さや建ぺい率の上限、敷地内の緑地の割合の下限等を定めている。

風致地区内で建物の新築や土地の形質の変更、木竹の伐採等の現状変更行為を行う場合には、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

種別	特徴
第1種地域	山林又は溪谷が重要な要素となって、特に優れた自然的景観を有する地域
第2種地域	樹林地、池沼又は田園が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第3種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、優れた自然的景観を有する地域
第4種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、良好な自然的景観を有する地域
第5種地域	趣のある建物等が重要な要素となって、自然的景観を有する地域
建物等の形態意匠に関する共通基準（抜粋）	
建物の屋根及び軒に関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・ こう配を有する屋根で建築物がすべて覆われていること。 ・ その他、屋根の形態、材料、色彩、軒の長さ等に関する基準。 	
建物の外壁に関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁の表面の材料、色彩、3階の外壁の後退距離等に関する基準。 	
その他、工作物に関する基準等	

新(P269)

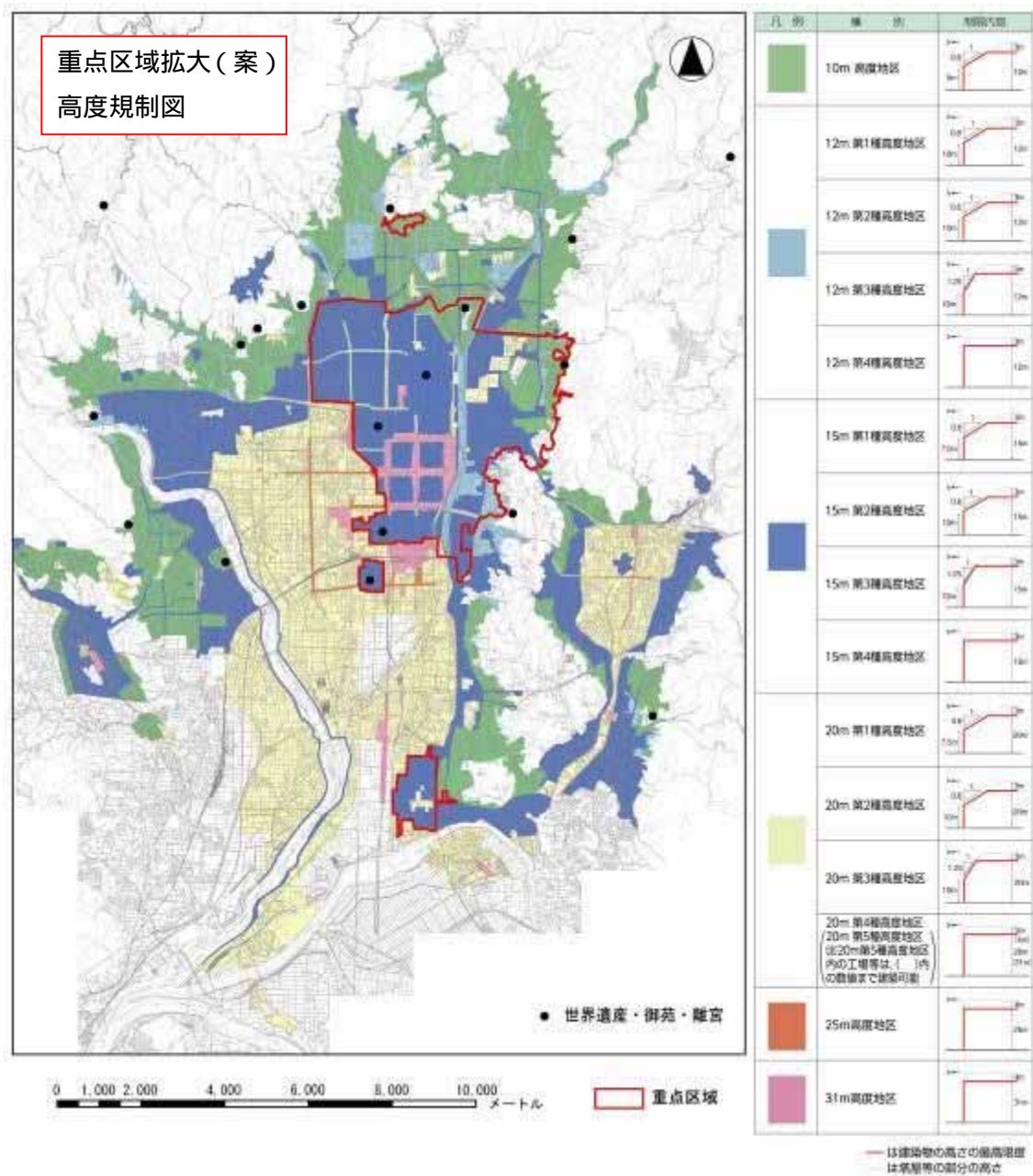


図5-1 高度地区指定(概要)図と重点区域

旧(P261)

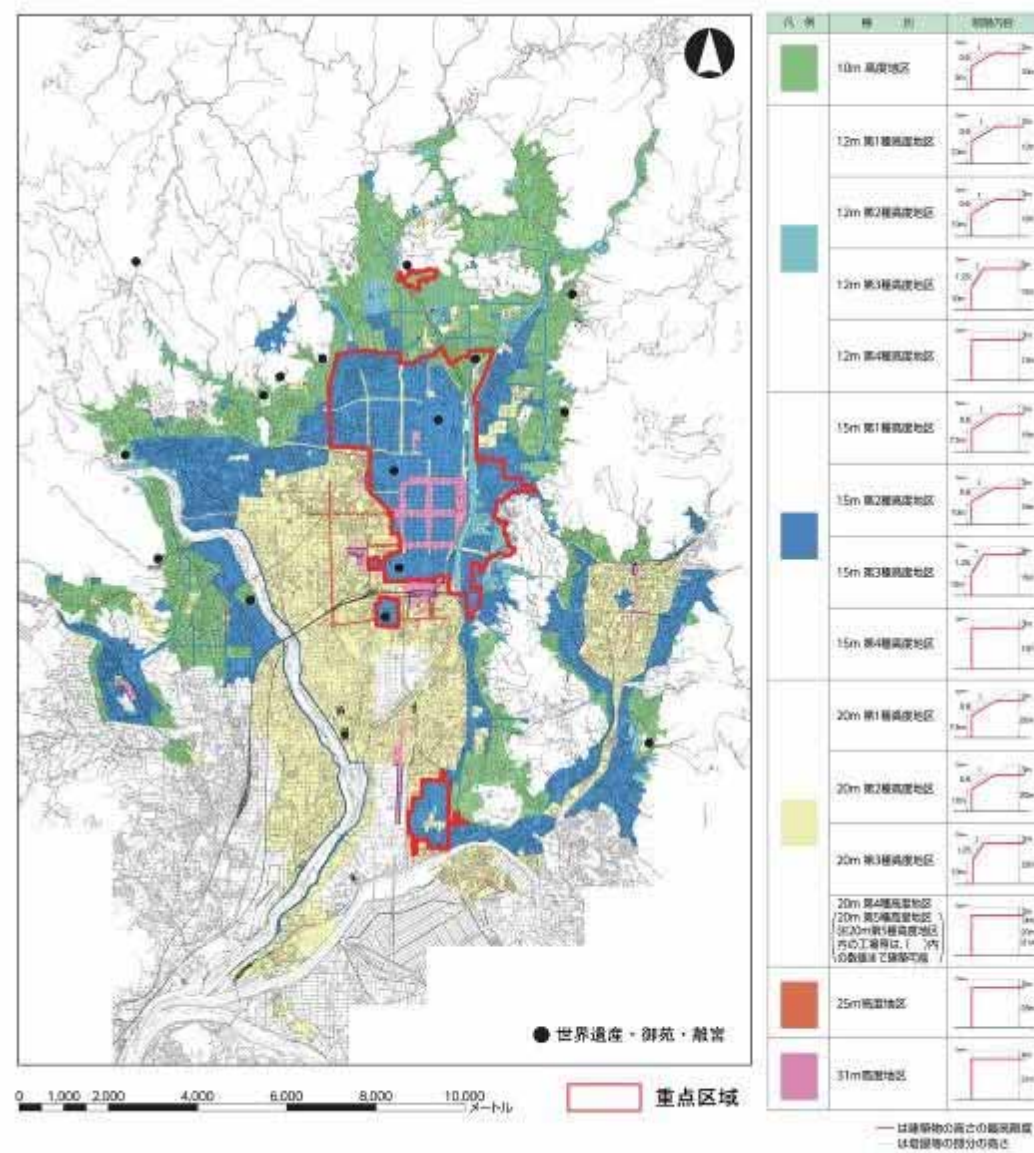


図5-1 高度地区指定(概要)図と重点区域

新(P272)

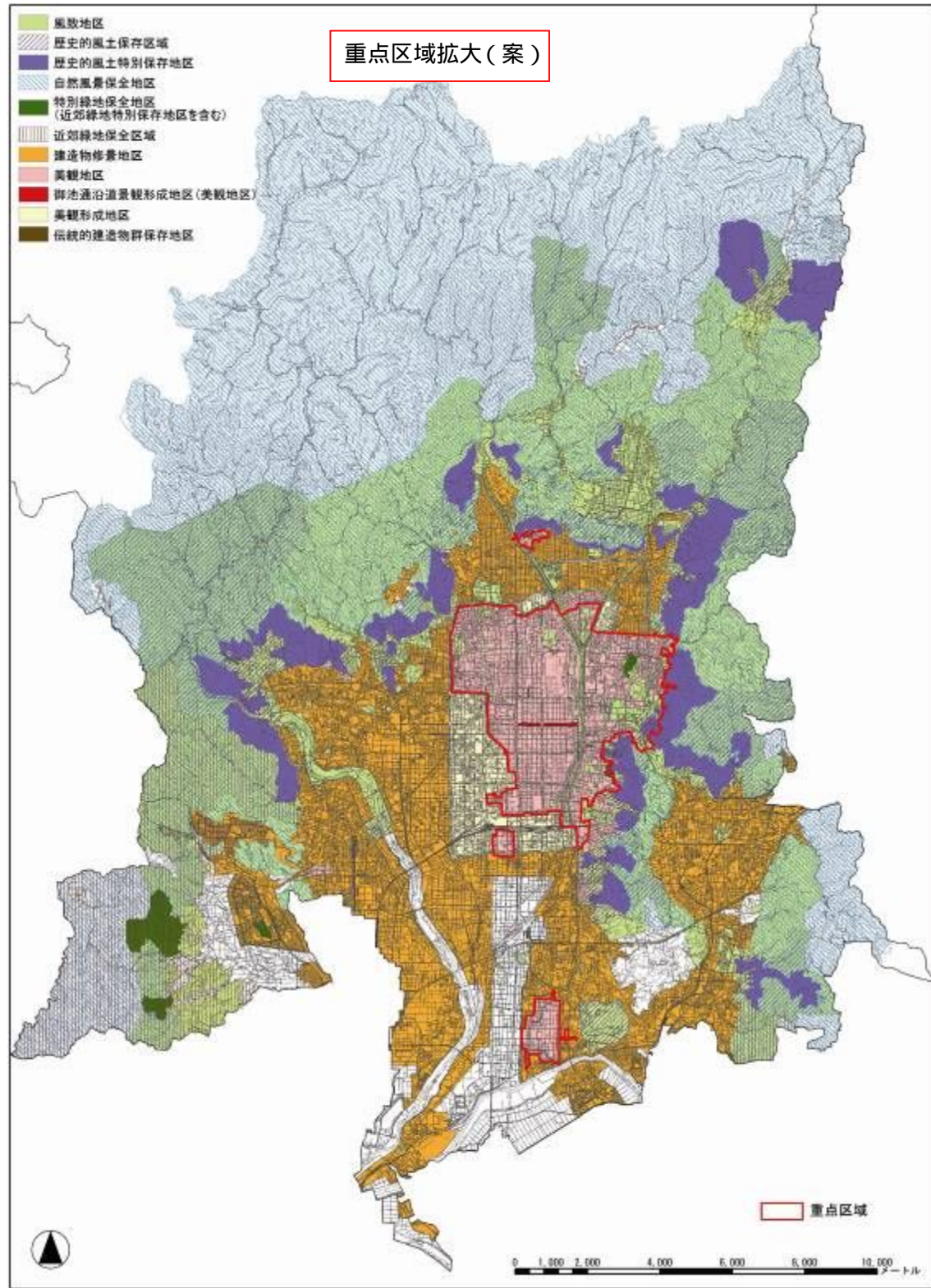


图 5-3 景观計画区域图(区域区分图)と重点区域

旧(P264)

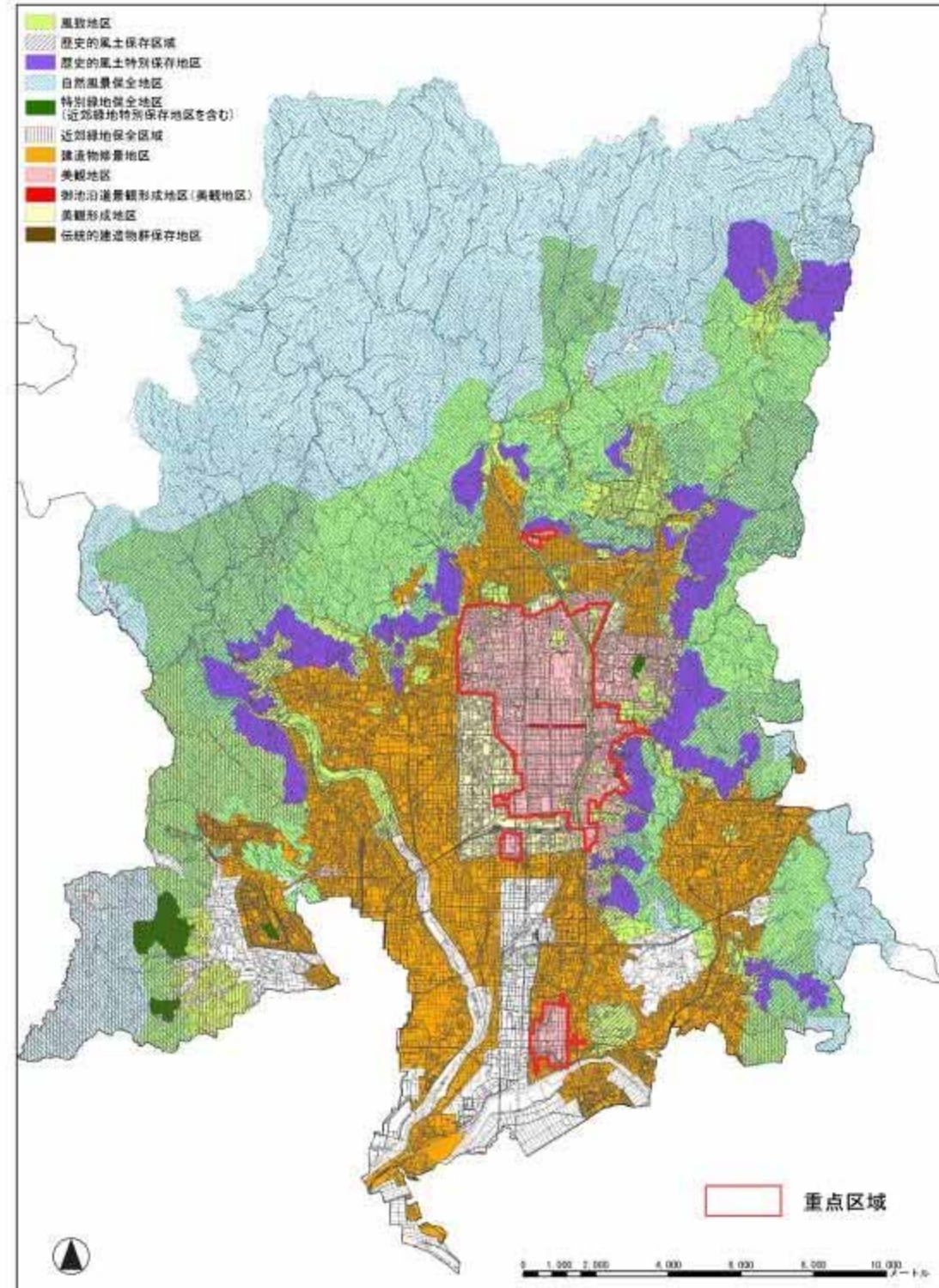


图 5-3 景观計画区域图(区域区分图)と重点区域

新(P273)	旧(P265)
<p>3 古都保存行政との連携 (古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))</p> <p>京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。) <u>重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。</u></p> <p><u>歴史的風土保存区域では、</u>それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。</p> <p>これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。</p> <p>歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。</p> <p>歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。</p> <p>本市では、約264.7ha(平成22年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。</p>	<p>3 古都保存行政との連携 (古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))</p> <p><u>重点区域の周辺における</u>京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。)</p> <p><u>また、それぞれの歴史的風土保存区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。</u></p> <p>これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。</p> <p>歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。</p> <p>歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。</p> <p>本市では、約264.7ha(平成20年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。</p>

重点区域拡大(案)
眺望規制図

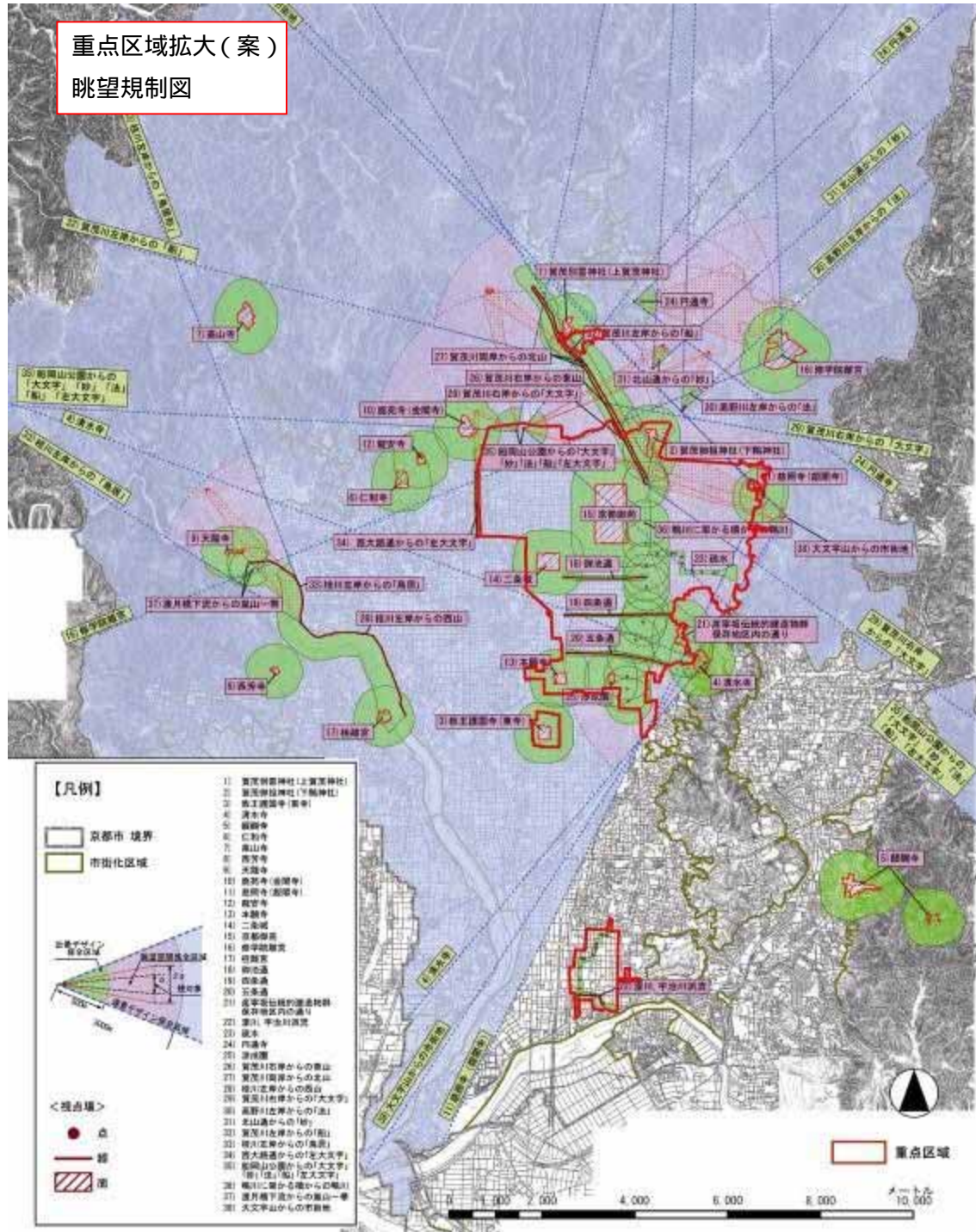


図 5-4 眺望景観保全地域指定(概要)図と重点区域

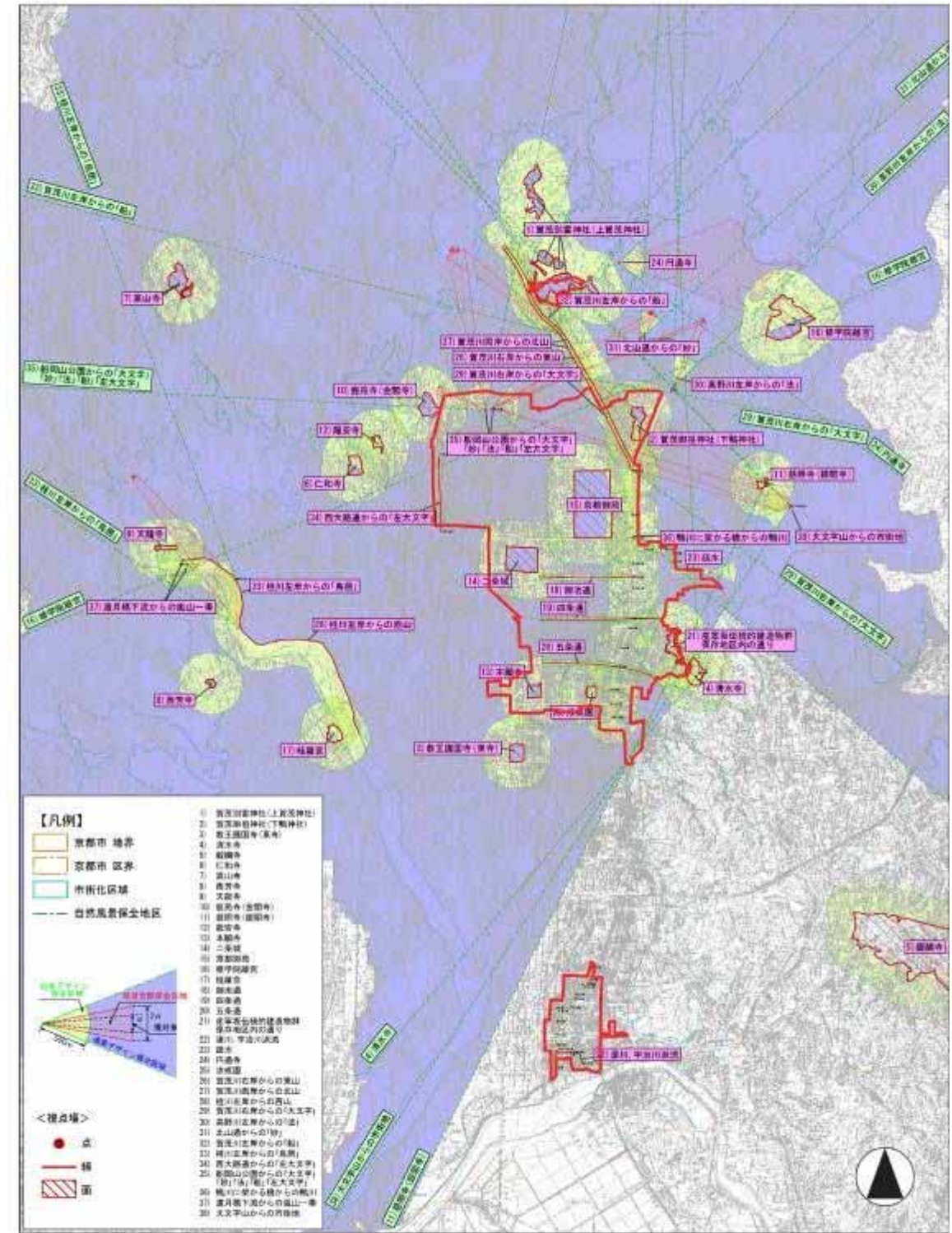


図 5-4 眺望景観保全地域指定(概要)図と重点区域

新(P278)

旧(P270)

重点区域拡大(案)
広告規制図

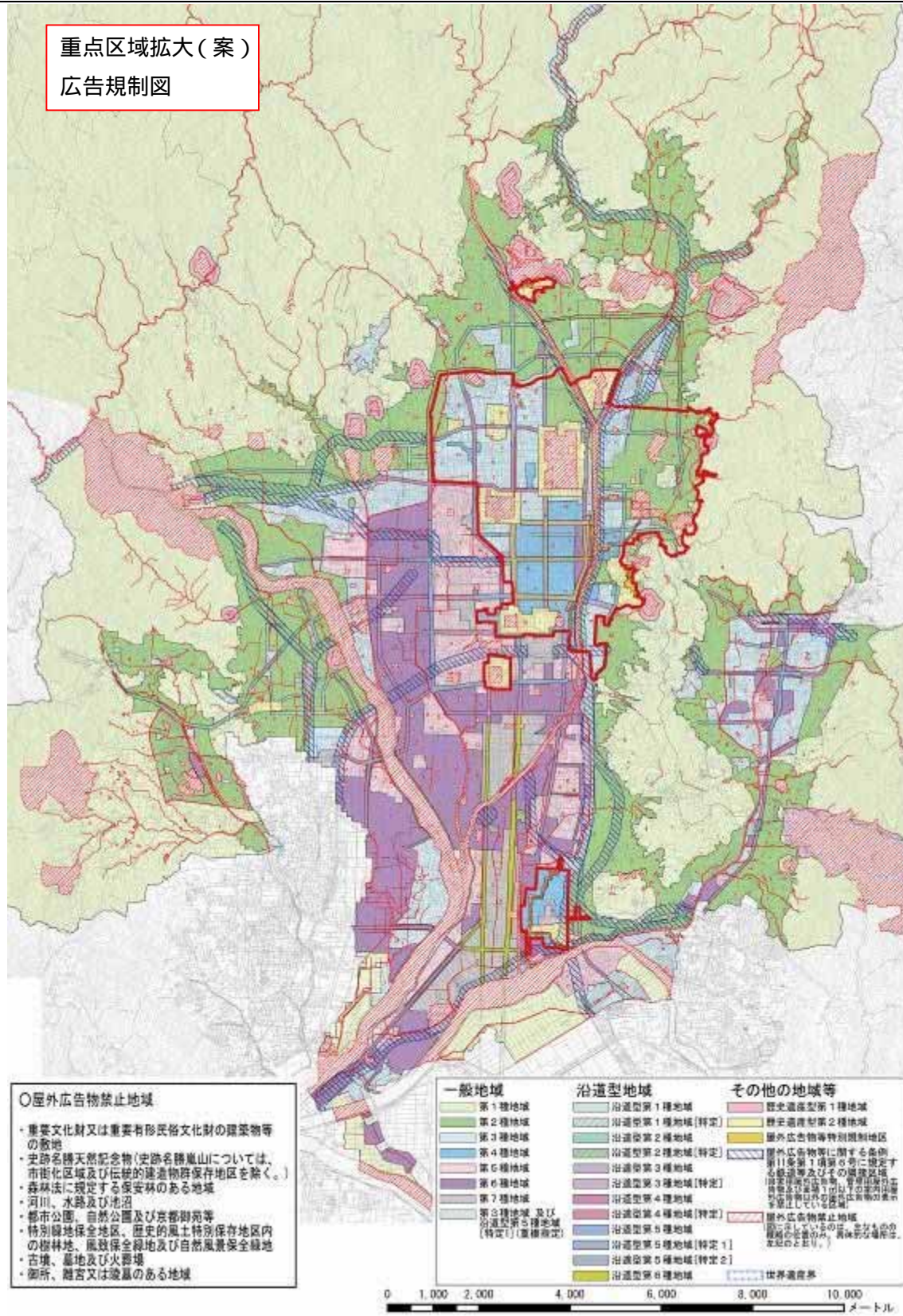


図 5-5 屋外広告物規制区域等指定(概要)図と重点区域

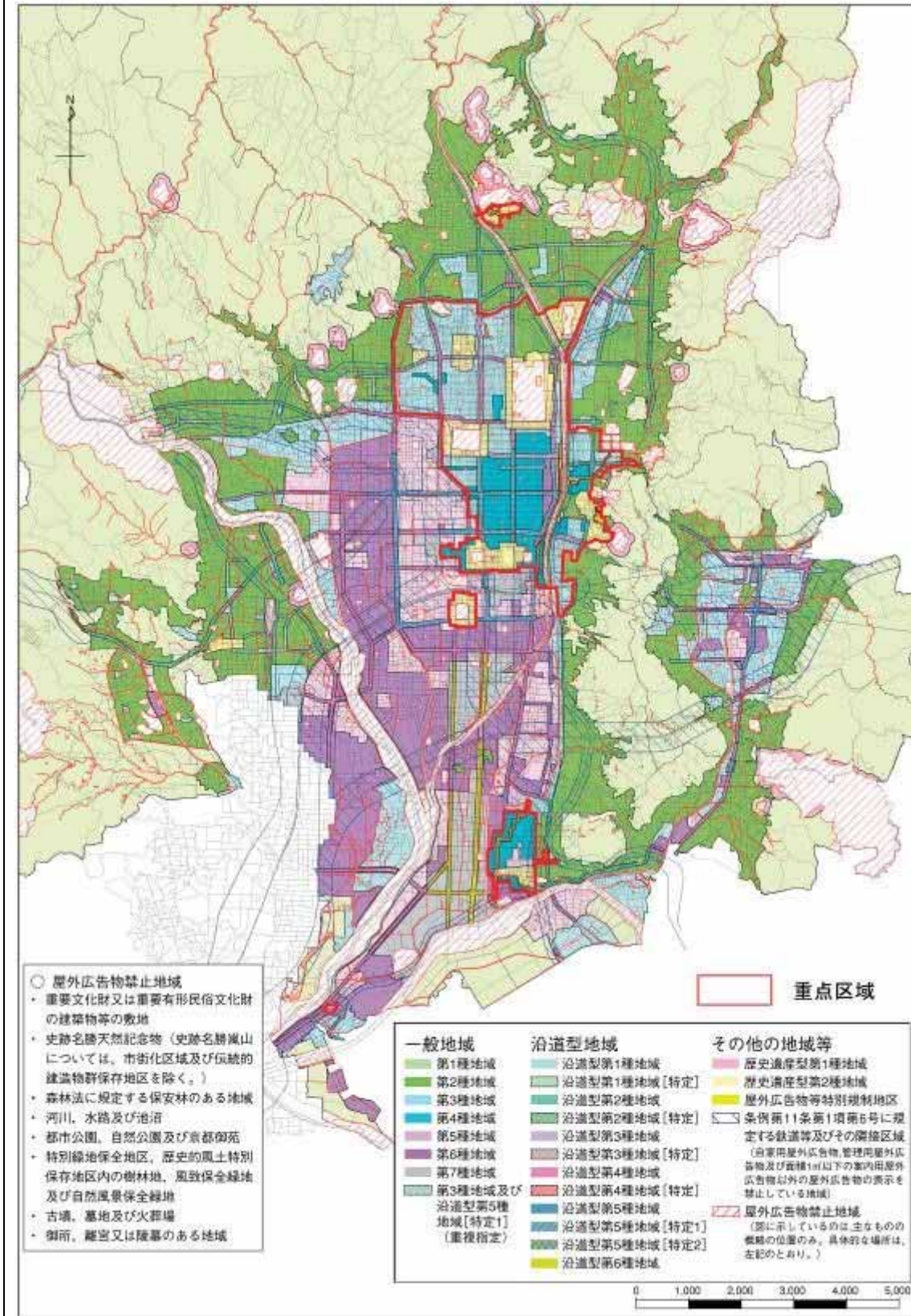


図 5-5 屋外広告物規制区域等指定(概要)図と重点区域

新(P286)	旧(P278)
<p>所有し、同建物を保存管理するとともに、建物を活用した様々な活動を行っている。この他、町家をはじめとする伝統的木造建築を手掛ける職人の団体として、京町家作事組がある。</p> <p>2 重点区域に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</p> <p>京都市が所管する二条城は、多数の国指定文化財を擁し、世界遺産「古都京都の文化財」の遺産を構成しており、重点区域の核となるものである。このため、京都市では、<u>平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度より、学識委員の指導のもと、本格的修理に着手する。</u>この一環として、20年度において、文化財建造物の修理技師を2名増員し、維持管理及び保存修理の体制を整備している。</p> <p>二条城をはじめ重点区域内の文化財建造物の多くは伝統的な技術が用いられており、それら技術の継承を図っていくことが必要である。このため、京都市文化財建造物保存技術研修センターを拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について職人の技能研修を行い、文化財保存技術の継承に努めていく。</p> <p>重点区域内における代表的かつシンボリックな無形文化として、祇園祭があげられる。祇園祭の保存、継承のため、国庫補助事業として山鉦などの保存、修理を行う他、京都府や関係機関とともに、祭礼の執行に対する助成を行い、その保存、継承を図っていく。</p> <p>また、祇園祭は「京都祇園祭りの山鉦行事」として平成21年9月にユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産の登録(「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載)が決定されたことをうけて、平成21年度には市民的な機運を高めることを目的として、「祇園祭」や無形文化遺産に関するフォーラムや講演会等を実施する【「祇園祭」世界無形文化遺産登録準備事業】(平成20年～)。</p> <p>重点区域内には多くの各種指定文化財が存在するが、これら文化財の今後の保存・活用に関しては、文化財保護法をはじめ、京都市景観計画、京都市市街地景観整備条例等の関係法令に基づいて適切に対応を図りながら、積極的に推し進めていく。</p> <p><u>また、平成21年度より、国庫補助事業として、「京都岡崎の文化的景観」の調査検討事業に着手している。</u></p> <p>(2) 文化財の修理に関する具体的な計画</p>	<p>所有し、同建物を保存管理するとともに、建物を活用した様々な活動を行っている。この他、町家をはじめとする伝統的木造建築を手掛ける職人の団体として、京町家作事組がある。</p> <p>2 重点区域に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</p> <p>京都市が所管する二条城は、多数の国指定文化財を擁し、世界遺産「古都京都の文化財」の遺産を構成しており、重点区域の核となるものである。このため、京都市では、<u>現在、破損・耐震調査(平成18～22年度)に着手しており、この調査成果を踏まえて修理の基本計画を決定し、継続的に保存修理を行う計画である。</u>この一環として、20年度において、文化財建造物の修理技師を2名増員し、維持管理及び保存修理の体制を整備している。</p> <p>二条城をはじめ重点区域内の文化財建造物の多くは伝統的な技術が用いられており、それら技術の継承を図っていくことが必要である。このため、京都市文化財建造物保存技術研修センターを拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について職人の技能研修を行い、文化財保存技術の継承に努めていく。</p> <p>重点区域内における代表的かつシンボリックな無形文化として、祇園祭があげられる。祇園祭の保存、継承のため、国庫補助事業として山鉦などの保存、修理を行う他、京都府や関係機関とともに、祭礼の執行に対する助成を行い、その保存、継承を図っていく。</p> <p>また、祇園祭は「京都祇園祭りの山鉦行事」として平成21年9月にユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産の登録(「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載)が決定されたことをうけて、平成21年度には市民的な機運を高めることを目的として、「祇園祭」や無形文化遺産に関するフォーラムや講演会等を実施する【「祇園祭」世界無形文化遺産登録準備事業】(平成20年～)。</p> <p>重点区域内には多くの各種指定文化財が存在するが、これら文化財の今後の保存・活用に関しては、文化財保護法をはじめ、京都市景観計画、京都市市街地景観整備条例等の関係法令に基づいて適切に対応を図りながら、積極的に推し進めていく。</p> <p>(2) 文化財の修理に関する具体的な計画</p>

新(P287)

重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策

重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。

その中でも代表的なもの、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策を次のとおりとする。

伝統的建造物群保存地区

京都市内には 4 地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の 3 地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。

伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復元的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。

環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和 51～）

なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。

二条城二之丸御殿他構造及び破損調査工事業、二条城二之丸御殿障壁画等保存修理事業

京都市では、平成 18 年度から 22 年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成 23 年度～25 年において、唐門、築地の修理を実施する。以降、二之丸御殿等の本格的修理の実施を予定している。

二条城には、重要文化財（美術工芸品）である二之丸御殿障壁画（954 面）が残っている。これらについては、模写を行い、嵌め換え作業を順次進めている。模写作業の終了した障壁画は、城内に設置された収蔵庫に収蔵し、一般にも公開して

旧(P279)

重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策

重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。

その中でも代表的なもの、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策を次のとおりとする。

伝統的建造物群保存地区

京都市内には 4 地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の 3 地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。

伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復元的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。

環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和 51～）

なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。

二条城二之丸御殿他構造及び破損調査工事業、二条城二之丸御殿障壁画等保存修理事業

京都市では、平成 18 年度から 22 年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、調査の成果に基づいて、修理の基本計画を決定し、学識委員の指導の基、本格的修理に着手する予定である。（平成 18～22 年）

二条城には、重要文化財（美術工芸品）である二之丸御殿障壁画（954 面）が残っている。これらについては、模写を行い、嵌め換え作業を順次進めている。模写作業の終了した障壁画は、城内に設置された収蔵庫に収蔵し、一般にも公開して

新(P298)

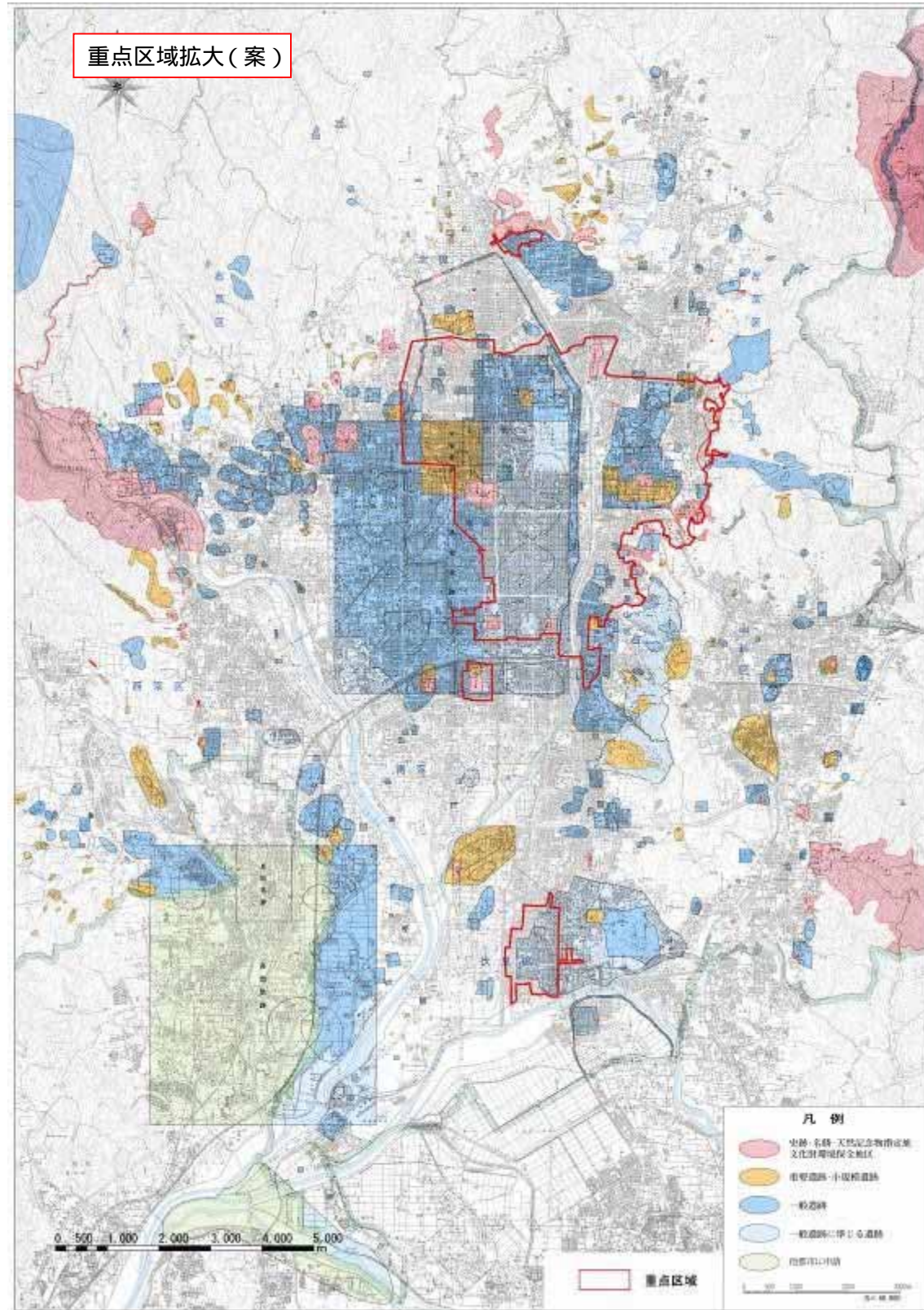


图6-1 京都市遺跡地図

旧(P290)

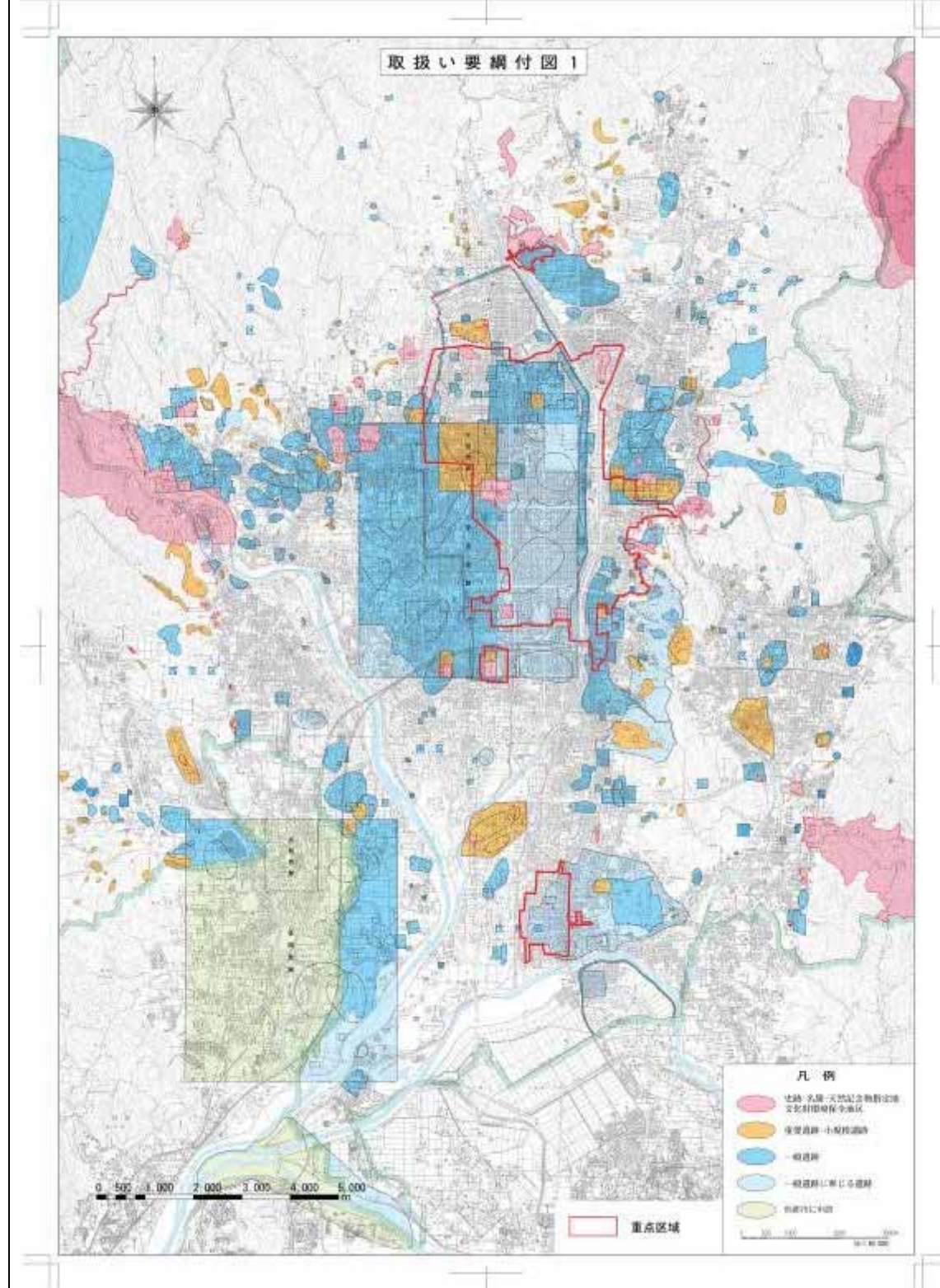


图6-1 京都市遺跡地図

新(P311)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識の整備	S30年代～	市単独事業 H16は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇 国語表記化

(事業主体)京都市
(事業区域)市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの4箇国語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真7-5 観光案内標識

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業

(事業主体)京都市
(事業区域)市域全体
(事業内容)

「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、観光案内標識の整備を重点的に進める。また、モデル地域「中心市

旧(P300-301)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識の整備	S30年代～	市単独事業 H16は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇 国語表記化

(事業主体)京都市
(事業区域)市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の4箇国語表記化及び維持管理を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの4箇国語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真7-5 観光案内標識

新(P312)

街地：御池通，烏丸通，四条通，新京極通に囲まれたエリア， 周辺観光地：南禅寺エリア」の整備を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では，市内全域に観光案内標識を整備しているが，デザイン，表記内容の不統一や京都の町並みとの不調和，観光案内標識の不足などの問題がある。快適な受入環境の整備のため，観光案内標識を整備する際の考え方を示す「観光案内標識アップグレード指針」に基づき整備を進めることで，歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや，人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

イ ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	H20～H22	市単独事業

(事業主体)京都市

(事業区域)東山区を除く市域全体

(事業内容)

歩いて楽しむ観光客の視点に立ち，駅やバス停と観光地，又は観光地相互をわかりやすく案内するため，観光案内標識(観光案内図板，案内標識，駒札)を充実させる。

事業は区単位で行い，各区ごとに「観光案内標識ネットワーク化検討会議」を開催し，整備内容を決定し整備を行っていく。平成20年度から22年度の3年間の間に，東山区を除く全10区で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は，駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに，それぞれが点として単独で存在しているため，観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め，市内の回遊性の向上を図ることにより，文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

ウ 観光案内標識のネットワーク化の推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識のネットワーク化の推進(東山区)	H18～	H18は国土施策創発調査費(国土交通省) H19以降は東山3K協力金会議等の財源を活用

旧(P301)

イ ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	H20～H22	市単独事業

(事業主体)京都市

(事業区域)東山区を除く市域全体

(事業内容)

歩いて楽しむ観光客の視点に立ち，駅やバス停と観光地，又は観光地相互をわかりやすく案内するため，観光案内標識(観光案内図板，案内標識，駒札)を充実させる。

事業は区単位で行い，各区ごとに「観光案内標識ネットワーク化検討会議」を開催し，整備内容を決定し整備を行っていく。平成20年度から22年度の3年間の間に，東山区を除く全10区で実施を予定している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は，駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに，それぞれが点として単独で存在しているため，観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め，市内の回遊性の向上を図ることにより，文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

ウ 観光案内標識のネットワーク化の推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識のネットワーク化の推進(東山区)	H18～	H18は国土施策創発調査費(国土交通省) H19以降は東山3K協力金会議等の財源を活用

新(P324)

(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅(主屋, 附属屋他)

(事業内容)

国庫補助事業として,京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理(平成21~22年度), 便所・表門, 中門等の解体修理(平成21~23年度)を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岩倉具視幽棲旧宅は,岩倉地区の文化,観光の資源の核となっている。よってその修理事業は,京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに,岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し,歴史的建造物を守り育て,活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
名勝無鄰庵庭園の整備	H23~	市単独事業

(事業主体)京都市

(事業区域)国指定名勝・無鄰庵庭園

(事業内容)

無鄰庵は本市の貴重な文化財であり,保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。平成19年度から「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を開催して保存管理計画等について議論を進め,平成23年3月に開催した第4回検討委員会において一定の方向性を定めた。



写真 7-14-2 名勝無鄰庵庭園

今後,中長期的な整備に向けた対応策を検討していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し,七代目小川治兵衛の作庭による広大な庭園を持つ邸宅として知られ,現在は京都市の施設として公開している。周辺には,同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し,固有の景観を形成している。当該施設の整備を図ることにより,歴史的建造物を守り育て,活かしたまちづくりが推進される。

旧(P311-312)

(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅(主屋, 附属屋他)

(事業内容)

国庫補助事業として,京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理(平成21~22年度), 便所・表門, 中門等の解体修理(平成21~23年度)を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。



写真 7-14 岩倉具視幽棲旧宅

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岩倉具視幽棲旧宅は,岩倉地区の文化,観光の資源の核となっている。よってその修理事業は,京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに,岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し,歴史的建造物を守り育て,活かしたまちづくりが推進される。

シ 未指定文化財庭園の調査

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について、市内の大学と連携して調査を行い、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを、市指定や登録文化財等として保護していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

民家などの庭は、歴史的建造物を構成する要素として重要であり、規模が大きいものになると、良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し、必要な保護を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新(P347)

(4) まちの活性化，魅力の発信事業

ア 職住共存地区整備推進事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
職住共存地区整備推進事業	H10～ <u>H22</u>	市単独事業

(事業主体)京都市

(事業区域)職住共存地区

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
<u>まちづくりに係る調査・企画・支援事業</u>	<u>H23～</u>	<u>市単独事業</u>

(事業主体)京都市

(事業区域)市域全体

(事業内容)

平成10年から行ってきた職住共存地区整備推進事業では、都心再生の先導地区として位置付けた職住共存地区において、地域協働型地区計画を活用した取組を展開してきた。これまでに、修徳学区、本能学区、明倫学区、有隣学区において地域協働型地区計画を策定している。

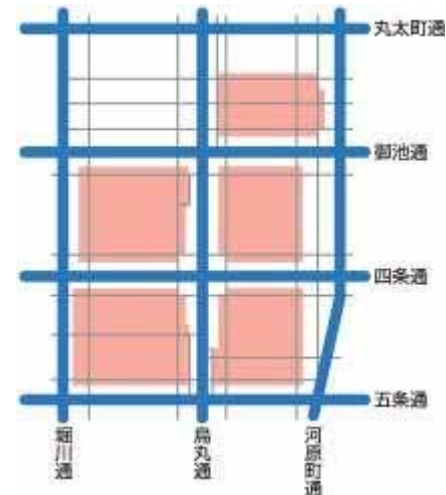
平成22年度で職住共存地区整備推進事業は終了し、この取組を市域全体へと展開するため、「地域協働型地区計画」等を活用し、住民・企業・行政のパートナーシップにより、個性ある地域まちづくりへの支援を推進する。

また、職住共存地区等のすでに地区計画を策定している地区については、その実現化に向けて検討等の支援を継続する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都では、職住共存地区をはじめとした多くの地域で、昔から住民自治の伝統があり、地域による活発な自治活動が行われ、また、それぞれの地域で歴史的建造物や伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。

そういった地域において、地域住民等との協働により「地域協働型地区計画」等を活用したまちのビジョンづくりを行うことで、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、歴史都市・京都に相応しい地域力によるまちづくりが推進される。



職住共存地区

旧(P333)

(4) まちの活性化，魅力の発信事業

ア 職住共存地区整備推進事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
職住共存地区整備推進事業	H10～	市単独事業

(事業主体)京都市

(事業区域)職住共存地区

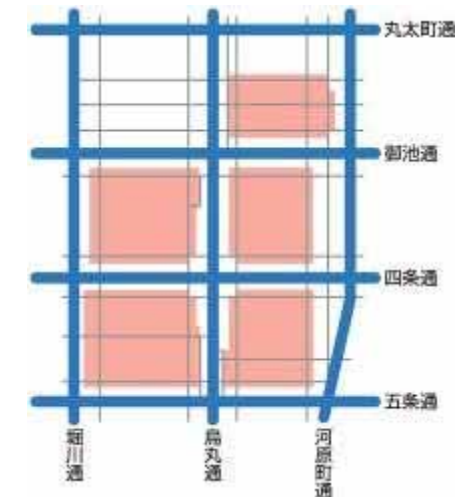
(事業内容)

職住共存地区において、住民・企業・行政のパートナーシップにより、「地域協働型地区計画」を活用し、個性ある地域まちづくりを推進する。

これまでに、修徳学区、本能学区、明倫学区において地域協働型地区計画を策定し、現在、有隣学区において策定に向けた取り組みを進めている。今後も、学区単位を基本として、地域ごとの計画の策定を推進すると共に、すでに策定している地区については、その実現化に向けて検討を進める。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

職住共存地区は、職住共存の形態を維持しながら、京都の都市活力を中心となって支えてきた地区であり、文化資源や歴史に根ざした独特のまちなみや生活文化が残ってきた地区である。しかし、近年和装産業など本市の活力を支えてきた産業活力低下や、町家の減少と高層マンションの増加によるまちなみ景観の変容等が課題となっている。このような地区において、地域住民等との共同作業により、職と住、新と旧が調和したまちづくりの実現に向けて「地域協働型地区計画」を活用してまちづくりを行うことで、地区の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、地域力によるまちづくりが推進される。



職住共存地区

イ 岡崎地域活性化の推進

岡崎地域は、東山を望む素晴らしい都市景観の中に琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化交流施設が集積した地域であり、京都を代表する文化・交流ゾーンとして年間500万人以上の方々が来訪している。岡崎地域の優れたポテンシャルの更なる活用と岡崎地域で展開されつつある関連施策の融合による、地域の活性化の羅針盤となる「岡崎地域活性化ビジョン」を平成23年3月に策定した。このビジョンに基づき、琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴史的建造物の保存・活用に関する取組や岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観・まちづくり等、官民様々な主体による取組を推進していく。



岡崎地域活性化の核となる施設の集積エリア



事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
官民連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	H23～	官民連携社会資本整備等推進費補助金(都市環境改善支援事業)(国土交通省)

(事業主体)京都市、エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」、
その他(民間施設・事業者等)

(事業区域)岡崎地域及びその周辺

(事業内容)

「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するため、地域の施設や団体、事業者、行政、専門家などで構成するエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が平成23年7月に設立された。この協議会による魅力創出事業や情報発信など、地域全体の魅力向上に向けた様々な取組を行う。

新(P349)

旧

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都会館再整備	H24～H26	市単独事業

(事業主体)京都市

(事業区域)京都会館

(事業内容)

京都会館は、第4回内国勧業博覧会跡地に整備された文教地区に、昭和35年に建設されたもので、日本を代表するモダニズム建築家・前川國男氏による建築としても知られている。

しかし、開館後50年以上が経過し、各設備や舞台機能を含めた施設全体に老朽化が進むとともに、近年の施設利用者や来場者の利用ニーズにこたえきれていない状況となっている。

このため、平成23年6月に再整備基本計画を策定し、既存の建物を活用して全面改修を行うことを基本とし、一部、舞台機能や音響面で課題の大きい第一ホールについてのみ建て替えを行うことで、「岡崎地域活性化ビジョン」に掲げる文化・交流拠点としての機能強化に取り組んでいく。

また、評価の高い既存の建物価値を次代に継承し、周辺への景観にも配慮したものとなるよう、有識者による「京都会館の建物価値継承に係る検討委員会」を開催し、岡崎地域の風致・景観の向上に寄与できるよう、再整備を進めていく。



写真7-24-1 京都会館



写真7-24-2 京都会館

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市動物園再整備事業	H21～H27	市単独事業

(事業主体)京都市

新(P350)

旧

(事業区域)京都市動物園

(事業内容)

京都市動物園は明治36年に全国で2番目に開園し、市民の寄付金と市債により建設された動物園としては最も古い歴史を持ち、今日まで、水と緑豊かな京都を代表する文化ゾーンである岡崎の地で、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に愛されてきた。

開園以来100年以上経過した施設は老朽化が著しく、新しい時代に適した施設のリニューアルが望まれており、都心部の近くに立地する利便性を活かしながら、動物たちの環境を大切につくり、幸福に暮らす動物たちを来園者が間近でみることができる「近くて楽しい動物園」を目指して、再整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取の気風あふれる地域であり、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。









岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することで、地域力を活用しながら、歴史的な地域資源や建造物を活かし、風情や品格のある更なる魅力的なまちづくりが推進される。

中でも、今回再整備を予定している京都会館や京都市動物園は地域の重要な構成要素の一つとして市民に親しまれている。

歴史的・文化的価値のある京都会館を可能な限り活かして再整備を図り、後世に継承するとともに、歴史ある京都市動物園を魅力ある施設として再整備することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新(P372)

史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
16	松居邸 (旧杉尾家) (景観重要建造物)		京都市上京区 挽木町 529	
17	大島邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
18	祇園甲部 歌舞練場 (歴史的景観保全修景地区, 国登録文化財)		京都市東山区 祇園町南側 570-2 他	
19	丹波屋		京都市上京区 黒門通上長者 町上る榎町 383 他	
20	キンシ正宗 堀野記念館 (旧堀野家 本宅)		京都市中京区 堺町通二条上 る亀屋町 172 他	

旧(P353)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
16	松居邸 (旧杉尾家) (景観重要建造物)		京都市上京区 挽木町 529	
17	大島邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
18	祇園甲部 歌舞練場 (歴史的景観保全修景地区, 国登録文化財)		京都市東山区 祇園町南側 570-2 他	

新(P373)

旧

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
2.1	きんせ旅館		京都市下京区 西新屋敷太夫 町79他	

京都市歴史的風致維持向上計画の変更（重点区域の拡大等）についての
主な御意見及び対応について

京都市歴史的風致維持向上計画の変更（重点区域の拡大等）に関し，これまで実施した市民意見聴取，文化財保護審議会の意見聴取，美観風致審議会の意見聴取において出された主な御意見と，それに対する本市の考え方及び計画への反映等は次のとおりです。

1 市民意見募集 <平成23年7月26日～8月22日>

主な御意見	本市の考え方，計画への反映等
岡崎・吉田の重点区域化は京都の歴史の重層性や景観が評価されることになり賛成	明治以降の近代化を牽引してきた岡崎・吉田地域の歴史的背景や，現在形成されている歴史的風致の理念を多くの皆様に知っていただくとともに，重点区域として設定することで，近代化を含む重層的な京都の歴史まちづくりを推進します。
岡崎・吉田の重点区域化により補助金が入ることを期待	国の支援制度も活用し，近代建築物等の歴史的な建造物や街路の保全・修景等の取組を推進することが可能となることから，京都の中でも特徴ある近代化遺産を活かした歴史まちづくりを推進します。
変更についてのメリット，デメリットが不明，規制強化であれば反対	重点区域の設定により新しく規制が発生するものではありません。

2 文化財保護審議会 <意見聴取会 平成23年8月31日>

主な御意見	本市の考え方，計画への反映等
拡大エリアを白河（岡崎・吉田）と表すのは歴史的な地名の変遷にはないもの。	今回は，岡崎・吉田とその周辺地域も含めて区域設定をしていることから，白河（岡崎・吉田）という言葉で包括することとしました。本文中で，白河（岡崎・吉田）のエリアの定義について追記します。
岡崎は京を補完する地ではなく，京の一部としてとらえられてきた地	「古くから都としての洛中と深いつながり」を持った地域として修正します。

京都市内には農村地域の風景など拡大エリア以外にも保全すべき場所がある、今後拡大して行ってほしい。	今回の拡大は、第2段階目の拡大です。山裾の寺社が多く存在する三山のエリアなどについても、まちづくりの機運の高まり等により、順次拡大していく予定です。
--	--

3 美観風致審議会 <平成23年10月25日>

主な御意見	本市の考え方、計画への反映等
南禅寺界限では邸宅の塀と道との間にできた空間が豊かで、まちの風致を形成している。また、邸宅群だけでなくまちなかにも疏水が流されており、緑と水のまちづくりの先駆的な事例と言える。このような認識も持っておくべき。	御意見の主旨を踏まえ、今後の政策の中に反映していきます。
近代の住宅群については、谷川住宅群のみがクローズアップされているが、京都大学の関係者等の住宅としては、田辺朔郎住宅や、北白川の住宅群もある。書き方を考えた方がよいのではないか。	御意見の主旨を踏まえ、谷川住宅群が「良好な住宅群」の例の一つであることが分かるように本文を修正します。
計画を変更し、重点区域を拡大するだけでなく、京都大学等の関係主体にその事実をきちっとPRしていくべき。	関係主体と協力しながら歴史まちづくりを推進します。